

平成二十一年度

宮崎県文化講座研究紀要

第三十六輯

宮崎県立図書館

序 文

宮崎県立図書館主催の「宮崎県文化講座」は、「宮崎県地方史講座」として昭和四十九年に開設され、平成十九年度に改称し現在に至っています。

本年度は、児嶋草次郎氏「石井十次と岡山孤児院の教育と処遇」、武田信也氏「明治期の新聞から宮崎を読む」日州独立新聞の廃県報道を中心に、長友禎治氏「飢肥藩の成り立ちについて」伊東家の家臣の覚書を通して、前田博仁氏「日向諸藩と薩摩藩における六十六部対応について」の計四講座を開催いたしました。歴史・民俗とともに郷土の先覚者をテーマに取り上げ、多くの方々に受講していただきました。

また、本年度で三十六輯を数える本研究紀要は、四人の講師の先生方が、講座の内容をもとに執筆されたものです。いずれも本県の歴史や文化の発展に大きく寄与する内容となっております。

今後とも、文化講座が県民の皆様に一層親しまれるとともに、本研究紀要が、県内外の様々な分野で幅広く活用されることを願ってやみません。

最後になりましたが、玉稿をいただいた四人の先生方、そして文化講座の開催にあたり御協力いただきました関係諸機関の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成二十二年三月

宮崎県立図書館長 一 原則 幸

目次

一	石井十次の教育に学ぶ	……	児嶋 草次郎
二	明治期の新聞から宮崎を読む―『日州獨立新聞』の廃県報道を中心に―	……	武田 信也
三	史料紹介 飢肥藩家老・伊東氏家譜書『藤枝伝』	……	長友 禎治
四	日向諸藩と薩摩藩における六十六部対応の相違について	……	前田 博仁

石井十次の教育に学ぶ

石井記念友愛社理事長

児嶋草次郎

目次

はじめに

一 石井十次を生んだ高鍋の精神文化と教育

二 石井に根付いた精神文化

三 孤児教育への転身

四 救済事業の展開

五 石井十次の教育

おわりに

はじめに

今朝（平成二十一年五月十六日）、宮崎日日新聞を開いたら、二宮金次郎（尊徳）の報徳思想を取り上げていました。二宮金次郎は石井十次が最も尊敬していた人物の一人です。石井は、晩年、キリスト教と報徳思想を合体させて基徳教なるものを考えたりしています。

新聞によりますと、北京大学の劉金才教授が九二年に神奈川県小田原市にある「報徳博物館」を初めて訪れ、道徳と経済の融合を説くその思想に衝撃を受けます。二宮金次郎の思想は、近代日本経済発展の精神的原動力になったものであり発展途上の中国が学ばねばならないと氏は考え、その報徳思想について一生懸命勉強した。中国では、日本軍国主義と結びついた思想との見方も強い中で、急激な経済成長の狭間で荒廃する精神を憂えながら、この報徳思想の普及に地道に努めている、そんな内容です。

記者は次のように結んでいます。

「劉が『日本で花開いた究極の東洋思想』とまで評する報徳思想、二百年の時空を越え、経済危機の救世主となれるだろうか。」

二宮金次郎像は、戦前には日本の多くの小学校等の庭に立っていたそうですが、今ではほとんど見ることができなくなっています。石井十次も含めて、東洋的感性で精神文化を築いた先人を、多くの日本人が忘れ去ってしまっている現状を寂しく思いますし、二宮金次郎について中国人が再評価しようとしている話にショックを受けないわけにいきません。

今、日本では経済は停滞し格差社会となり、人々の心も個人主義に片寄りすぎてしまっているように感じます。我々日本人こそが、もう一度このような先人達が築き上げた精神文化を学び直さねばならない時にきているのではないのでしょうか。

一 石井十次を生んだ高鍋の精神文化と教育

石井十次が生まれたのは慶応元年（一八六五）、高鍋藩の下級武士の村、馬場原です。高鍋藩は、三万石の小さな国でした。



写真1 石井十次肖像

石井より百二十二年前に生まれたのが秋月種茂です。高鍋藩の七代目藩主となります。秋月家は元々今の福岡県甘木出身。豊臣秀吉の時代、抵抗して破れ高鍋に移封されたのです。福岡では三十六万石だったとか。種茂は非常に偉いお殿様でした。アメリカのケネディ大統領が日本で最も尊敬する人物としてあげたのが米澤藩の上杉鷹山だそうです。鷹山は実は種茂の八才下の弟で、米澤藩に養子に行ったのでした。高鍋の人に言わせれば鷹山は兄種茂の真似をしただけということになります。高鍋の三万石に比べると米澤は、十六万石で、どうしても大きい方が歴史には残るのです。

十七才で高鍋藩主として江戸より着任、最初にやったことが間引きの禁止です。一七六一年、当時農家は疲弊していて間引きが横行

していたそうです。禁止するだけだったら誰にでもできる。種茂は農家の子どもに対して支援をしました。三人目の子どもから米二合あるいは麦三合を支給した。世界で最初の児童扶養手当だという人もいます。それだけでなく、大坂から産婆さんを招聘して子どものお産あるいは育児についての指導にあたらせました。また、双子(当時双子を忌み嫌う風習があった)が生まれた場合にも扶助料を支給しています。

一七六一年という年にやったことがいかに先駆的なことなのか、世界の年表の中に置いてみると分かりやすいのですが、アメリカの独立宣言がそれから十五年後の一七七六年です。しかし、起草したトーマス・ジェファソン自身が奴隷を百人ほど抱えていたと言われており、当時はアメリカもイギリスも西洋先進国は、奴隷を牛馬のごとく扱っていました。独立宣言で人間は平等であると言っても、白人だけが平等であって黄色人種や黒人は部外者だったのです。そういう時代に日本の地方弱小国で先ほどのような福祉制度を作ったのです。ちなみに、弟の鷹山が同じような「生児愛育令」作ったのはそれから十年後です。

秋月種茂が理想とした国はどういう国かと言うと、道で物を拾ってもそれをポケットにいれる人がいない、外出するときに家の鍵を締めなくても泥棒が入らないというような国でした。そういう理想国を作るためには教育が必要であり、そのための学校として一七七八年、『明倫堂』という藩校を作りました。明倫とは人倫を明らかにするという意味です。この『明倫堂』は九十四年間ほど続き、一番最後の部分で学んだのが石井十次です。

石井十次は『明倫堂』で一年以上学んでいます。『明倫堂』で彼の人格の基礎が作られたと、私は捉えています。最初寺子屋で学び(明治二年)、六才の時(明治四年)『明倫堂』に入学します。国が変わっても明治五年十一月までは藩校『明倫堂』として活動していたのです。

この『明倫堂』が閉校になると十次は宮崎に新設された宮崎学校に転校します。どうも『明倫堂』の助教授をしていて宮崎学校に招聘された堤長発(つつみながあき)先生を追いかけて行ったようです。堤長発の伝記に十次の父親が十次を連れて転校させたいと頼みに来たという記述があります。父親としては、堤先生こそが明倫堂精神を体得した方であり、堤先生に息子を託さねば息子の将来は無いと考えたのではないかと思います。堤長発は昌平坂学問所という東大の前身の学校でも学んだ人で、優秀で人格的にも模範となり得る先生だったでしょう。この師弟関係は一生続きます。

十次の父親石井万吉は、高鍋藩の下級武士です。下級武士というのは、百姓をしながら御城のお勤めをするという身分です。典型的な日本男児で働き者で、西南戦争では西郷軍について参戦するなど義理人情に厚い武士です。母親は、乃婦子と言いまして、今の言葉を使えば福祉の心に満ち溢れた女性でした。その頃社会も不安定で、隣近所に親を亡くした子どもや貧しい家庭もありました。母親は、そういう家庭に出掛けて行つては襖障子を開けて金品を置いてあげたり、親のない子がいれば我が子のように世話をしあげたりしていたようです。

有名なエピソード「縄の帯の話」が残っております。十次が七才くらいの時の秋祭りの日のことです。母親は、夜なべをして新しい帯を作つてあげ、それを締めて十次はお祭りに出かけていきます。今は日本も豊かになりましたして買い物に行く度に色々と子どもたちは買ってもらっていますが、当時はお盆か正月かお祭りの時ぐらいしかプレゼントはもらえません。

神社の境内に行きますと、友達のまっちゃんが皆から取り囲まれていじめられています。何事かと思つて近寄ってみると、ぼろの浴衣の上から縄の帯を締めて遊びにきており、皆からかわれていたわけです。十次は勇気を出してそのいじめを止めさせます。普通の話であればそれで終わるのですが、どういふわけか十次は自分の

帯を解いてまっちゃんの縄の帯と交換してしまいます。なぜそんなことまでやってしまったのか。

先程も話したように、母親は日頃から口先ではなく行動で物で、困った人達を助けるということを常に実践していました。十次は母親の後姿を常に見ていますので、おそらく、幼心にこの目の前のまっちゃんを助けるということは、自分の何かを差し出すということなのだと思感的に考えたのでしょうか。出す物があるとすれば帯しかないわけです。浴衣の中はすっぽんぽん、下は草履しか履いていません。

問題はその後で、今度は十次が縄の帯を締めることになったわけですから、彼としては親に叱られるかもしれないという気持ちで恐る恐る家に帰ったわけです。そうしましたら、なんと母親は「お前、いいことをしたね」と誉めてくれたのです。『明倫堂』で人格を学び、母親に心を育てられたと解釈することもできます。

今の話だけを聞いてみると、石井十次は生まれながらにして心やさしい少年で理想的にスクスクと育っていったと思われがちですが、決してそうではありませんでした。彼は、非常に早熟な少年で、西南戦争に参戦した父親の後姿も見えていますので、西郷隆盛を崇拜していました。明治十二年（一八七九）十四才の時に、東京の攻玉社という学校に入ります。攻玉社という学校は現在でも残っているようですが、当時は軍人を養成する学校で旧薩摩藩からの入学者が多かったようです。今は「慶應か早稲田か」ですが、当時は「慶應か攻玉社か」で、「慶應の白足袋、攻玉社の破れ袴」と言われ蛮力ラを特徴としていました。日清、日露戦争で活躍した軍人さんの多くが攻玉社出身とか。卒業生に鈴木貫太郎、松方幸次郎、片山潜等がいます。十次はそういうところに入学した。軍人になって世のため人のために頑張ろうと考えたのであろうと思います。

ところが、一年足らずで健康を害して退学し宮崎に帰ってきます。今度は、日南の飢肥で養蚕の勉強をしようと考え、行く途中に

宮崎に泊まった時、友達と酒を飲みながら政治談議をします。政治家の岩倉具視の悪口を言いましたら、その時のメモが警察の目に止まり、暗殺の計画を立てていると疑われて鹿児島島の監獄に五十日間ほど収監されます。しかし不幸中の幸いと言いますか、そこで西南戦争に参戦した若者と出会い西郷隆盛の話を聞き共鳴、出所後、故郷で吉野村開墾のまね事をやってみたりします。しかし、失敗。その後、学校の先生をやってみたり警察官をやってみたりします。結婚は十六才です。

警察官をやっている時です。攻玉社時代の友人の妹が宮崎の遊郭で働いていることを知り、その救済に奔走します。結果的には救い出すのですが、どういう訳か十次自身が性病にかかってしまい医者に通うことになります。その医者が高鍋出身の萩原百々平でした。萩原にはキリスト教に対する理解もあり、十次を叱咤激励、岡山医学校へ進学する事を勧めます。そして十次は岡山へ行くことを決意します。

二 石井に根付いた精神文化

明治十五年（一八八二）、十次は岡山の医学校（今の岡山大学医学部）に入学します。しかし血の多い青年ですのてなかなか自己コントロールができません。彼は十四・五才頃から日記を付けていましたが、その日記に「自戒」と「自規」、それぞれ十五箇条ほど書き並べます。それを守ろうと努力することで自分をコントロールしようとしたのです。いくつか紹介させていただきます。

「自戒」の第一条が「人と言語を交ゆ可らず」。人としやべるなどいうことです。もちろん何もしやべるなどいうことでは無く、無駄話はするなということでしょう。十七才の医学生です。とにかく一生懸命勉強して試験に合格していかなければならない。第二条「痛く節儉を守る可し慳慳^{けんけん}を伏す可し」。節約を厳しく守れ、しかしケ

チにはなるなということでしょう。第三条は「謙讓以つて驕傲に克つ可し」。謙虚な気持ちで驕り高ぶる気持ちに勝てということ。若いときにちよつと誉められたりすると舞い上がってしまい奢り傲慢になってしまいますが、謙遜であれと自らを戒めているのです。第四条が十次らしいのですが、「色欲を絶ち以て色迷に克つ可し」。性的なコントロールをしっかりしようということです。第五条は「含忍以て忿怒に克つ可し」。含忍というのは耐えるということでしょうか。忿怒は怒り。思春期には大したことでもないのにイライラしたり腹が立つたりすることがあります。そういう時にはじつと耐えよ我慢しろということです。今の若者にはこのような自戒は存在しませんので、腹が立つたらすぐナイフやバットを持って立ち向かっていくので、不幸な事件となってしまう。第六条は「淡泊以て飲食の迷ひに克つ可し」。第七条は「仁愛以て嫉妬に克つ可し」。これは重要な言葉です。仁愛という言葉は、現在では死語になってしまいました。復活させたい言葉です。人間だれしも嫉妬心は持っています。あこがれている女性が皆からチャホヤされているのを見ると、ムラムラと怒りの感情が込み上げてくる、これが嫉妬心です。これは人間として自然な感情です。十次もこれを否定しない。否定することは人間性を否定することになります。そういう感情に仁愛の気持ちで勝とうと言っているのです。すばらしい自戒であると思います。そのような自戒が第十五条まで並んでいます。

「自規」については、毎日曜日には必ずその週に行うべき事業及び日課表、時間表を作り、思言行が一致するようにしとか、毎日一度必ず室内を掃除しとか、学校においては総じて其の規則ならびに先生の命令に従うべしとか、自らのルールを決めて実行しようとしています。これも十六条ほど並んでいます。

十七才くらいの若者が、このような言葉を簡単に思いつくはずがありません。なにか模範になったものがあつたはずだと考え、あれこれ探していましたが、その一つが『明倫堂』の校則であると考え

るようになりました。『明倫堂』には十八ヶ条にわたる「明倫堂学規」という校則がありました。今校則と言いますと、子どもの自主性を損なうもの、人権を束縛する悪いもののように捉えられがちですが、当時は人間が生きていくにおいて大切な知恵を教えていたわけです。

「明倫堂学規」の第一条は「入学必ず制あり」。入学したら必ずルールがありますよというのが第一条です。それに補足説明がついていて、**「明倫堂」に学ぼうとする者はまず父兄の許しを受け、礼服をつけて、師範の家に行き入学を乞う。幼年の者は父兄が同伴する云々と書いてあります。「まず父兄の許しを受け」というところに注目していただきたいのですが、今の時代感覚から言えば、校則ですから「親の許しを受けて」など書く必要はない。なぜそのように書いているのか。**

話が脱線していきますが、山口県萩に吉田松陰の『松下村塾』があります。私の勤めている児童養護施設「石井記念友愛園」では、毎年春休みに、高校生達と一緒に二泊三日の旅行に行きます。高校生達がリーダーとしての自覚を持つようにという願を込めて「高校生自覚旅行」という名前がついています。三年に一回は必ずこの『松下村塾』を訪ねるようにしています。この『松下村塾』にも塾則がありまして、第一条は「両親の命には必ず背くべからず」で、第二条は「両親には出入りを告ぐべし」です。塾則ですから現代の感覚から言えば、親のことをアレコレ言う必要はないわけです。

「明倫堂学規」や『松下村塾』の塾則に、なぜ親の許しを受けよとか親の命に背くなというようなことを書かねばならないのか。おそらく我々の先人達は、学ぶにおいてまず必要なことは親への敬いであるということをおしやうとしたのであろうと思います。約二千五百年前の孔子も次のように言っています。「入りては則ち孝、出でては則ち弟、謹みて信、汎く衆を愛して仁に親づき、行いて余力あれば則ち以て文を学ぶ」。今日本全国の学校の中で、校則の中

に「入りては則ち孝」をかかげている学校がどれだけあるでしょうか。おそらく皆無でしょう。

「明倫堂学規」には、親への敬意とか、挨拶、礼儀、身だしなみ等いろいろ書いてあります。もちろん親からのしつけや愛情もあるのですが、こういうような規範を少年時代徹底的に叩き込まれたにちがいない。そういったものが十次の心の中に人格や感性として定着して、先程の自分自身の自戒自規として結晶したのでしょうか。

模範となるものとしても一つ取り上げておきたいと思います。高鍋藩主秋月種茂が作った「高鍋藩士規」というのがあります。これは高鍋藩士、つまり高鍋の武士たちの生活心得みたいなものです。十何力条にわたって書き並べてあります。例えば「老人を敬うべし」、「益友を求め」よ、「万づ儉約を用ふべし」などの言葉が並んでいます。また、災難があつた時には、身分を問わず助け合えというようなことも書いてあります。また、この「高鍋藩士規」の庶民版として「郷閭学規」というものもありました。内容は同じようなものですが、文字の読めない人達を集めて庄屋さんが読んで聞かせたということです。

戦後教育が戦前の軍国主義への反動からか、歴史や文化を軽視するようになり、学力だけで人間が自立するかのごとくとらえられがちですが、こうして石井十次の少年時代を見ると、その心や人格をつくるその土地の精神文化の重要性に気づかれます。その後十次は、十九才の時キリスト教に出会いクリスチャンとなり、彼の心の世界は飛躍的に広がっていくことになります。

三 孤児教育への転身

明治二十年（一八八七）、医学の勉強も進み卒業まであと一年という時、岡山県の上阿知村の診療所で実習をすることになります。その診療所の隣には弘法大師をお祭りする御堂があり、巡礼者がよ

く寝泊りしていたのですが、そこで貧しい子連れの女性に出会います。この女性、ある村でお百姓をしていたのですが破産、家族五人で四国巡礼の旅に出て、小豆島で旦那と子ども一人を病気で失ってしまします。昼間は物乞いをし、夜はこのような御堂に身を寄せながら元の村を目指して帰る途中でした。十次はこの女性からの依頼で、連れていた少年一人を預かることになります。これが救済事業のきっかけになるのです。

彼は医学生ですので、試験に合格するために勉強に集中しなければならぬ非常に大切な時でした。なぜそういう時に少年を預かってしまったのか。普通なら「お母さん大変だね。わたしはお母さんに同情もするし助けてあげたいと思う。しかし、学生の身分であるし、預かるわけにはいかないよ。」とでも言って逃げてよかった。おそらく彼は自分の母親の後姿を思い出したに違いない。「縄の帯の話」の時と同じように、母親は、そういう人達をみたら助けてあげていた、だから自分も助けない訳にはいかないと考えたのであろうと思います。また、さきほどの「高鍋藩士規」の災難があつた時には身分を問わず助け合えという言葉も思い出したに違いない。さらにキリスト教徒としての使命感もあつたことでしょう。

学生の身分であるにもかかわらず、その少年を預かって岡山に帰り、医学の勉強をしながら面倒を見るといふ生活に入っていきます。

ところが子どもの数は徐々に増えていきます。十人二十人という数になると、食べさせるために資金を集めるという仕事为主になり、医学の勉強どころではなくなっていく。彼なりに悩みますが、出した結論はこうです。医者だったら自分でなくてもだれでもやれる。しかし、こういう孤児や貧児の養育・教育は自分しかできない。彼の性格は、猪突猛進ですので、そう決めたらじっとしておれない。今まで学んだ医書類を全部庭に投げ捨てて、石油をかけて燃やしてしまったのです。その時、妻の品子は嘆き悲しんだそうです。今でも医者になるということは名誉も地位も財産も約束されたようなも

のです。妻なりの夢を描いていたのかもしれませんが。しかし、すぐに妻品子は彼にとって最大の理解者となり、全てを救済事業にかかげつくして、わずか三十才でこの世を去ることになります。

その後、医学校も退学し本格的に救済事業に入っていきます。この時、明治二十二年（一八八九）、二十三才の時です。その後の展開にはいくつかの節目があり、子どもの数もどんどん増えていきます。

四 救済事業の展開

最初の大きな節目が、明治二十四年（一八九一）の濃尾震災時の救済活動です。名古屋地方が大地震に見舞われ七千人くらいの人が亡くなります。この時石井はすぐに名古屋に行き救済活動をしています。最初は岡山に子ども達を送っていたのですが、途中から止めて、名古屋に「震災孤児院」を作っています。なぜそうしたかと言うと、当時キリスト教に対する理解が低くて、「ヤソが子どもの生き血を集めて吸っている」というような噂が立ったためです。カソリックでブドウ酒を飲むのを見ていて、血を飲んでいると誤解したことからでた噂でしょう。

二番目の大きな節目が、明治三十七年（一九〇五）の日露戦争の戦災児救済です。そして三番目の節目が明治三十八年秋の東北地方の冷害時の救済活動です。昔は冷害が東北地方を度々襲ったようですが、この明治三十八年の冷害は想像を絶するほどのもので、米がほとんどとれない（平年作に比べて、宮城一割三分、福島二割四分、岩手三割四分）。農家の人達は、草の根本の実を食べつくし、家財道具を売り払って生き延びようとしていました。記録によりますと、何もかにも売り払い着るものがなく、藁を身に巻き付けるようにして生きている人もいたようです。最後の手段は口減らしです。

当時のお金で三円五円という値段で子ども達を売ったのです。人

身売買はけしからんと今の人達は皆思うでしょう。しかし、子ども達は売られた先で食べさせてもらえる、残った家族はそのお金で食べられる、生き延びるためのぎりぎりの選択でもあったのです。そうしなければ、餓死を待つしかない。

明治三十九年（一九〇六）の年が明けて、一刻の猶予も許されない状況となり、多くの人達が救済に動き始めます。石井はまず二月に東北三県（宮城、福島、岩手）を視察と支援体制作りのために回り、三月から五月にかけて六回に分けて計八百二十五名の子ども達を救出したのです。この救済活動に誘発されるように、東北地方にいくつかの孤児院も当時できています。

東北地方からの孤児・貧児が加わったことにより、岡山孤児院の児童数は千二百人に膨れ上がりました。それ以外に百人の職員を加えて一つの村ができたと言ってもよいでしょう。宮崎県内であれば西米良村の人口に匹敵します。当時の一カ月の生活費は、五円かかったと言われています。今のお金で五万円と換算しますと、一カ月六万円必要ということになります。ほぼ寄付で集めるわけですから大変です。大変な事業であつたことが分かります。

彼はその後、宮崎県の茶臼原に移住します。直接のきっかけは明治二十七年（一八九四）のルソーの「エミール」との出会いです。土地は明治二十年岡山で救済事業を始めたころから確保していますので、将来何かをやるうという構想はもっていたようですが、この「エミール」を彼なりに解釈することで行動が始まります。「エミール」の英訳本を二百数十日間、英語のできる職員に訳読してもらい勉強し、神がエミール教育を実現するために自分をこの世に遣わしたのだと思うようになります。自然教育、農業教育に高めていき、子ども達とともに茶臼原の大地を開墾し、ゆくゆくは農家として独立させよう、そしてさらに新しく出た孤児はその独立した農家に預けようと考えようになるのです。今、脱施設化とかノーマライゼーションなどという言葉が福祉の最先端の思想だと言われている

ますが、石井十次は、明治時代にすでに構想していたのです。移住は明治二十七年に始まりましたが、その後、妻を病気で亡く



写真2 岡山孤児院児童

したり移住の途中で子ども達を赤痢で亡くしたりして一時中断。しかし明治三十八年（一九〇五）から再挑戦し明治の末期には里子を

残してほぼ全員の移住を終えます。理想郷づくりが本格的に始まるかに見えたのですが、石井は、大正三年（一九一四）、四十八才で

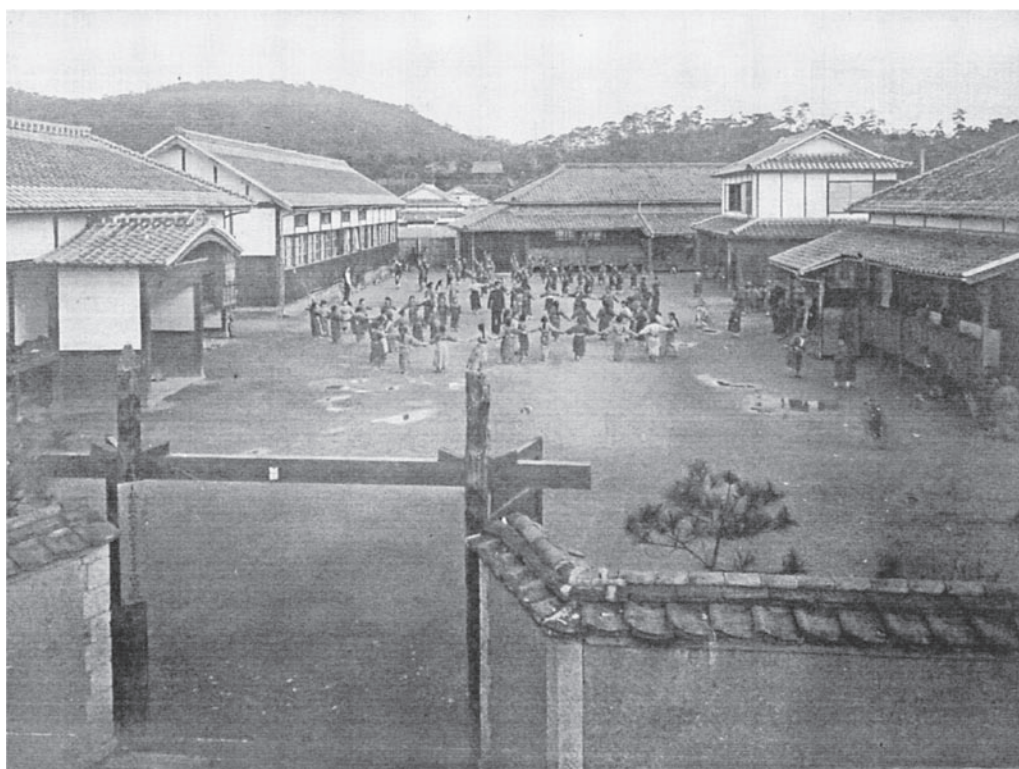


写真3 岡山孤児院尋常小学校

倒れます。

石井十次を失った岡山孤児院は、後継者にも恵まれずまた経済的

にも行き詰まり大正十五年（一九二六）解散してしまいます。石井が描いた茶臼原の理想郷作りは、幻に終わってしまったのです。

その後の展開について話しておきますと、ちょうど二十年の開鎖状態の後に、昭和二十年（一九四五）、太平洋戦争戦災孤児救済を目的として、今度は「石井記念友愛社」として事業が再開されています。

五 石井十次の教育

「岡山孤児院」という名前は、最初は俗称です。石井十次が最初につけた名前は「孤児教育会」でした。「岡山孤児院」は牧師の阿部磯雄が「基督教新聞」で紹介するために使いそれが定着したものだということになっています。「岡山孤児院」の方が分かりやすく寄付金も集めやすいということだったのでしょう。

石井十次は教育に強い関心を持っていました。だから「教育会」なのです。教育に対して目を開かせたのが、新島襄の同志社大学設立趣意書「同志社設立の始末」です。明治十七年（一八八四）夏、帰郷する途中船中で読んだその設立趣意書に多いに感動し、教育に目覚めます。彼は故郷に帰ると早速「馬場原教育会」を組織し、苦学生のために教育の機会を作ろうとします。「吾村子弟の現今年齢中にありて、他日有為の見込みあり、しかしながら家政困難其の志を達する能わざる者を助け、一は之を他国に遊学せしめ一は之を埒原朝晩学校に寄宿せしめ、或は高鍋、或は上江小学校に通学せしめ」云々とその「趣意書」に記しています。この教育会は岡山の「教育会」が設立するまで続いており、岡山孤児院の起源とすることもできます。岡山孤児院が他の追隨を許さない所は、単にその収容児数が多いということだけではなく、教育が核になり幅広くその自立のためのニーズに答えようとしたという点にあるでしょう。石井は、「孤児教育院にして養育院にあらず」とも言っています。

明治三十年（一八九七）、私立岡山孤児院尋常高等小学校を設立、優秀な児童は中学校や女学校にも進学させました。また、宮崎茶臼原移転後も茶臼原に私立茶臼原尋常高等小学校を設立（認可は大正二年）。

教育の各論については、後に岡山孤児院十二則という形でまとめられていますので、そのいくつかを紹介させていただきます。

まず家族制度。石井は、子ども達を指導する時、一人の保育士に十数名の子ども達を担当させ、一軒の家で家族的に処遇をさせるという方法をとっています。これはイギリスのバーナードホームの処遇方法を取り入れたものです。軍隊教育が一般的な時代で集団処遇でも何等違和感はなかったのですが、ここが石井十次の先駆性です。最初明治二十六年（一八九三）にバーナード報告書を手に入れた山室軍平から資料をもらい一カ月勉強してすぐ採用。明治四十年

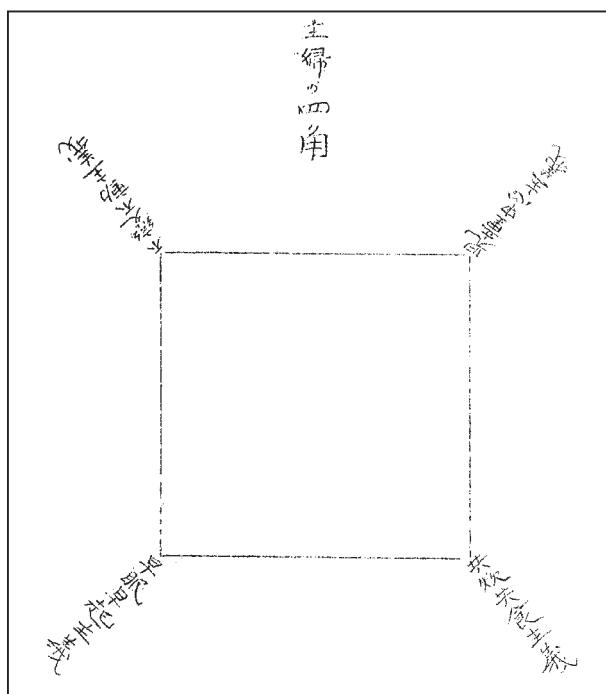


図1 主婦の四角



写真4 女子部一家庭に於ける食事

(一九〇七)には全院に家族制度を施行しています。その保育士を採用する時の話ですが、彼は一枚の紙を渡します。真中に正方形の図形が描いてあり、その上に「主婦の四角」と書いてあります。この四角には資格という意味が含まれているのです。

主婦というのは保育士のことです。そして四角の一つの角ごとに文字が記入されています。右の上が児童中心主義。厚生労働省が福祉行政の中で利用者中心主義を掲げることができたのは、高齢者福祉を整備する時でした。戦後五十年かかっています。児童の権利さえ存在しない明治の時代に「児童中心主義」とは画期的なことです。右の下が共炊共食主義。そのまま左に移って早眠早起主義。今、文部科学省が学校で一生懸命先生達に言わせている言葉をご存じでしょうか。「早寝早起き朝御飯」です。戦後六十五年ほど経って、ようやく文部科学省が石井十次の考えに一部到達したとも言えるでしょう。最後が不変不動主義。庭に立つ松の木ように不変不動の気持ちで子供達に尽くせ、というような意味でしょう。

次に委託制度。これは今の里親制度のことです。これもバーナードホームから学んだものですが、最初に試みたのは明治三十八年(一九〇五)で、成績が良かったので、漸次数を増やし、明治四十年(一九〇七)には委託児(里子)の数が二百十六名に達しています。今宮崎県全体で里子の数は五十五名程度です。残念ながら岡山孤児院の委託制度は解散とともに消滅し、日本の社会に定着することはありませんでした。もし国がこの岡山孤児院の試みを制度として継承していれば、日本の児童福祉は今とは随分違った展開となっていたでしょう。石井は宮崎茶臼原で里親村を開く構想を持っていましたが、次のようにも書いています。「二百人位の孤児を百戸の独立農家で養育するようになったら岡山孤児院が無くなっても天下の孤児は理想的に養われ教育されて行くようになる」。

実行主義。ある時、女性職員(保育士)が石井の所に来て言います。子ども達にアレコレ指導するけれどもなかなか言うことを聞いてくれない。しかし、自分がやって見せたら言う通りにした。石井はそれはいい話だということで、実行主義と名付けます。子どもは言うようにはせず、するようになる、ということです。

米洗い教育。造り酒屋では、お酒を造る時大量に米を使う。いち

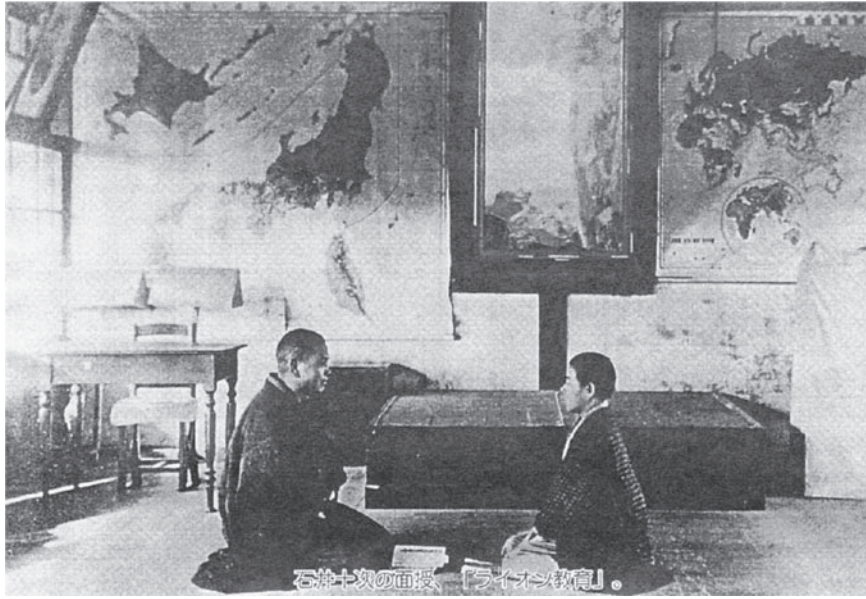


写真5 「ライオン教育」

いち桶に入れて洗って置いては間に合わないの、底の浅い大きなザルに薄く米をのぼして水をかけて洗うそうです。一回二回程度では汚れは洗い落ちないけれども、何回も水をかけているうちに米は光り輝くようになるそうです。何の事を言っているのかというと、朝の朝礼です。子ども達に対して、一回二回話をしても右の耳から入って左に抜けるだけ。大事なことは繰り返し話さないということです。

密室教育。言葉は暗いですが、今で言うカウンセリングでしょう。

「不善を戒むるに公の所に於てすれば却って反動心を助長せしむ。」と説明しています。昔、私も現場で失敗しましたが、例えば盗みをした子を皆の前で叱る。他の子供達に対してこういうことはするなと言っているが、目の前の子のプライドは頭の中に入っていない。この密室教育の場面だという写真も残っ

ています。石井十次が少年と対座している写真です。

この写真は「ライオン教育」の場面でもあります。少し説明します。石井と少年が向かい合って正座している。注目していただきたいのは、二人のバックです。真ん中に藤島武二の描いた大きな絵が掲げてあります。中国に獅子が千尋（せんじん）の谷に我が子を突き落とすという古い話がありますが、その場面を描いた絵です。ここでは獅子がライオンになっていますが、谷の上から両親が見下ろし、下では子供ライオンが空ろな眼でいます。この絵の両側には日本地図と世界地図が掲げてあります。その全体を写した写真です。で、それなりの意味があるのです。どう解釈するか。

千尋の谷の一般的な説明は、獅子は子を生んだら崖から突き落し這い上がってきた子だけを育てるということになっていますが、おそらく石井はそういう解釈ではないでしょう。これは私の想像を交えた説明です。動物の世界では、親は子を生んだら無条件に受け入れて育てます。敵が来たら体を張って子を守ろうとするし、親はガリガリに痩せても子にミルクを与えようとします。しかし、子が成長し自立の時が来たら、態度を豹変し突き放しにかかります。弱肉強食の世界ではそうしないと生きていけないのです。いつまでも親に甘えてたら自分自身の力で食糧を獲得できなくなり、すぐに他の動物の餌になってしまいます。この絵は、まさに自立の時を描いたものであると思います。石井はおそらく次のように言っている。「君は近々自立するけれども、自立するとはこういうことなんだよ。崖から突き落とされることなんだ。困った時は助けてあげるけれども、這い上がるのは君自身なんだ。這い上がる力は、岡山孤児院の教育で十分身に付けたので心配するな。しかし、しっかり自覚しろよ。それだけでなく、日本、いや世界を視野に入れて心を広くもって頑張って生きていけ」。石井はなぜこのような写真を残したのか。おそらく彼なりに後世の私たちにアピールしようとしたのではないか。教育の神髄とはこういうことなのだと。

実業教育。明治二十五年（一八九二）頃、石井は東京のある福祉施設を見学します。その施設は当時としては進んでいると言われた施設です。しかしその施設に入ってみたら入所者達は広い部屋でゴロゴロしています。そして御飯の合図の鐘がカンカンと鳴りましたら、皆バツと飛び起き我先に食堂に集まってきて、御飯をむさぼり食べる。食べ終わるとまた部屋に帰って何もしない。石井はその様子を見て愕然としたそうです。これは人間としての尊厳をもった生き物ではない、動物と一緒に考えるわけです。こんな動物みたいな人間を育ててはいけないと思い、石井は岡山に帰ってそれまでもやってはいたのですが、実業教育を本格的に授けるようになるのです。自分達で少しでも働いて自立の精神を養うという教育です。今福祉の世界では「自立」という言葉をよく使うようになりましたが、使い始めたのはこの十年くらい前からではないでしょうか。それまでの日本の戦後の福祉は、公が恵み与えるものであったのです。

他の十二則については、省略させていただきます。今までの説明でお感じになられたと思いますが、石井十次は西洋の進んだ教育理念や技術を積極的に取り入れています。しかし、かぶれてしまわないという所が彼の特徴です。例えばイギリスのバーナードホームから多くを学んでいます。しかし職員をイギリスに派遣して研修させたわけではなく、指導した教員は、それまで自分達が身につけてきた日本の確たる精神文化・生活文化に基づいて指導したわけです。内村鑑三が武士道にキリスト教を接ぎ木するというようなことを言っています。まさにそのような教育がなされた訳です。

石井が最後に到達した教育論が「三代教育論」と言って良いでしょう。彼は最初の頃は、教育の力を盲信していて、一代にして有用な人物に育て上げてみせるという勇ましい教育観をもっていたのです。ですから子どもに対する期待も非常に高かった。期待が高ければ高いほど要求も多くなるし指導も厳しくなる。しかし世の中はそんなに甘くはないわけです。子どもの持っている能力、資質、生育

環境等いろんな条件が加味されているので、なかなか思うようには育ってくれない。社会に出てからの偏見や差別もある。そこで到達したのがこの三代教育論です。「親は働き、子は学べ、三代目には小作人が地主となる」と説明しています。まず世の中に迷惑をかけない一生懸命働く子どもを育てよう。そういう子どもを社会に自立させれば、やがて真面目に働いて結婚するだろう。子どもが生まれたら教育も授けるだろう。そして三代目にして理想的な人物ができるのである、という意味です。教育は百年の大計と言いますが、まさにそういうことだと思います。

私も若い時は随分失敗しましたが、この言葉に一番助けられたような気がします。子どもの能力、資質、生育歴等を見無視して、何とか早く子どもが抱えている問題を改善し、一人前にしたいと願う。だから、期待もどんどん高くなり、結局可能性をつぶしてしまう。戦後の教育も教育の力を盲信してしまった所があるのかもしれない。

おわりに

石井が最後に残した言葉に「天は父なり 人は同胞なれば 互いに相信じ 相愛すべきこと」があります。大正二年（一九一三）亡くなる一年前に作った「茶臼原憲法」の第一条です。この言葉と同じことを言っている人が西郷隆盛です。「敬天愛人」です。さらに同じ九州人の福沢諭吉も「天は人の上に人を造らず 人の下に人を造らず」と言っています。石井十次、西郷隆盛、福沢諭吉のどの言葉にも「天」という言葉がついています。宗教は違っても同じような感性が彼らの中に地下水脈のように流れている。

今、二トと呼ばれる若者が六十数万人から百万人いると言われています。働こうともしない、働くための訓練を受けようとしな

べたら高い学力を有しながら、社会で自立できない若者がどんどん増えている。地域社会や家庭も個人主義化の進行とともにその機能が弱体化してきている。物質的には豊かな社会ですが、子ども達が精神的に成長・自立しにくい社会になりつつあると言えます。

教育とは一体何なのかと問いなおすべき時に来ている。今紹介させていだいたように、石井十次が突然変異的に生まれ育ったのではなく、高鍋という町の歴史、文化、人が育てたということ、そして、石井自身も日本の長い歴史や文化に培われてきた精神文化の土壌の上に教育を構築しようとしたということを学び直す時、今後に対して、私たちは、大きなヒントを得たことになります。(講座の原稿に補筆、訂正を加える)

明治期の新聞から宮崎を読む――『日州獨立新聞』の廃県報道を中心に――

都城市教育委員会文化財課

武田 信也

目次

- 一 創刊二年目の『日州獨立新聞』
- 二 『日州獨立』の見る「宮崎観」
- 三 小村壽太郎の「行政改革」提言
- 四 廃県問題と『日州獨立』の論陣
- 五 廃県反対運動を報道する――「県下公論」の拡大
- 六 宮崎県における「県下公論」の実態
- 七 反対運動を局地化させるもの
- 八 おわりに

一 創刊二年目の『日州獨立新聞』

今回素材とする『日州獨立新聞』（以下『日州獨立』）は、明治三十四（一九〇一）年八月七日創刊の新聞である。明治三十六（一九〇三）年八月七日、「創刊二周年」の文章を読むと、当初「実業振興」と「県政刷新」の二大題目を掲げて創刊された事が分かる。

『日州獨立』は社論において、「実業振興」の手段として「第一に實業家の團結を計」る事を挙げ、「實業家としては、等しく共通の利害を有するは、事實なれば、凡そ實業家は、其業務の如何を問はず、又た政黨や宗教の異同を論せずして、共に大目的の下に一致し、有力なる團體を組織するを必要とすべし」と説き、県内実業家の結集を促した。また「県政刷新」については、県會議員改選にあたり、社論「縣會議員候補者」において「今日の地方政黨員は、政黨に依りて、地方公共の福利を増進せんとするに意なく、却て政黨の勢力を利用し、私利私益を貪らんとするものゝ如し」と既成政黨を批判し、「縣會議員候補者は成るべく政黨員を避けよと、是れ縣下有權者が、候補者を選定するに當りて、熟考すべき事たるなり」と非既成政黨候補者への投票を呼びかけた。『日州獨立』は「粗暴輕薄の徒を斥けて温厚篤實の實業者又は全主義の人々を擧げ以て縣政の刷新を圖り實業振興の目的をも達せん」と「非既成政黨勢力」と「実業家の勢力」を結集することを目指していたが、二大題目を掲げることで、立憲政友会の機関新聞『宮崎新報』との対立は避けられなかった。五代雄資氏は『日州獨立』を「中央の速報、地域に密着した記事を基本としながらも、広告収入を基本とする現在の商業新聞への原型」の一つとして位置付けているが、『日州獨立』社論からは、当初この新聞が持っていた「実業新聞」と「非既成政黨新聞」の性格が伺える。『日州獨立』の報道姿勢は、『宮崎新報』が読者として拾いきれない宮崎の実業家、商工業者に加えて、非既成政黨勢力の側にあつたと考えてよいだろう。

記者生活十数年の無名氏は、明治三十五（一九〇二）年刊行の『警世之木鐸 新聞記者』で、地方において新しく新聞を起こそうとするならば「先づ維持費と擴張費とを豊かにして且つ常に紙面を精良のものたらしめざるべからず、此條件をして一點の缺ぐる所なく之れを五年間繼續せしめば、其成功蓋し疑ひなけん」と秘訣を明かしているが、運転資金の確保と精良な紙面は、新興の地方新聞が成功するための両輪であつた。宮崎新報社は株式会社組織を持ち、資本金が八千円。新聞及び印刷を手がけ、『宮崎新報』は立憲政友会の機関紙である。対する野井活版所は野井唯吉の経営で、資本金が二千七百円。同じく新聞及び印刷を手がけ、日州獨立新聞社が『日州獨立』を発行する。『日州獨立』が非既成政黨の新興勢力である以上、政黨からの運転資金流入は期待できず、新聞販売のみでも経営が安定することはない。新聞広告料も重要であるし、同系列である野井活版所の事業伸展も資金源として重要であつたことは想像できる。明治三十六年、野井活版所の長文広告では「野井活版所が、活版印刷業に於ける技術の、如何に巧妙熟達を極め、如何に隆盛なる地位を占め居るかは、既に一般人士の深く熟知せらるゝ處にして、自ら關西第一位を以て居るもの、決して僭越ならざるを信ずる處に有之候」と自認する。また「所務の發展と事業の擴張とは、本店一箇所にては、到底恩命に應じ切れざるもの有りて、先きに延岡支店を開設到候處、開店以來陸續御下命の榮を蒙り日に増し盛大に赴き」と、宮崎町の本店に加えて、県北部の延岡にも支店を出すほどこに事業が拡大していることを誇るのである。活版事業の伸展は、同業者の妬みを買ひ、「野井活版所を中傷し、野井活版所の進運を阻害せんことを企て、或は當該官廳の小吏と結託して、大に反抗を逞せんとする向も有之哉に聞及候」という状況を生みだしていた。同業者と役人の結託により、圧迫があつたのか分らないが、統計の数字を見ると明治三十五年の受注印刷枚数一万五千六百枚、価格二千六百四十円だったのが、明治三十六年には枚数八万八千枚と増

加したが、価格は二千六百四十円と伸びていない。

『日州獨立』が、宮崎県の公報掲載について、「公布式問題」と題する七回の社論を展開したのはこの年十一月のことである。当時宮崎県は独自に公報を発行せず、『宮崎新報』に県令・訓令・告示といった公文を登載させることで「公布式」としていた。印刷技術が高度とは言えない『宮崎新報』に比べ、先の広告において「我活版所の特得の伎倆として、如何なる精細緻密なる諸表統計類にても、如何に迅速を要すべきものにも如何に大部なる注文にても時間に寸秒を誤たず、仕上げに精巧を缺がざるは、本支店共竊かに誇る處に有之」と、仕上りの迅速さ、正確さをアピールする野井活版所にとつては、願つてもない大口の仕事であるが、以前から県に申し入れしても、『日州獨立』は公報掲載指定新聞になれなかった。社論全体を通じて『日州獨立』が主張したのは、県から『宮崎新報』に支払われる年間登載手当千八百円の分配を、無料で公文を掲載している『日州獨立』にも求める事であつた。

二 『日州獨立』の見る「宮崎観」

『日州獨立』は社論で「宮崎縣の側面」という連載を行っている。これは「宮崎縣は如何なる所なりや」の問いに、読者はどう答えるかという投げかけからはじまり、当時の宮崎県について正面からの觀察ではなく、「側面より下したる觀察を説きて、讀者と共に宮崎縣の真相を究めんとするに外ならず」と『日州獨立』なりの見方を披露するものである。当時の『日州獨立』がどのような「宮崎観」を持つていたかを見れば、報道の姿勢や立ち位置がどこにあったのかを明らかにできるのである。

「宮崎縣の側面」連載四回目では、「宮崎県人氣質」が明治三十六年段階に於いても未だ生まれないという觀察を踏まえた上で、県人特有の氣質を形成する傾向を「全縣の縮圖とも見るべき所」である

宮崎町に見る。『日州獨立』は「宮崎町は恰も北海道が、有らゆる府縣の移住民を吸収して道民の間に一種特有の氣質を形成する如く、又た北米合衆國が、世界各國の移住民を吸収して、國民の間に一種特有の氣質を形成する如く、縣下各方面の人々を吸収して之を同化し、一種特有の氣質を形成しつゝある也」と北海道やアメリカなど移民新興地域になぞらえ、「都城人も飢肥人も、高鍋人も、佐土原人も、延岡人も、此處には永く其の特質を保持する能はずして」同化し、ついには特有の氣質を帯びると展望する。宮崎町のみならず県下各方面にこの現象を呈しているのを見れば、宮崎県人氣質は一種特有の氣質を形成するに至るのは想像できるものの、現在は各藩割拠の余風残る「過渡時代」であると結論づけている。

連載五回目では、統一された氣風を持つ他県人との關係が論じられる。「隣縣の勢力は、絶えず本縣に向つて侵略的態度を執るを見るべし、即ち縣の西南方面は鷹嶋縣の勢力に侵略され、西北方面は熊本縣の勢力に侵略され、東北方面は大分縣の勢力に侵略され、獨り東南一帯の大洋に面する方面のみは、他縣の勢力に侵略さるゝを免れつゝあるを見るべし」と県境付近が隣県勢力の「侵略」地となり、純粹に他県勢力の及ばない地域は東南一帯（宮崎平野附近）と『日州獨立』は見ている。県人氣質が形成以前の「過渡時代」にあるがために、宮崎県人が他県人の氣風に感化されていると言つのである。これら『日州獨立』の論説によつて、次のことが指摘できるだろう。ある事象分析の際、『日州獨立』は「宮崎縣の縮圖」たる宮崎町という地域に事象や問題を引きつける、あるいは置き換えるといった作業を行い、宮崎町の分析結果を県下各郡一般の事象とみなす傾向があること、そして鹿児島・熊本・大分といった隣県は常に県境を越えて侵略する脅威であり、県境付近は隣県勢力下にあると認識している、純粹な宮崎の領域は宮崎平野の海岸辺りと考えていることである。『日州獨立』では、社会における新聞の役割を「新聞紙は、或る意味に於て、社會を照らすの鏡面なり」と「鏡」にたとえて「新

聞紙にして、獨立不羈の精神を持し、權勢を恐れず、情實に拘わらず、能く社會萬般の現象を照らすものあらば、取りも直さず新聞紙の任務を盡せるなり」と定義しているが、前掲の「宮崎觀」を創刊二周年の文章で言う所の「鏡」にして、県内外の社會事象を見聞し、読者に向かつて記事を書いていることになるだろう。『日州獨立』の紙面に見る宮崎は、『日州獨立』の「鏡」を通して見た宮崎である。

三 小村壽太郎の「行政改革」提言

明治三十四年、中央では長州閥の桂太郎が、伊藤博文に代わり第一次内閣を組織していた。その桂内閣の閣僚として小村壽太郎がいた。小村は外務大臣として入閣の際「内政外交に関する十年計画意見」を起草していたが、そこで示された中に「行政機關の統一敏活」と「交通機關の完備」がある。

二、行政機關の統一敏活を図るべきこと

〔前略〕現今国内行政機關の組織は中央集權に偏し其權限過大にして組織の繁重なると共に各省に於ける機關の配置其適正を失し彼此の統屬明かならず其地方行政に対しても徒らに中央官衙に属する特種の機關を多設し地方官に信任するの範圍狭少なるが故に中央、地方との關係亦た繁密なるを得ず〔中略〕中央官衙の管理に属する収税土木山林砦山諸行政の如き適當なる方法ある者は之を地方官に一任するの制を立て以て中央に於ける政務の簡捷を期すると共に地方の実力を充實し兩々相待ち内政の整頓と国力の増進とを図り全国の力を挙げて専ら之を外部に向はしむるの計に出でざる可らず〔後略〕

八、交通機關を完備せしむること

国内の運輸交通機關を完全敏活にし氣脉貫通手足靈動の妙あらしむるは内に在りては国富を増益し国防を完密にし外に對して

は一国の力を団集して其活動を自在ならしむる所以にして国家富強の策と對外進取の略とに對し至大の關係あり〔後略〕

小村の挙げた意見のうち前者は、「中央官衙の權限過大」と「中央官衙に属する特種の機關を多設」といった中央集權の弊害を説き、解決策として中央省庁の出先機關業務を府県に移管し、中央省庁の經費節減と府県の裁量拡大をはかるものである。明治の中央と地方の行政は、府県庁から広範な權限を取り上げ、中央省庁が自前の出先機關を再配置していく過程であつた。地方行政機構の府県庁から、まず裁判機能が分離され、裁判所は司法省管轄となつた。明治二十九（一八九六）年には、収税事務が大藏省管轄の稅務管理局へ、明治三十六年には地方監獄事務が司法省管轄に移されるなど、中央省庁とその出先機關は膨張を続けていたのである。また後者で小村は、各論に於いて全国の鐵道・電信・電話・航海・築港の各事業を完全敏活させることを提言している。その中で、鐵道事業について「政府は宜く鐵道事業の發達と統一とを期し且つ中要線路の全通と之が運輸交通の利益とをして全国に普及せしめんが為に速に私設鐵道を買収して之を国有に移すの計画を立て且つ之を斷行すべし」と述べ、国内幹線鐵道の開通と私鐵の国有化によつて、全国の鐵道網を早急に完成させるべきとする。

「内政外交に関する十年計画意見」は、日英同盟締結やポーツマス條約交渉の陰に隠れ、小村の宰相としての器を語る際引き合いに出される程度であつた。ところが小村の次男捷治は、「亡父は桂内閣に於ける、唯一のブレインを以て任じ、〔中略〕随つて閣内に於ける亡父の地位は今日想像する以上に有力なもので、當時の元老を初め桂首相も一目を置いていた」と閣内での小村を知る人物から聞かされていて、同時代人が見る小村の眞骨頂は、後代が想像する外相としての面よりも、内閣の頭腦としての面にあつた事が分かる。小林道彦氏はさらに進めて、時の首相桂太郎は「内政の整頓と国力の増進とを図り全国の力を挙げて専ら之を外部に向はしむるの計」

である小村の国家プランを、ある程度認識として共有していたと評価する。小村自身は、内政に関して実際に腕をふるう機会はなかったが、幻と言われる意見書は新聞にその概要が報道され、少なくとも国民の目には触れることになった。またブレーンという立場から考えれば、「内政外交に関する十年計画意見」は、全くの幻でも実現されなかった話でもなく、桂首相とその内閣の基底に受け継がれていたと考えるべきであろう。

プランの一つ「行政機関の統一敏活」については、明治三十五（一九〇二）年桂内閣のもとで政務調査会が設置され、行政機構の整理が検討された。その委員が奥田義人であった。伊藤之雄氏によると、奥田は実務官僚として前内閣の伊藤博文内閣でも行政整理構想を立案し、「中央集権の改善」や「地方官権限の拡張」を挙げている。これにより、小村だけでなく、中央集権の欠陥と改善の必要性を認識する政府関係者は複数いた事になる。できあがった奥田の案には地方分権も盛り込まれたが、結局この案は、各省の反発を招き頓挫してしまう。

四 廃県問題と『日州獨立』の論陣

『日州獨立』は明治三十六年七月二十二日の社論で、行政整理について日清戦争勝利以後の行政機関の拡大膨張等を遠因に説明しつつ、「行政を整理し、國費を節約する事は、朝野共に必要を認むるも、未だ其實行を見る能はざる所以のものは、固より問題の至難なると政府當路者の英斷なきに因る」と桂内閣を批判し、「今日の政府に向つて、行政の整理を望むは、或は無理な注文なるべし」と揶揄するなど、桂内閣の行政整理実行力に疑問符をつけていたが、明治三十七年度の予算が、千六百万円という大幅な歳入不足に陥ることがわかると、行政整理は「根本的必至の問題」となった。『桂太郎自伝』によると、明治三十六年夏には「政府に於ては第一改造をな

し、第二行政の整理をなし、第三には対魯談判を開始するの準備に着手したり」と内閣方針の二番目に行政整理が挙げられていた。桂首相も本格的に行政整理に取り組まざるを得なくなったのである。

八月には行政整理の一端が「中央時事」として記事になっていく。『日州獨立』は、「兒玉曾根清浦の三相が過半來鳩首調査せる行政整理案は根本的整理案に非ず從來世間に唱へられ居る意見の實行し易きものを採用せんとするに過ぎずして其大要は左の如くなるやと漏れ聞く」とし、行政整理に「一 文部省を廢止し内務省に學務局を置く」、「二 農商務省の大小林區署鑛山監督署を府縣廳に合併す」、「三 鐵道を特別會計事業と爲して繰延中止を斷行」等とともに「五府縣の廢合を斷行す」と府県統廃合も含まれる事を報じた。あくまでも「左の如くなるやと漏れ聞く」といった段階のもので、正式な決定ではない。この時期の政府部内でのような意見が出されたかを見るべきである。記事は「根本的整理案に非ず從來世間に唱へられ居る意見の實行し易きものを採用せんとするに過ぎず」と酷評した。しかし記者や主筆は既知のはずである。小村は「内政外交に関する十年計画意見」において、全国鐵道網の早期完成、官庁出先機関の府県移管などを提言しているのである。日付もニュースソースの明記もなく、通信社の配信記事なのだろうが、『日州獨立』の紙面に出ること、小村の提言は「實行し易きもの」の部類となってしまう。

『日州獨立』は八月十一日の評論で「今回の行政整理は、鉦を揮ふて行はざるべからずとは兒玉内相の主張せし所にして、又桂首相其他の賛同する所なりとかや」と前置きし、「根本的行政整理は國民を擧げて希望する所なり、苟も其整理にして、宜しきを得ん乎、誰れか之に反對せん」と「鉦を揮ふて」行う根本的行政整理には賛意を示していたのであるが、その後人口規模や交通機関の発達度合による府県統廃合が計画されることが分かった。

八月十九日、午後零時四十分東京発の電報が「行政整理に依る府

縣廢合の結果九州に於て四縣を存し三縣を廢止さるべしと云而して其廢縣さるゝは大分佐賀及本縣なるべしといふ⁽³⁰⁾と報じた。この電報は翌日の評論には間に合わなかつたやうで、『日州獨立』は「我が宮崎縣が、廢合さるべき部類に屬するや否やは、未だ疑問たるを免れざるなり」としながらも、あらかじめ廢縣反對の覺悟を持つやう県民に呼びかけているに過ぎない⁽³¹⁾。さらに翌日の評論「廢縣は無法なり」になると、「東電の報ずる所に據れば」と十九日の東京電報を元に、「想ふに存置すべき四縣とは、福岡長崎熊本鹿嶋にして、廢止すべき三縣の宮崎大分佐賀なるべきは、今や疑を容るゝの餘地なきに似たり」と推測する。従来の行政区域は交通機關の不備な時代に決定されたもので、一般に交通機關が発達した今日では廢縣を行つても行政上支障もない地域もあるだろうが、宮崎は「未だ鐵道なく、電話なく又た良港湾なく、交通の不便甚だしきものあり」とし、他府県と同視できないことを述べ、「縣民たるもの、宜しく奮起して、縣下の公論を發揮し、反對運動を試むるに躊躇すべからざるなり」と反對運動の開始を県民に訴えている⁽³²⁾。『日州獨立』は、根本的行政整理には賛成しつつも、その一環である府県統廢合において、廢縣対象に宮崎縣が入る風聞から、廢縣反對の論調になっている。先に筆者は、『日州獨立』の論説について、ある事象分析の際、「宮崎縣の縮図」である宮崎町に、問題を引きつける、あるいは置き換えるといった作業を行う傾向を指摘した。この傾向は廢縣問題についても見る事が出来る⁽³³⁾。

想ふに宮崎町が、今日の發達を來したるに就ては、固より幾多の原因なきを得ざるべしと雖も、縣廳所在地たるの一事は、最も主要の原因と目すべきものにして、宮崎町が縣廳再置以來、漸次發達の運に向ひたるは掩ふべからざる事實なれば、若し本縣廢止の議實行せられ、縣廳所在地たる特質を失ふに於ては、啻に將來の發達をのぞむべからざるのみならず、或は今日の繁榮を維持するさへ、困難なるに至るやも知るべからず、〔中略〕

然れば本縣全般の利害より考ふるも、將た特に宮崎町の利害より見るも、宮崎町民は、先ず第一に廢縣反對の聲を擧ぐるの必要あるべし

『日州獨立』の社論では、再置県以後、宮崎町勢拡大の原因は、県都建設に乗じたものであつたとする。県庁所在地でなくなれば、宮崎町が繁榮を維持し続けることはできないとし、県全般の利害に宮崎町の利害を結びつけ、宮崎町民が初めに廢縣に反對するよう呼びかけている。八月下旬以降、『日州獨立』は廢縣問題に関しての旗幟を明らかにしてゆく⁽³⁴⁾。

縣民の立場としては、今日に於て豫かじめ廢縣の不可なる理由を明らかにし、飽くまで縣下の公論を發揮して、中央政府の反省を促し、併せて他日議會に提案さるゝ場合の準備を爲すは、最も急務なるべきを疑はざるなり。本縣廢止の議若し一片の風説たるに止まらしむるも、將た之に反して事實ならしむるも反對運動は、決して無効に帰せざるのみならず、依りて以て縣下公論の存する所を發表し、中央政府の注意を促すを得ば、少なくも本縣に対して、冷淡なる當局諸公をして、從來の態度を一變せしむる丈の効能あるべし、聞くが如くんば、縣下有志者間には、廢縣反對同盟會を組織して、縣下の輿論を發揮し、大に反對運動を試むるの議ありと、是れ時機に適切な企圖たるを失はず、余輩豈に双手を擧げて、其組織を歓迎せざるを得んや、是に於て乎、一言を吐露して、同會の成立を望むの意を表す。

県下時事において「九州を四縣とすることは殆ど確定したものと」と報じた八月二十七日、『日州獨立』は社論において「余輩豈に双手を擧げて、其組織を歓迎せざるを得んや、是に於て乎、一言を吐露して、同會の成立を望むの意を表す」と廢縣反對同盟會の側に立つことを表明した。八月の論説で特徴的なのは、実業新聞でありながら、反対呼びかけの対象に主要な読者と目される「実業者」や「商工業者」ではなくて、広い「宮崎町民」や非常に広い「県民」

の語彙を使っていることである。この傾向は八月二十九日の評論にも見ることが出来る。⁽³⁶⁾

廢縣問題は、縣民一般の利害に関する重要問題なり、故に苟も縣民たる者は、何人も之に對して冷淡なるべからざるなり。頃來宮崎町の有志者、中心となりて、反對運動を開始するや、縣下各郡の人民、漸く之に應じて起たんとするの状あり、〔中略〕然り縣民たるものは、其政黨政派を論ぜず其職業の異同を問はず、協力一致、本縣の存置を謀らざるべからず、余輩は切に縣民の奮勵を望んで已まず。

この評論でも、廢縣問題が縣民一般の利害であることが強調される。その上で「縣民たるものは、其政黨政派を論ぜず其職業の異同を問はず、協力一致、本縣の存置を謀らざるべからず」と、あるべき縣民の姿勢が強調されていく。八月中『日州獨立』が盛んに評論で取り上げても、県内の動きは下旬になつて「縣下各郡の人民、漸く之に應じて起たんとするの状あり」といった状況であり、どの業界や団体から廢縣反對の動きが出てくるかは不透明であつた。廢縣反對への反応がない間は、既成政党まで含め、業界の枠を越えて広く訴えかける「県民」の語彙を多く使つたのであろう。

五 廢縣反對運動を報道する―― 「県下公論」の拡大

『日州獨立』での報道記事は主に「中央時事」「県下時事」の二つがある。政府や東京の動向は「中央時事」として伝える。大半は直接取材ではなく、通信社配信と考えられる記事や、「東電」といつて東京発の電報が多く、一部在京社友の取材もある。電報は「内外電報」として掲載後、翌日以降記事に使うというスタイルを取る。速報性を重視すると、特に日付欠、ニュースソース不明の中央情報などは裏付けが取れず、情報の正確度が下がってしまう。従つて現

在から見れば誤報もあるが、地方新聞が読者の耳目として、関連情報を集めた姿勢は評価できる。一方県内の記事は「県下時事」として伝える。これは自前で取材したネタを記事にするのである。『日州獨立』は、八月以降盛んに「社論」や「獨立評論」によつて廢縣反對の立場を表明してきたが、八月下旬以降、これに對する県内の反応が取材記事になつて紙面に登場する。『日州獨立』は論説で反對運動を促し、県下の「公論」を発揮することを求めたが、八月二十七日の県下時事では宮崎町内有志者が運動を始めたことがわかる。⁽³⁷⁾

昨紙所報の如く廢縣反對運動を開始する爲め町内有志者より選定せる委員加藤、和田、大和田、太田（與）、川越（信一）、鳥原町長の諸氏は一昨夜紫明館に會合を催はし協議の末左の諸項を決議し着々運動に怠りなければ日ならずして廢縣反對の聲縣下に轟き併せて中央政府の注意を引くに至るべし

宮崎町の有志者が組織したのが廢縣反對同盟会である。八月末には、従来の委員に加えて堤長發、岩切與平、長峰伊作、水間比農夫、柴岡晋、仲田房吉、柳井義之進の七名が委員となつた。⁽³⁸⁾この内柴岡晋と委員の大和田（傳藏）は、当時電力会社（後の日向水力電気株式会社）の発足準備中で、「府縣廢合の議あるの蜚説ありて、地方の民心大に動揺し、新企業に影響する所少からず」といった状況にあつた。岩切與平、長峰伊作、水間比農夫も計画に賛同しており、彼らは廢縣による経済的不利益を共有するメンバーであつた。⁽³⁹⁾不利益を共有するというなら『日州獨立』も当事者である。九月三日の県下時事「廢縣と宮崎町」では、「新聞社印刷業病院醫師等に至りても、無論大影響を受けるものと覺悟せざるべからず」と影響を受ける業種に自らを挙げているのである。営業基盤を宮崎町に置く新聞としては、『日州獨立』の読者であり広告主でもある宮崎近辺の実業家・商工業者の不利益は、自身の新聞社存続にとつても危機をもたらすものであつた。同系列の野井活版所自体、一企業として、創業以來

の経営努力を無にするような廃県など容認できないであろう。廃県騒動に関して、『日州獨立』の立場や視点は、第三者の立場、客観であることを許さなかった。主な読者層である宮崎町周辺の実業家・商工業者に立たざるを得ず、印刷注文主・新聞広告主・新聞購読者である実業家・商工業者の代弁者のような立場となっていくのである。

また九月には行政でも動きがあった。九月二日の県下時事では、宮崎郡各町村長会議で宮崎町長の鳥原鳩が廃県問題を提議した事が分かる。

一昨日當町役場に開會せる宮崎郡各町村長會議の席上鳥原町長より廢縣反對運動の經過を報告し將來全郡一致して運動を試むるの必要あるべき旨を告げ協議を盡したるに各町村長孰れも熱心に賛同の意を表し尚ほ運動費齎出等⁴¹に就ても異議なく承諾を與へたりと云へり〔後略〕

鳥原は廢県反対同盟会メンバーでもあり、噂の段階で公的な會議の議題に持ち込み、運動費齎出も認めさせた。公共の議論の場で反対を表明した宮崎郡は、「公論」發揮を主張する『日州獨立』から見れば、理想的な運動を展開したといえる。結果、『日州獨立』の論説は、町村レベルの行政を動かし、宮崎郡内の「與論」を作り出すことに成功した。廃県によって死活問題になりかねない、宮崎町・宮崎郡が最も有志による運動が盛んであり、『日州獨立』が取材し報道することで、県内各地に運動が知られることになる。問題を提起し、読者が反応し、その反応をさらに報道するというサイクルが生まれたのである。廢県反対同盟会は県庁馬場清和館に事務所まで設け、宮崎郡の次は、周辺の郡、県下全域に反対運動を拡大する段階に入っていた。九月五日の県下時事「廢縣の影響恐るべし」⁴³では宮崎郡以外の不利益について言及する。

本縣廢止の結果として我が宮崎町の受くべき不利益に關しては既に記したるが尚ほ縣下一般に取りて如何なる影響を及ぼすべ

きやほ更に講究を要すべし試みに本縣を廢し鹿兒島縣に合併するものとするれば縣廳に對する用務を帶びて各郡より往來する人人の如きは從來宮崎町にて用務を辨ぜしものも今後は態々鹿兒島迄往復するの必要を生じ爲めに時間と費用を要する點に於て少なからぬ迷惑を感じざるを得ず或は是等の不利益は鹿兒島縣に接近する地方に取りては左までの不都合なかるべければ暫く問はずとするも最も憂慮すべきは兩縣人民の間に感情若しくは利害の衝突起りて萬事の圓滑を缺ぐに至るの點に在るべし

〔後略〕

廢県によつて予想される身近な不便を知らせることで、宮崎以外の各郡の人々へも反対運動の意識を持たせる意図がある。鹿兒島との合併によつて、行政サービスが低下し、不利益を蒙るというのが記事の趣旨であるから、不利益を蒙る対象を宮崎周辺や宮崎以北に設定して、「鹿兒島縣に接近する地方」である西諸県・北諸県郡は、半ば公然と不利益を共有しない地方と見なされてしまう。これは鹿兒島郡が合併先と見られていた為であり、仮に合併先が熊本県なら西臼杵郡や児湯郡、大分県なら東臼杵郡というように、各郡の県境側に矛先が向いていたであろう。

当時の宮崎・鹿兒島兩県は、交流過渡期であり、未だ全県的な交流が見られなかったのであるが、鉄道の一部開通によつて交流が進む可能性もあった。『日州獨立』は社論「肥薩線一部の開通」で「西北諸縣兩郡の如きは、廢島縣に接近しつつあるの結果として、其經濟的情勢に取り、多少の變更を見るは免れざるべし」と鉄道開通後の宮崎・鹿兒島県境の物流を展望する中で、「從來西北諸縣兩郡の米穀其他物産は、車馬若しくは汽船の便に依り、廢島市へ輸送せられしものも、今後は勢ひ鐵道の便を利用して、輸送せらるゝ事となるべく、兩縣の關係も亦た之が爲めに一層の親密を加ふるに至るべし」と論じていた。⁴⁴小村が「内政外交に關する十年計畫意見」において、地方への鐵道敷設を重視したことは先に掲げた通りであるが、

政府は三十七年度予算のため鉄道敷設事業の繰り延べを決定し、敷設は県境の一部にとどまることになる。交通機関による将来の域内交流活発化は保障されないまま、廃県だけが遂行されることになったのである。先に桂内閣において府県統廃合案を作成した、元法制局長奥田義人は談話の中で、

〔前略〕從來の府縣合併は其根本主義を誤り小縣なるを理由として之を合併するを常とすれど府縣の合併は交通機關の整頓し人文の發達したる所の地方に施し未開地には縣廳を存置して其地方の發達を謀らざる可らず故に埼玉、群馬等東京附近の合併を行ふは可なるも山陽道や九州の僻地に向て合併を試みんとするは妄なり現内閣にして府縣の合併を行はんと欲せば先決問題として鐵道敷設の大方針を決せざる可らず鐵道敷設の大方針を決定せずして行政區劃を定むるは徒らに紛擾を求むるのみにて何等の効果も奏する能はざるべしと

と語る。奥田は、府県統廃合は「交通機關の整頓し人文の發達したる所」である東京近郊などに行うべきとし、山陽道や九州の僻地といった「未開地」の統廃合には反対の考えを表明していた。政府の中枢にいた奥田は、鐵道敷設と府県統廃合はセットと考えており、鐵道敷設の大方針なしに行う統廃合は、紛擾を求めるだけで無意味だと結論していた。鐵道敷設が先延ばしになったことで、『日州獨立』の廃県報道における宮崎・鹿児島両県の関係は、利害対立の面に傾いていった。

九月頃の『日州獨立』は、現在の宮崎県が出来た原点を求めて、独自に二十年前の分県運動を取材している。その意図する所は、「廳西の某老を訪ひ分縣運動の顛末を聞く其の談ずる所昨今の廢縣問題に對し參考とすべき點多ければ其の大要を紙上に掲載する事となしぬ」とあるように、県下数郡に渡る拡がりを見せた運動の先例を掘り起こす為であった。取材に「廳西の某老」は次のように答えた。⁽⁴⁶⁾

廢縣問題は、如何にも御説の如く、我が宮崎縣の死活問題であ

る、若し愈よ事實となる日には、官民の不便は言ふまでもなく縣下百般の進歩も之が為めに中絶するに至るかも知れぬ、勿論未だ風説に止まるけれども、併し風説としても、聞棄てならぬ事柄である、「中略」何にせよ舉縣一致、反對の聲を揚げて、政府當局者の反省を促すは必要である。

元來『日州獨立』の分県運動への立ち位置は、廢縣騒動以前の五月に社論で「二十年前の本縣を追懷して、現下の情勢に對せば、必ずや幾多の感慨に打たるゝを免れざるべし」と書いたように、發展する宮崎縣の原点という見方をしていた。「二十年間に於ける本縣の進歩は、掩ふべからざるの事實」としながらも、他県と比較すれば「未だ大いに誇るべき物あるを見ず」と課題も挙げていた。『日州獨立』は宮崎縣を、二十年の歳月を経過して、法律上一人前と認められた青年に喩えて、「身を立て名を揚ぐるは固より將來の奮勵を期せざるべからず」と、宮崎縣の状況は發展途上であるといった見方をするのである。この發展途上という立場から、九月の社論「分縣時代を回顧せよ」⁽⁴⁸⁾では、明治十六（一八八三）年の分県理由を、明治三十六年においても有効な廢縣反對理由と見なし、「有志者が曾て分縣論を主張せし如き熱心を以て、廢縣に反對するを必要とすべし」という結論が導き出される。連載はこの四日後から始まるが、当時の分県運動を讀者に知らせるため取材を行ったのである。

九月の取材で「某老」が語った「縣下百般の進歩も之が為めに中絶するに至るかも知れぬ」といった危惧からは、廢縣に反対を表明することは、鹿児島県からの分県で獲得し、二十年間で成長し、今は食えない花であるが、将来果実となるべき宮崎縣の權益を守る運動であったことが伺える。『日州獨立』は連載の最後に、「某老」から今回の廢縣騒動について「縣民一致、大に反對の声を揚げ、當局者の注意を促すは、肝要である」と県民向けの発言を取ることもしなかった。⁽⁴⁹⁾

前掲の『警世之木鐸 新聞記者』で無名氏は、地方新聞の紙面に

筆を執ろうとするならば「先づ其地方を研究し之れを中心として總ての意見議論を立てざるべからず、忘れても中央を重んじて地方を輕んずるが如き失態あるべからず」とし、地方新聞の成功したものをみると、これを実行していないものはないと結論する。^(5.6)『日州獨立』の年間発行部数は、明治三十五年で八十四万七千三百五十部、三十六年度百三万五千八百三十部で、『宮崎新報』の七十二万部（三十五年度）、八十七万五千六百八十九部（三十六年度）を年々上回っていった。^(5.7)創刊以来二、三年の部数拡大をもつて『日州獨立』を成功した地方新聞に数える事は勿論早計だろうが、無名氏が成功の秘訣に挙げた、「地方を研究し之れを中心として總ての意見議論を立て」る姿勢は紙面に見ることが出来る。廃県問題に関連して分県運動を取材したのは『日州獨立』のみで、『宮崎新報』では取材も行っていないのである。

『日州獨立』が分県運動を取材している間も、廃県反対同盟会の活動は続いていた。九月十一日に開かれた会合では、代議士城重雄の在京知人からの通信として「昨今政府部内に於て宮崎縣を廢し、鹿島縣に合併するの議あり調査中の事は事實」と政府の内情が各委員に伝えられた。^(5.2)反対同盟会は九月十六日には会合に宮崎郡各村有志者二百余名を集め、決議案を採決した。^(5.3)その後、城は上京の途中山縣有朋に面会し、廃県反対の理由を述べ、運動への応援を求めている。^(5.4)東京到着前には旧高鍋藩主秋月種樹を訪ね、曾根蔵相への面会を相談するなど、精力的に動いていた。この記事と同じ紙面には、在京社友からの府県廃合中止という希望的観測も記事にあり、情報も錯綜していた。上京の結果、立憲政友会と進歩党の關係者、内務省総務長官山縣伊三郎等に面会し、「政府は十餘縣の廢合案を内定せり△其縣名は極めて秘密にせり△然れ共現在交通の便開らけ將來諸般の發達にも妨げなき地方に限れるが如し△政黨は政友會進歩黨共に廢合案反對なり」との情報を得たが、^(5.6)宮崎県が廢県対象かどうかの確証は得られなかったのである。^(5.7)

六 宮崎県における「県下公論」の実態

『日州獨立』の記事を読むと、宮崎町の行政や有志者を中心に、廃県反対の動きが活発だったことが分かる。では宮崎以外の地域や廃県反対同盟会以外の団体では、この廃県問題はどのように受け止められ、推移したのだろうか。

延岡町では、十月一日に、東臼杵郡委員小林乾一郎らの呼びかけで有志十数名の会合が開かれた。この会合には当選後の県會議員も参加し、運動の負担金については、万場一致で寄付を募る事を決議した。^(5.8)元代議士小林乾一郎は、『日州獨立』の取材に対し、八月下旬には廃県反対を表明していたが、その後郡委員として、東臼杵郡の公論を廃県反対にまとめたことになる。

都城町では、町會議事録を見ても、全く議題に上ることもなく、決議採択もなく、「表面上」は平穩に議事が進められていた。中郷村など都城町周辺の村会も同様であった。ただ、八月末には各郡有志者への交渉の為、廃県反対委員の大和田傳藏が分担先の北諸県郡に出向いているので、運動の経緯は知らされている筈である。にもかかわらず、町会や村会という公論の場で全く議題に上らなかったことは、この地方が廃県問題に対して「日和見」あるいは「対岸の火事」的な立場を取ったことになるだろう。『日州獨立』には「都城時事」という都城方面の情報を伝える欄があるものの、廃県騒動の間には、市況であるとかそのような無味乾燥な記事しか掲載されず、一般の廃県問題に対する考えや動向は、最後まで報道される事はなかった。廃県反対委員は有志者への交渉のため各郡へ向かい、児湯郡、東臼杵郡では郡委員の選定が見られたが、^(5.9)西諸県郡、南那珂郡、西臼杵郡の地域が運動にどう反応したか分かっていない。

宮崎県会では、当初廃県反対の意向を持っていた。選挙後の県会召集時には、廃県反対委員が県會議事堂を訪問し、活動報告と議員の賛同を求めるなどしていたのだが、^(6.2)解散選挙後はこの問題に関して

不活発化する。十一月二十二日には確報として、宮崎廃県と鹿児島県への合併が記事となる。⁽⁶³⁾この二日後、廃県反対同盟会は県会議長宛に書簡を送り、その中で「縣民の意志を代表すべき適當の任務を有するものは實に貴會なり〔中略〕伏して請う貴會公然廢縣の非を鳴らし其れをして成立せしめず我が縣民をして二十年以前の不幸に遭遇することなからしめんことを」と嘆願する。⁽⁶⁴⁾廃県計画が公表された後において、宮崎県會が意思表示しないかぎり、県全体の総意である県下公論が発現することはないのである。『日州獨立』も十二月に入ると、社論「縣民の意志を表明すべし」で県會の果たすべき義務を説いた。⁽⁶⁵⁾

茨城縣會は、政府が茨城縣を廢止するの計画を以て、交通及び經濟上の点に於て、同縣の福利を阻害するものと認め、断然之に反對する事を決議したりと云へり、〔中略〕要するに是等の問題は、之を建議案とし、若しくは決議案とするは、問題の性質如何に依りて決すること當然とするも、孰れにしても、之をして議場の問題たらしめ、縣民の意志を表明するは、地方縣會の任務たるべきを疑はざるなり。

県全体の意思表示の場としての県會は、結局最後まで目立った活動が出来ないまま、廃県法案が提出される予定の、第十九帝國議會を迎えてしまった。廃県反対同盟會と『日州獨立』は、全県的な「県下公論」を形成出来ず、運動は頓挫することになったのである。

宮崎県と同じ明治十六年に分県成立し、同じ廃県対象の富山県では、富山商業會議所が廃県反対を決議し、県庁を経由して十二月八日桂首相に対し、府県廢合案の排除を求める建議書を提出している。⁽⁶⁶⁾そこで述べられているのは「我力北陸地方ニ於ケル交通機關ハ果シテ斯ノ如ク完全ニ具備セルモノナルヤ顧フニ單ニ一條ノ幹線鐵道ヲ有スルニ過キズ」という交通機關の發達を理由とする府県統廃合への反論と、「明治十六年石川縣ヨリ分縣以來多少發達シタル商工業ノ進歩ヲ障礙シ從テ地方經濟ニ影響ヲ及ボスノミナラス慣習生

計ノ基礎ニ直接至大ノ紊乱ヲ醸スコト炳焉見ルヘキノ事實ナリトス」という分県以來の發達進歩への影響である。交通機關の未整備、分県以來の發達への障礙といった主張は、『日州獨立』も紙上で論じて来たことでもある。『日州獨立』が本来目指すのは、富山県で見られたような、主体性を持つ運動体としての実業家、商工業者の団結であった。『日州獨立』が支持した廃県反対同盟會が、發足当初の協議項目として「一、實業各團體に陳情書提出の事を交渉する事」と挙げているように、⁽⁶⁷⁾県下公論發揮のためには、実業団体の運動参加も不可欠と考えていた。しかし当時宮崎県内では、同業者ごとの団体はあつても、商業會議所のような団体は未だ成立していなかった。本来は「実業家」「商工業者」に呼びかけるはずの『日州獨立』が、廃県反対を最初に呼びかけたのは、掴み所のない「県民」に対してであつた。その後呼びかけは主として「宮崎町民」に変わり、『日州獨立』の論陣に反応した宮崎町内の有志者や行政を巻き込み、やがて郡レベルで廃県反対の「公論」を形成するに至る。しかし運動は宮崎郡や東臼杵郡、児湯郡といった宮崎平野を中心として、局地的にしか拡大しなかった。なぜ運動は局地的だったのか。その理由を考えてみることにしたい。

七 反対運動を局地化させるもの

大正四（一九一五）年刊行の『宮崎縣大觀』『日向國人記』⁽⁶⁸⁾では次のような記述がある。

山嶽河川依然として自然の藩牆を成して、同じ國內の間にてさへ人文の疎通を妨げ、思想的封建を形れり嘗て西諸縣地方にて聞きしは、あの邊の人は少しも東北日向に交渉なく、重に鹿児島、熊本に取引するを以て、日向といふ國に對する觀念も頗る冷淡に、山東に赴くを故らに『日向に行く』と稱へてさながら他國に出るが如く想へりと、これ一は昔日封建の遺習にも由れ

ど、一は山嶽といふ障壁に隔てられて、毫も密接なる社會的交渉、經濟的關係を作らざりければなり。

旧鹿兒島藩領の西諸県地方を例に引きつつ述べられている「思想的封建」は、「自然の藩牆」（地理的つながり）や「封建の遺習」（歴史のつながり）と、「社會的交渉」「經濟的關係」（現在のつながり）の有無が作り出すと「日向國人記」は定義する。歴史が異なり、經濟圏が異なり、没交渉な枠組みからは、互いの利害を共有できる連帯は生まれにくいということである。この内「封建の遺習」（歴史のつながり）については『日州獨立』も先述した社論「宮崎縣の側面」で論じたことがある。

要するに宮崎縣人が、今や同一なる天然的情態の感化を受け、又た同一なる縣廳の下に支配さるゝに拘はらず、未だ特有と認むべき氣質を生ずるに至らざるは、往時各藩割據の餘風、今猶ほ其惰力を存じ、縣人の氣風を同化せしめざる結果に外ならざるべく、縣人將來の統一的運動に對しては、寧ろ好ましからぬ現象とせざるを得ざる也。

廃県騒動以前の明治三十六年五月の紙面では『日州獨立』も、宮崎縣人氣質を論じる中で、特有の縣人氣質が生じない原因として、未だに「往時各藩割據の餘風」が残っていて、氣風を同化させないでいることを指摘している。この論說の後半部分に「縣人將來の統一的運動に對しては、寧ろ好ましからぬ現象とせざるを得ざる也」とあるが、この予言は廃県騒動の際、見事的中してしまふ。

つぎに「社會的交渉」「經濟的關係」（現在のつながり）に關しては、『日州獨立』に「日向米の聲價」という神戸市場担当者の談話記事がある。

〔前略〕當港へ日向米と稱して廻着あるものは多く宮崎より輸出する物なるが都城附近のものは其大部分を鹿兒島へ市場に出す爲に假に薩摩米として廻着あるも往々當市場に於て日向米たる事を發見する事あり尚又俵量も多分明治三十三年に於て石灰

肥料廢止（ハシカイも石灰禁止後幾分か減退せり）と共に大部分四斗入と改正せられしかど前記薩摩に接近したる地方箇所は三五入として依然更めざるより随て薩摩の名稱を藉るに都合良き次第なり〔後略〕

宮崎県で輸出米の俵量が「四斗入」と改められたにも拘わらず、都城附近では改正三年後の明治三十六年現在でも、依然旧慣の「三五入」を維持し、名称も「日向米」ではなく商習慣上「薩摩米」として輸出する実態を伝えている。しかし都城近辺だけが独自の經濟圏を持っていたわけではない。

明治四十（一九〇七）年刊行『宮崎縣實業案内』によると興味深い指摘がある。宮崎県下主要輸出産品のうち、米についてその動きを見ると、西諸県・北諸県郡産米は、半分は肥薩鐵道で、半分は陸路福山港から鹿兒島へ行き、阪神地方へ輸出している。また南那珂郡産米は、福島、油津港から兵庫港へ輸出。宮崎・児湯・東諸県郡産米は、赤江、内海、福島港より兵庫港へ輸出される。行き先は同じ阪神地方であるのに、それぞれ輸出ルートが異なっている。

一方県内への輸入品の場合、沿岸地方では、各港を経由して大阪や四国地方より輸入し、延岡、美々津、高鍋、宮崎、飫肥の各商人が域内に分配する。豊後・肥後国境に接する山岳地方では、大部分竹田（大分県）、高森（熊本県）、人吉（同）等から輸入する。西諸県・北諸県地方では、輸出と同様鹿兒島を経て小林・都城から域内に分配されるが、生鮮品の魚類も、全部鹿兒島県沿岸産のものを輸入する。『宮崎縣實業案内』から見えてくるのは、県都宮崎を介在することなく、県外と直接物品をやりとりする經濟圏が県内各地域に存在し、鹿兒島・熊本・大分県境附近では、隣県と經濟的に結びついているという現実である。県境は行き来を阻むものではなく、各地の經濟圏の前では、單なる行政上の境界でしかない。『日州獨立』は社論「宮崎縣の側面」で「他縣と境界を接する方面は、彼我的交通頻繁なるを以て、縣人相互に觸接するの機會多ければ、彼我的氣

風亦た随て同化するを當然とすべきも、特有の氣質なきものは、遂に特有の氣質に感化せられざるを得ず」と分析して見せたが、意志⁷²を持たぬ物の動きが、各地域に住む人々の日常の意識や、その意識が向いている方向が何処なのかを示しているのである。

これまで見てきた事例を頭に置いて、歴史の現場で何と語られているか見てみることにしよう。例えば『宮崎県史』では、鹿児島⁷³の勢力が日向地方から後退する契機となった「西南戦争」後について、次のような記述がされている。

さて、日向国に限った観点から、西南戦争がもたらしたものの、あるいはこの戦争がどのような意味を持っていたか、「中略」④従来も県庁から遠隔なため適切な施策が遅れていたのに、さらに戦後の復興が容易でないとして、中世以来続いた南九州三国の鹿児島主導型からの独立すなわち分県運動推進の空気が盛り上がった。⑤従来の小藩割拠⁷⁴の意識が薄れた。⑥指導者層が交代した。

数多くの意味を包含した大事件であったが、日向国一体の共存意識が醸成されたことは、西南戦争後の日向国地域がたどった歴史的推移をみることによって明らかである。

明治十（一八七七）年の西南戦争後、鹿児島主導からの独立を目指す「日向国一体の共存意識」が醸成され、明治十六年の宮崎分県は、その「日向国一体の共存意識」があつて成し遂げられた、また「小藩割拠⁷⁴の意識」も薄れたはずであった。しかし近代に於ける「小藩割拠⁷⁴の意識」については、次のような見方もある。

やっぱり日本社会ではどうしても江戸時代の藩というものの存在が、その地域のあり方に与えている影響というのがものすごく大きいわけです。これ、なかなか抜けないわけです。で、近代になって廃藩置県をやって、さらに廃藩置県をやったあと、その県を統廃合して行政区画をつくっていくんですね。福岡県なんてのはその典型ですけども、「中略」じゃそれが福岡県

ができた途端に県民は全部、自分は福岡県民だと思ったかという、思いやしないんですよ、そんなこと。「中略」つまり、福岡県という地域に対する認識というのがそう簡単にはできないわけですね。

ここで例に出された福岡県は、複数の藩、複数の旧国を統合した県である。有馬学氏はその福岡県でさえ、統一された県の意識を県民がすぐに持てるわけではない事、すなわち近代社会における「往時各藩割拠の餘風」の存在を指摘するのである。

分県以来、二十年かけて出来た県の姿について、提示した史料は次のような事実を示す。明治三十年代半ばに至つても、『日州獨立』が指摘したように、未だに「往時各藩割拠の餘風」が残っていた。また各地域は、県内経済の活発化よりも、独自の商習慣を維持する都城のように、域内経済を維持するのに熱心であった。『宮崎縣實業案内』から見る宮崎町は、県庁所在地ではあつても、県全体の物資を集積輸出し、県外物資を輸入分配するような県内経済の中心地ではなかった。

ここまで読んだ読者は、ある事実気づいていることであろう。『宮崎縣大観』や『宮崎縣實業案内』など、あえて『日州獨立』とは別個の史料を論拠に使つたが、それら個々の事象やデータが示す事実というのは、『日州獨立』が社論「宮崎縣の側面」で披露した「宮崎観」を裏付ける結果となつてのことである。宮崎町を基点にものを考えるという立ち位置にあつても、眼前の事実に向かい合った同時代の新聞『日州獨立』は、自らを鏡として明治三十六年時点での宮崎県の側面を捉え、紙面に描き出して見せたのである。その『日州獨立』が、廃県反対の「県下公論」を作り出すためには、「宮崎縣の側面」で指摘した状況を改善する事が必要であつたが、僅か数ヶ月で特有の県人氣質を作るのは無理な話である。『日州獨立』が出来るのは、反対運動の論陣を張ることと、判断材料となる情報を提供することまでであつた。そこから先のサイクルである廃県反対の

『県下公論』、つまり「県民輿論」の形成は、「ヂャーナリストがいかに珍奇な新模型を創造しようとも、大衆がこれを採擇しない以上は、輿論となり得ない」のであり、⁷⁵廃県反対の「県下公論」が生まれるかどうかの選択権は県民にあったのである。桂内閣による廃県計画に対して、宮崎平野周辺に廃県反対運動が起こり、鹿児島・熊本・大分県境地域に反対運動が拡大しなかったのは、決して偶然とはいえない。地理的に隔てられ、歩んできた歴史・風俗習慣が異なり、経済圏も異なるのでは、他地域の利害を自分の利害として共有する意識は生まれにくいのである。これが「過渡時代」宮崎県の一側面であった。

八 おわりに

第十九議会は冒頭、河野広中議長による不穏当な奉答文がきっかけで解散となり、提出予定の廃県法案は廃案になった。廃県反対同盟会は、最後の局面で勝ちを拾う格好となった。『日州獨立』は号外を出し、衆議院解散を報道したが、その後廃県関係の記事は、十二月十八日に「府縣廢合問題の跡始末」、十九日に「府縣廢合の再調査」、明けて明治三十七年一月七日から三日間「廢縣反對運動報告」が連載されたのみである。

『日州獨立』は八月の評論において「夫れ一方に行政機關を緊縮して、政費を節約せんと欲せば、府縣廢合の如きは、固より一策たるを失わず」とし、「若夫れ鐵道を敷設し、電話を架設し、港灣を改修し、交通機關の完成せる曉ならば、敢て知らず」と将来の府縣統廢合にも言及していた。⁸⁰県境は不変ではなく、今の県境であるべき理由は、見直され続ける宿命を持っている。だが、衆議院解散後に関係する論説はなく、廃県反対同盟会に関する記事で廃県報道が終わる。『日州獨立』の廃県報道は、廃県問題がもたらしたものは何であつたか総括しなかったし、鉄道網や通信網が発達した将来予

想される府縣統廢合に対して、自分たちの地域のあり方をどう考えるかというモデルを提示しないままに終息してしまったのである。

註

- (1) 『日州獨立』明治三十六年八月七日「創刊二周年」。今回は『日州獨立』の部分像でしかない。全体像は『宮崎県史』通史編近現代1(宮崎県、二〇〇〇)八百八十九〜八百九十九頁を参照されたい。
- (2) 『日州獨立』同年八月六日社論「實業振興論(四)」
- (3) 『日州獨立』同年八月十五日社論「縣會議員候補者(三)」
- (4) 『日州獨立』同年九月二十四日県下時事「政友派の中傷」
- (5) 五代雄資「宮崎県の商業新聞についての社会経済史的研究(『日州獨立新聞』の史料分析)」『元興寺文化財研究』No.81(財団法人元興寺文化財研究所、二〇〇二)
- (6) 有山輝雄氏は実業新聞『大阪毎日新聞』の分析で、政治状況によっては「不偏不党」が一定の政治的立場の表明となる事を指摘する(『中立』新聞の形成)世界思想社、二〇〇八、百六十六頁。
- (7) 無名氏『警世之木鐸 新聞記者』(一九〇二、文聲社、山本武利・有山輝雄監修『新聞史資料集成』第4巻、ゆまに書房、一九九五所収)百二十六〜百二十七頁。
- (8) 『明治三十六年宮崎縣勸業年報』(宮崎縣、一九〇四)百六頁。
- (9) 『日州獨立』明治三十六年七月十九日広告
- (10) 『明治三十五年宮崎縣勸業年報』(宮崎縣、一九〇三)九十四頁。註(8)前掲書、百八頁。正誤表を確認したが該当頁は含まれない。
- (11) 『日州獨立』明治三十六年七月十九日広告
- (12) 『日州獨立』同年十一月二十二日社論「公布式問題(四)」
- (13) 『日州獨立』同年五月二十二日社論「宮崎縣の側面(一)」
- (14) 『日州獨立』同年五月二十六日社論「宮崎縣の側面(四)」
- (15) 『日州獨立』同年五月二十七日社論「宮崎縣の側面(五)」
- (16) 『日州獨立』同年八月七日「創刊二周年」。「鏡」という地方新聞の

機能については、柳川市史編纂委員会編『柳河新報記事目録Ⅰ』（柳川市、二〇〇〇）所収、有馬学氏の「解題」が示唆に富む。

(17) 外務省編『明治百年史叢書 小村外交史』（原書房、一九六六）二百七、二百十頁。

(18) 内閣官報局編『法令全書』第二九卷ノ四（原書房、一九八〇）明治二十九年勅令三百三十七号、同編『法令全書』第三六卷ノ二（原書房、一九八五）明治三十六年勅令三十四号

(19) 註(17)前掲書、二百十頁。

(20) 小村捷治『骨肉』（鉾脈社、二〇〇五）百二十六頁。

(21) 小林道彦『桂太郎・予が生命は政治である』（ミネルヴァ書房、二〇〇六）百四十五～百四十六頁、百七十二頁。

(22) 黒木勇吉『小村壽太郎』（圖書研究社、一九四一）二百六～二百九頁。

(23) 伊藤之雄『立憲国家と日露戦争 外交と内政 1898～1905』（木鐸社、二〇〇〇）七十三～七十四頁、百五十七～百六十二頁。

(24) 『日州獨立』明治三十六年七月二十二日社論「行政整理に就て」

(25) 徳富猪一郎編述『公爵桂太郎傳』坤卷（故桂公爵記念事業會、一九一七）百四十七頁。

(26) 宇野俊一校注『桂太郎自伝』（平凡社、一九九三）三百二十二～三百二十三頁。

(27) 『日州獨立』明治三十六年八月六日中央時事「行政整理の内容」

(28) 『日州獨立』同年八月十一日独立評論「行政整理の聲言」

(29) 『日州獨立』同年八月十九日中央時事「府縣廢合と標準說」

(30) 『日州獨立』同年八月二十日梓外電報欄「九州に於ける廢縣」

(31) 『日州獨立』同年八月二十日独立評論「廢縣に反對せよ」

(32) 『日州獨立』同年八月二十一日独立評論「廢縣は無法なり」

(33) 『日州獨立』同年八月二十三日社論「廢縣問題と宮崎」

(34) 『日州獨立』同年八月二十七日社論「廢縣反對の聲」

(35) 『日州獨立』同年八月二十七日県下時事「廢縣確定の報」

(36) 『日州獨立』同年八月二十九日独立評論「廢縣反對と縣民」

(37) 『日州獨立』同年八月二十七日県下時事「廢縣反對協議會」

(38) 『日州獨立』同年九月一日県下時事「廢縣反對委員の増加」

(39) 宮武喜三太編『宮崎縣大觀』（宮崎縣大觀編纂部、一九一五）人物及事業八十一頁。

(40) 『日州獨立』明治三十六年九月三日県下時事「廢縣と宮崎町」

(41) 『日州獨立』同年九月二日県下時事「廢縣問題と町村長」

(42) 『日州獨立』同年九月三日広告欄

(43) 『日州獨立』同年九月五日県下時事「廢縣の影響恐るべし」

(44) 『日州獨立』同年九月九日社論「肥薩線一部の開通」

(45) 『日州獨立』同年九月二十日中央時事「奥田義人氏の府縣廢合談」

(46) 『日州獨立』同年九月十五日県下時事「分縣餘談（一）」

(47) 『日州獨立』同年五月九日社論「記憶すべき本日」

(48) 『日州獨立』同年九月十一日社論「分縣時代を回顧せよ」

(49) 『日州獨立』同年九月二十七日県下時事「分縣餘談（九）」

(50) 註(7)前掲書、百二十三頁。

(51) 『明治三十五年宮崎縣警察統計表』（宮崎縣警察部、一九〇三）百十六頁。『明治三十六年宮崎縣警察統計表』（同、一九〇四）百十三頁。

(52) 『日州獨立』同年九月十三日県下時事「廢縣反對協議會」

(53) 『日州獨立』同年九月十八日県下時事「廢縣反對協議會」

(54) 『日州獨立』同年九月二十四日県下時事「廢縣反對委員會」

(55) 『日州獨立』同年九月二十四日梓外記事「城代議士の消息」、中央時事「府縣廢合は中止」。城重雄は旧藩侯支族秋月良種の実子で、城竹窓

の養子となった。註(39)前掲書人物及事業十四頁。

(56) 『日州獨立』同年九月二十九日県下時事「廢縣問題の消息」

(57) 『日州獨立』同年十月十三日県下時事「廢縣反對慰勞會」

(58) 『日州獨立』同年十月四日県下時事「延岡の廢縣反對協議會」

(59) 『日州獨立』同年八月二十六日県下時事「小林氏と廢縣問題」

(60) 註(38)同記事

(61) 『日州獨立』明治三十六年九月六日県下時事「廢縣反對運動」

反対の立場を表明している。

- (62) 『日州獨立』 同年十月十五日県下時事「廢縣問題の報告」
- (63) 『日州獨立』 同年十一月二十二日中央時事「府縣廢合確報」
- (64) 『日州獨立』 同年十一月二十七日県下時事「廢縣反對同盟會の交渉」
- (65) 『日州獨立』 同年十二月五日社論「縣民の意志を表明すべし」
- (66) 「明治卅六年公文雜纂卷八十八止 建議七止」(獨立行政法人国立公文書館蔵)「府縣廢合ニ關スル建議書」
- (67) 註(37) 同記事
- (68) 註(39) 前掲書、雜纂八頁。
- (69) 『日州獨立』 明治三十六年五月二十四日社論「宮崎縣の側面(三)」
- (70) 『日州獨立』 同年十一月十九日県下時事「日向米の聲價」
- (71) 日州勸業會編纂『宮崎縣實業案内』(一九〇七、日州勸業會) 九十四～九十六頁。註(8) 前掲書(百二十九～百三十三頁)には、志布志通(福島村) 福山通(都城町) 岩川通(同町) 人吉通(西米良村) 同通(加久藤村) 加治木通(真幸村) 荒襲通(高原村) 豊後通(北川村) 豊後浜通(北浦村) 竹田通(田原村) 馬見原通(高千穂村) 同通(鞍岡村) 等、県境各ルート毎の明治三十六年に於ける輸出入表があり、『宮崎縣實業案内』の記述を裏付けるものとなっている。
- (72) 『日州獨立』 明治三十六年五月二十七日「宮崎縣の側面(五)」
- (73) 『宮崎県史』 通史編近現代1(宮崎県、二〇〇〇) 三百十七頁
- (74) 「庄内地理志」発刊記念シンポジウム近世日本の地誌と地域社会『都城地域史研究』第八号(都城市、二〇〇二) 三十三頁
- (75) 杉山榮「チャーターナリズムと輿論の構成」『綜合チャーターナリズム講座』第十二卷(内外社、一九三一、日本図書センター、二〇〇四復刻)
- (76) 『日州獨立』 明治三十六年十二月十二日附録第七百五号
- (77) 『日州獨立』 同年十二月十八日中央時事「府縣廢合問題の跡始末」
- (78) 『日州獨立』 同年十二月十九日中央時事「府縣廢合の再調査」
- (79) 『日州獨立』 明治三十七年一月七、八、九日「廢縣反對運動報告」。廃県反対運動が全国的な組織体を形成していた事が分かる。
- (80) 註(32) 同記事。註(79)に見える組織体は、将来の廃県についても

史料紹介

飢肥藩家老・伊東氏家譜書 『藤枝伝』

飢肥城下町保存会 学芸員

長友禎治

目次

- 一 飢肥藩家老・伊東氏家譜書「藤枝伝」の解説
- 二 「藤枝伝」本文
- 三 飢肥藩家老伊東氏系図

一 飢肥藩家老・伊東氏家譜書 「藤枝伝」の解説

飢肥藩に関する史料を概観するに、地方史料・漁業史料・山林史料・商工業史料といった産業に関する史料は皆無といえるほどで、分野的に偏りが見られることが同藩の研究を試みる者にとって大きな障害となっている。しかも、比較的史料が残っているといわれる藩政史料においても、藩庁日記など良質な史料が乏しい状況にあり、時代別にも中期から後期にかけての史料は特に希薄で、新たな史料の発掘と未公開史料の解説活字化が大きな課題であるといえる。

活字化された基本的な藩政史料としては、次の史料が挙げられる。藩政初期に関しては編纂物である『日向記』（宮崎県史叢書）。初期から中期にかけては同藩家老川崎（河崎）氏の家譜録である「川崎私記」（『平成十七年度宮崎県地方史研究紀要』所収）。後期には幕末の同藩家老平部嶠南の日記である『嶠南日誌』（宮崎県立図書館編集刊行）、および『六郷荘日誌』（青潮社発行）。この他に旧家に所蔵されてきた文書が、平成七年に刊行された『宮崎県史・史料編・近世4』に多数収録されているが、それ以後、活字化された史料は数少ない。

今回試読を試みた「藤枝伝」（日南市所蔵）は、飢肥藩の家老伊東氏の家譜書で、私が『平成十二年度宮崎県地方史研究紀要』の中で一部引用したのみで、これまでほとんど知られていない史料である。同家は寛永十四年（一六三七）の島原出兵を契機として、伊東祐忠が家老に登用され、以後も代々の当主が家老職に就任している。なお享保六年（一七七二）には同家から伊東祐允が分家（馬回）を創出している。その分家屋敷は昭和六一年に修復され「旧伊東伝左衛門家」として一般公開されている。

「藤枝伝」は、伊東大蔵丞祐興によって享保十一年（一七二六）孟春に編纂されたもので、始祖にあたる伊東祐武（祐国の子で、甥

の伊東義祐に敗れ戦死）から祐興の父伊東祐周までの六代を記述している。しかし、祐興の序文によると始祖から四代については記録がなく、祐興の祖母（恵照院）と父伊東祐周からの「憶説」（憶測で語られる話）を基に記述したという。このことから、四代目・伊東大蔵丞祐忠までの伝記については十分な注意を要する。

一方四代目・祐忠伝の後半から五代目・伊東権左衛門祐秋伝と六代目・伊東久左衛門祐周の記述については、家老として藩政に関わった記述が豊富で、諸史料と比較する必要があるが、信憑性も高い記述と思われる。その理由として、平部嶠南が『日向纂記』を編纂するにあたり、「伊東祐周日記」「伊東祐従日記（後の祐興。父は祐周）」を引用しており、「藤枝伝」もこれら当主の日記を活用していると思われるからである。藩庁日記が現存していないことを考えると、藩政史の空白部分を補う意味で価値ある内容と言える出あろう。

なお序文に「その文章の野（田舎びた文章）であることを笑い、さらに俗（世俗的）であることをそしられるだろう。それでも後の世の人たちが、先祖の志を継いで、これを潤飾（校正を加えて体裁を整える）することを望むものである」とあるように未熟な文面と自覚しながらも、家の由来と先祖の業績を伝えるために筆をふるっていることが伺える。

飢肥藩の家老家には伊東氏の他に、川崎氏・山田氏なども家譜書を編纂している。川崎家では川崎宮内祐栄（清武地頭）が七十七歳の時に、藩祖伊東祐兵の叔父である川崎駿河守祐長以来の一族の功績を記した「川崎私記（日南市所蔵）」という家譜書を編纂している。この書物は元禄八年（一六九五）一月に、祐栄の甥である伊東久左衛門祐周に「書き加えるべきことがあればと思い」贈ったものである。祐周の父祐秋（家老）は祐栄の弟で、「藤枝伝」の編者祐興は祐周の嫡子という関係にあたる。川崎氏は藩主伊東家と深いつながりをもつ家系で、「藤枝伝」への編纂にも大きな影響があったものと思われる。

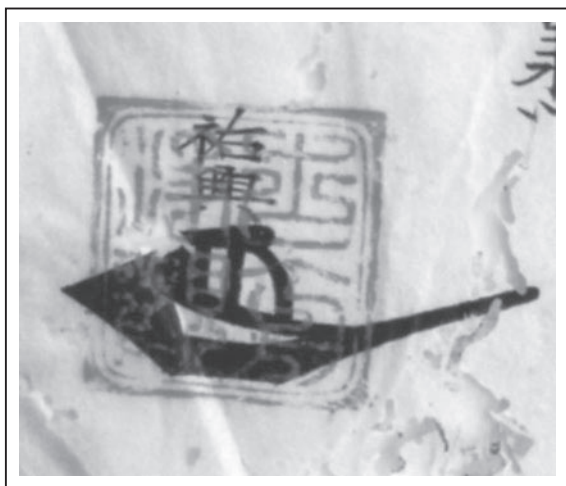
そのほか、家老山田家の家譜書は「山田三代功記」と言い、「伊東祐周日記」と同様に一部が『日向纂記』に引用されている。永く所在不明であったが、平成二十一年に発見されたされたことは、今後の藩政史研究に取り組むうえで意義深いことである。この「山田三代功記」には、宝永二年（一七〇五）に家老山田宗武が藩より「日向記」の誤脱・遺漏の校正を命じられて、江戸の葛山卜翁という人物と話し合って潤色を施したという記事があり、藩の修史事業と山田家の家譜書編纂との関係を知ることが出来る。また同書には山田家の家風「正直」について触れていて、幕末に藩校振徳堂で「正直」の藩風に感化された小村寿太郎のことを思うと興味深い。

今回の紀要には紙面の関係で収録できなかったが、「藤枝伝」の続編ともいえる「風光記」（日南市所蔵）が飢肥城歴史資料館に収蔵されている。これは祐興が家老を引退する晩年、延享三年（一七四六）頃までを記述していて、「藤枝伝」同様に藩庁日記に順ずる史料として活字化が待たれる。また、先述したように祐興の弟伊東祐允が分家を創設しており、その祐允の記録書である「祐允伝」の解読文が昭和六十年の『日南市文化財調査資料集・第十九集』（日南市文化財保存調査委員会発行）に細田隆介氏（当時日南市文化財保存調査委員）によって掲載されている。

飢肥藩家老伊東氏系図は伊東祐誠文書「伊東系図」（日南市所蔵）より抜粋した。

なお、試読文では、虫損などで解読不能な箇所は「□□□」とした。また異体字「𠂔」は「とも」「皆」は「時」と読む。

伊東大蔵丞祐興の花押



二 藤枝伝

●藤枝伝を編纂した経緯

伊東氏の祖は藤原南家

工藤為憲

惟職が伊藤を称す

佐殿＝頼朝

工藤祐経（？）一八九

三

伊東祐国（一四五〇）

一四八五

光照寺、創建年は不明、祐国の菩提寺と伝えられている。

文明一七年（一四八五）
飢肥城外で戦死

恵照院は伊東祐尚之娘
カナヅル、伊東祐秋の

嗚呼、藤根者天ニ長ク地□□テ四海ニ繁茂セリ伊東家モ藤原姓ナレハ、往昔ヨリ傳ル□□聞及ヘ氏、祖ノ如何ナレルモ知事能ス、唯茫然タリ、初中臣姓ナルヲ藤原ニ改シハ家系ニモ顕著ナレ、鎌足之男不比等之四子□□□□□□時嫡男武智磨ハ南家ト号シ玉フ、仍當家ヲ今ノ世ニ送り、藤原之南家ト稱ス□□□□憲イマタ李之助ト云ル時、李ノ工ノ字藤原ノ藤ヲ合テ工藤氏□□リ、為憲ヨリ六世維職伊豆ヲ押領シ、伊藤ノ庄ニ住玉ヘハ、工藤ヲ改伊藤氏ト稱シケルカ、頼朝公ノ御所ヨリ祐経ノ屋形東ニ有ケレハ、伊藤ノ東□□ト佐殿上意有、仍伊東ト書シヨリ今世迄モ伊東氏トハ号ス也、祐経ヨリ十一世祐國公武道ノ名譽他ニ拙テ、尤御長モ六尺有餘ト也、飢肥院御出張之以前、御影ヲ阿彌陀佛ニ寫シ都於郡ノ内光照寺ニ安置セントテ、奉行二年若ナル侍ヲ上方ニ御遣シ有ケルカ佛鉢ヲ割、御出陣ノ前方ニ□□着有テ祐國公ノ上覽ニ備ル時、佛ノ首ヲ取放シ進上アレハ、上覽有テ、我ヲ寫セシ佛ノ首ノナキハ首途惡シ、必定、此度ノ闘ニ戦死スル前表ナラント仰有ケルカ、楠原玉之陣ニテ果□、敵ノ為ニ死玉フコソ不思議ナリケル事共也、扨祐國公ノ三男祐武ヨリ祐忠ニ送り四世ノ故事奮記ニモ漏脱シ、祐秋ハ聞傳モナカリキ、仍恵照院并ニ祐周ノ臆説ヲ専ニシ、予力固陋ヲ忘レテ偶一□□□玉フ、其文ノ野ナルヲ笑ヒ其次ノ俗ナルヲ謗ラン、ナレ氏所詮后人先志ヲ續テ是ヲ潤

妻

大藏丞は伊東祐興

享保十一年（一七二六）

孟春（初春。正月）

●伊東祐武伝

祐武（？）一五五五

大永三年（一五二三）

伊東祐尹

野々美谷（都城市）

伊東祐充

伊東祐吉

『日向記』によると祐吉は兄祐清（義祐）と共に祐武を討つ

西山寺村、飢肥城の北
板敷村の小字名

飾スル事ヲ欲ル、而已予志ヲ誌、其成事ヲ歛ンテ叙ヲ作、其首ニ冠シムト云

大藏丞

干時享保十一年丙午孟春吉旦 印（祐興・花押）

祐武傳

一武藏守祐武、異ニ祐兵又祐岳、日向・大隅・薩摩三ヶ國之守護、左衛門尉祐國公之三男也、祐武ノ生得武勇人ニ勝レ、才智三州ニハビコリ、諸人共ニ祐武ヲ稱美セサルハナカリケリ、大永三年十一月八日舍兄尹祐公庄内野々美谷ニテ御頓死ノ後、御嫡祐充公十四歳ニテ、治國ノ政軍武之備諸事ニ付初々シケレハ、祐武御後見トナリ粉骨ト盡シ玉フ、天文二年癸巳八月廿八日祐充公御早世、御男子コレナク御舍弟祐吉公十七歳ニテ御相續アリ、此君ヲモ又介抱シ内ニ信ヲ守リ、外ニ禮ヲ盡シ玉ヘハ、三ヶ國中祐武ノ徳風ニ感化シ、士庶人皆謂ワク、此祐武ハ祐國公ノ末子ニテ、當家ノ氏族ナレハ尤尊キ人ニシテ、君トナシテ臣ノ道ヲ盡ニ何ソ難キ人ニアラス、近々守護トセント、其企密談スルヨシ、沙汰隠レナカリケレハ、祐吉公是ヲ傳ヘ聞召、恩愛ノ祐武ヲ憎ミ、所詮武州存命ナラハ後難遁力タカラン、イサ殺トテ情ナクモ天文二年癸巳十一月十六日切腹サセ玉フコソ、憐ナリケル事ナリ

論 龍州可雲

一日州那賀郡飢肥院西山寺村ニアリケル天徳院ノ松、先祖ノ墓ノシルシト云傳ヘリ、又彼ノ寺ノ囲ハ先祖ノ居城ト云云、扨其人ハ御家ヲ別テ遠

天徳院は板敷の長持寺の末寺、天保年間に廃寺となる（日向地誌）

ヲ又故、威勢モ殊ニ盛ニアリケレハ、近世迄モ彼松ノ下ヲ馬ニ乗レハ必落馬スル故、始ハ寺門ノ左二道ノアケシヲ改、門前ヲ横二道ヲ作りシト云傳侍リキ、此祐武ノ居城ナルヤ不分明ナラサレ氏、コゝニ記ス

●左兵衛佐伝。祐武が切腹した翌日米良山に逃れ、一時勢力を挽回したが、敗れて薩摩へ逃れた（日向記）

嫡左兵衛佐、父祐武切腹ノ後ハ、都於郡ノ住居カナワスシテ、薩州二浪牢有故ニ、左兵衛佐兩子尾張守・右衛門佐モ薩州ニ住ス、諡東判

二女子佐土原讃岐守妻

三小次郎 委事知レス

●伊東大炊助祐審伝伊豫（伊予・愛媛県）

四大炊助祐審ハ、父祐武切腹之時、兄弟ニモ同道ナク伊豫ニ渡海シ、牢人ニテヲワシケルカ、和布メセトテ喚り賣ケル聲ノ聞ヘケレハ、取モアヘス

賣ルトテモ、和布ハカワシ、塩シマハ、吾古郷ノ、ウバヤトガメン

伊東義祐（一五二一〜一五八五）

トロスサミシヲ聞傳ヘ、皆人はヲ感シケリ、元來武道ノ譽アリシ故、義祐公ノ御代ニ成テ歸國アリケレハ、御感不斜シテ、御弓箭ノ侍大將仰付ラレ、御仕置ノ大事モ聞立ラレ、感状ノ連判衆ノ内ニモ加ヘ玉ヒケル、扱天正五年丁丑十二月八日向没落シ、義祐公都於郡ヲ御退ノ時、如何シタルヤ供奉ニ後レテアリケルカ、嶋津修理大夫義久諸縣本庄ニ討入、祐審ニ見参有ヘキトノ内通アリ、祐審其惡意ヲサトラスシテ出ケルニ、十二月十三日ハ

天正五年（一五七七）
伊東氏没落
都於郡（西都市）
本庄（国富町）

●伊東祐興伝

幡津留ニ義久人數ヲ伏置、祐審ヲ取卷押ヘテ腹ヲ切セケリ、歌道ト云ヒ、武道ト云、其譽不少人ヲト、皆人惜ミアヘリ、石塔モ同クハ幡津留ニアルト云傳ヘタリ、扱祐審ノ女子二人アレ氏、委事系圖ニ見ヘス、祐審諡 的翁良端

祐興傳

一長門守祐興ハ武州之二子也、武州 切腹之後、日州ノ栖ヒモ物憂アレハ、爲方ナク薩州ニ牢浪シ玉エル、仍子孫モ暫ク嶋津ノ家風ニ属シケル

諡 如松

一女子

二祐將

三治醜左衛門尉祐次

●伊東祐將伝

祐將傳

一與右衛門尉祐將將入道秋扇、始左京亮、内室者薩州人也、祐將醫道ヲ常ニ好テ疾病ヲ療治シ針術ヲナシ玉フ、觀音ヲ朝暮信仰シケルト也、其觀音今ニ家ニ傳リケル。

一父祐興ヨリ薩州居住セシカ、密ニ息祐忠ニ談シケルハ、薩州之事伊東歴代ノ怨敵、殊ニ曾祖父祐國公嶋津家ノ爲ニ戰死ナレハ、共ニ天ヲ頂カサル國也、暫モ定ヲ留ル所ナラス飢肥ニ参上セハ、一家ト云ヒ何ソ見捨玉フヘキニアラストテ、

医道に通じ針術を行う

祐將・祐忠が飢肥伊東家に帰参

二代飢肥藩主伊東祐慶が祐將を歩行（徒歩）身分に取り立て三〇石を給する

慶長一〇年（一六〇五）祐將が五十石を給され給人（馬廻）に昇格与右衛門＝祐將

喜兵衛＝祐忠
寛永八年（一六三二）祐將死去

●伊東祐將の妻、藤枝伝の記述には疑問あり、『旧記雜録』『種子島家譜』によると次の通り。伊勢大隅守貞豊の妻は、父が種子島久時、

夫婦並并祐忠共参上有、供人男二人、女二人ノ内一人ハ山本氏、一人ハ本多甚左衛門法名幼影道閑、其嫡女ハ松浦藤右衛門妻、嫡男ハ本多甚左衛門、二男ハ松浦茂左衛門也、下女名マシコ後年津曲氏二嫁、其子ハ三右衛門也、下女一人ハ伴下ニテ参レリ是モ飢肥ニテ晦ヲ賜、縁結□安樂ニ過シカ、子ナクシテ跡絶タリ、山本氏ノ子河野氏ニ養子ニナリシ故、山本・河野两家普代トテ今ニ別懇アリ。扱飢肥ニ参上アリケレハ、領主修理大夫祐慶公悦喜不斜、歩行座ニナシ采地三十石給リ、以後又、馬上ヲ御宥免、高五十石給シ時下賜ル状ニ曰、

爲扶助五十石宛行畢
全可知行者也

慶長十年
六月八日祐慶御判
伊東与右衛門殿
同 喜兵衛殿

一祐將、寛永八辛未年三月十四日之夜ハ、常ノ如ク厩ニモ往テ健ニアリケルカ、十五日ノ朝頓死シ玉フヲ、後コソ妻子モ知リタルト云リ、壽齡七十□歳也、飢肥報恩寺 二一送り 葬ケルナリ。

諡 松叟宗岳居士

一祐將内室、寛永九壬申年九月十日遠行、報恩寺二葬送ス、諡 金情妙菊大姉、始嶋津氏ニ嫁シ娘ヲ設玉ヒケルカ、後年祐將ノ妻ト成玉フ、其訳嶋津氏ハ死タルカ、又離別ニ成タルカ分明ナ

母が島津豊後守朝久豊州島津家）の娘。伊勢貞豊の娘は、薩摩藩主島津光久の妻、島津綱久の母。なお『祁答院町史』の島津豊後守朝久の系図によると、朝久の娘は、母が御屋地（島津義弘の娘）で夫は種子島久時とある。

●伊東祐忠伝
藩主祐慶の母方の祖母喜多は土佐一条房基の娘。
薩摩を出て大坂に上る。呉服屋の手代として働く。

参 両親とともに飢肥に帰

慶長一〇年（一六〇五）歩行座より給人身分に

ラス、扱嶋津氏ニテ設シ娘ハ、伊勢兵部少輔妻ト成リ、娘一人出生以後兵部早世アリ、死期ニ臨テ養子ヲ立サル、薩州ノ掟故、伊勢ノ家断絶シ玉フト云^レ、家風ノ通り後室一世兵部二カワラス三千石給リ、谷山二住シ 一生ヲ安樂ニ暮シ玉フ、是祐忠ノ姉也、且亦兵部娘種子嶋氏ニ婚禮アリテ、其娘薩隅刺史ノ奥方トナル、是古大隅守殿ノ慈母ナリト云云。

祐忠傳

一大藏丞祐忠、始傳左衛門尉、其始喜兵衛尉、内室者高嶋主殿助兼政女也。兼政ハ土佐國主一條中納言房基卿ノ長男、權中納言兼定卿ノ子也、位高ク官不輕尊キ家ナルト云リ。

一祐忠薩州二住ケル故、若年ノ時、日州ノ内東霧嶋ニ登リ僧ニナラントテ、未禿ニテアリシカ、神主如何成訳ニヤ叱シヲ若輩心ニ憎シト怒リ、彼神主ヲ則切害シ玉フ、仍霧嶋ノ栖ヒナラスシテ速ニ下山セシカ、後來、薩州ヲ出、摂州大坂ニ上リ、色々ニ忍テ徘徊シ、或時呉服屋ノ手代トナレリ、元來才智ノ働キ尋常ニ勝シカハ甚此人ヲ重寶スレ^レ、人ニ面ヲ見知ラレテハ、後ノ悔アリト祐忠思案シ、其町ヲ出奔、又鹿護嶋ニ下向アリシカ、兩親ト共ニ日州飢肥ニ参上、修理大夫祐慶公ニ奉公アリ初歩行役ニテ采地三十石給、首尾宜相勤、卑賤ノ職ヨリ残リ少ク務玉ヒ君臣心和ルカ、其勤事毎ニ御褒美アリテ、慶長十年乙巳六月乘馬免許セラレ知行五十石賜、其狀祐將ノ傳ニアル仍ユヘ二畧、其後加増追々

昇級、五十石
慶長一六年の知行宛行
状、百石

年不詳の知行宛行状

元和九年（一六二二）
大坂城本丸石垣普請
伊嶋（徳島県阿南市伊
島と思われる）・芦屋
（兵庫県芦屋市）
寛永三年（一六二六）
祐忠、五十石加増

寛永十四年（一六三七）
島原の乱

家老に就任

給、其状二曰。

爲扶助百石宛行畢

全可令知行者也、仍如件

慶長十六年
八月廿八日祐慶御判

伊東傳左衛門殿

爲扶助五拾石宛行畢

全可令知行者也、仍如件

十月八日祐慶御判

伊東傳左衛門殿

一元和九癸亥年大坂本丸石垣御普請石伊嶋・芦屋
方々ヨリ取寄セ玉フ時芦屋ノ石取奉行ヲ祐忠勤
玉フ。

五拾石令加増候全可

被為知行仍如件

寛永三年
閏卯月十二日祐慶御判

伊東傳左衛門殿

一寛永十四丁丑年鬼利支丹蜂起肥前國有馬ノ古城
閉籠ニヨリ、上使板倉内膳正殿・石谷十藏殿御
下向、仍隣國ノ諸勢着陣アレヒ、鬼利支丹弥相
支故、松平伊豆守殿・戸田左門殿出陣アリ。寺
澤兵庫頭殿領内天草番手、松平主税助殿并太守
祐久公將軍ノ命ヲ蒙ラレシ時、執權職誰ニ力仰
付ラレ、此度ノ御供ニナサレント、家中ノ諸士
二僉儀仰付ラレケレハ、何モ畏テ存念殘サス書
付テ箱ニ入テ進上ス、其蓋ヲ披テ見ハ、一同二
符ヲ合タルカ如、伊東傳左衛門尉然ルヘシト誌
ケル、仍御家老職仰付ラレ、名モ大藏丞ト改ヘ

名を大藏丞と改名

寛永十五年知行状

義純は直純の誤り。有
馬直純は慶長十九年（
六一四）に肥前国日野
江（島原）から日向国
延岡へ転封していた

アテノ木（飢肥城近く
にあった旧地名・現在
の飢肥城観光駐車場附
近）

キヨシ仰ヲ蒙ルト云ヒ、祐忠ノ云大藏ハ御免ナ
サレ内藏丞ト改度ト願ヘヒ、祐久公御承引ナク、
是非大藏ト仰ユヘ辭ルニ詞ナクテ、則大藏丞ト
名改玉フ旨、御加恩アリ、其状二曰、

爲扶助三百石宛行畢

全可令知行者也仍如件

寛永十五年
十二月廿三日祐久御判

伊東大藏助殿

祐久公天草へ趣ントテ、寛永十五戊子年正月八
日御出馬也、祐忠供奉、同月廿二日ヨリ祐久公
天草御在番御勤ノ處、將軍ノ命ヲ蒙リ天草御代
官御勤アリ。其時鬼利支丹ヲ改ルトテ、祐忠奉
行ヲナシ、由地治部左衛門ヲ筆者トシテ改シカ、
諸民ノ口達ヲ聞届、右ノ趣ヲ記シ、最前ノ民ニ
見セ、違ハ其所ヲ直シ、違サレハ用ルヤウニセ
シ故、踵ヲ廻ラサス明白ニ改シマヘリ、夫ニヨ
リ隣國ノ諸侯、有馬修理大夫義純公是ヲ傳ヘ聞
玉ヒ、祐久公ヘ伊東大藏丞ヲ御借り故、祐忠有
馬殿ニ参リテ遲滞ナク改ケレハ、聞及々々、隣
邦ノ諸侯七人共、殘ラス祐忠ヲ招テ改サセシヲ、
祐忠一世ノ面目也。扱鬼利支丹退治ニテ、山崎
甲斐守殿天草拝領ニヨツテ、祐久公御引渡、同
年六月御歸國アレハ、供奉シテ宅ニ皈リケリ、
祐忠ヲハ松平伊豆守殿弁舌抽タリト、御稱美ヤ
リシト云云。

一祐忠、初アテノ木ニ屋敷有ケルカ、後年御加老
役仰付ラレテ以後、大手通り後町角ノ屋敷木脇
理右衛門跡ヲ給リ移リ住ケリ。

一祐武以来、定紋庵ノ内木瓜用來シヲ、太守ノ御

『徳川実紀』によると

使番能勢頼重は寛永

一五年（一六三八）

正保元年（一六四四）

まで豊後目付を務めて

いる。小姓組堀直昭も

ほぼ同じ時期に同職を

務めている。豊後目付

とは、豊後に配流され

た松平忠直を監視する

ためにもうけられた臨

時の目付

平部俊直は六八〜七四

歳くらいと推定される

紋二似タルヲ以、瓜ノ紋二祐忠改玉フト云リ、其庵ハハノ形ノ庵ナリト云云。

一 御目付能勢治左衛門殿・堀惣兵衛殿、豊後府内ヨリ唐船ノ事二付、村次ヲ以御状賜、仍相違ノ趣申分スシテハ如何ト相談アリ、平齧長右衛門尉俊直ハ老躰、長倉三左衛門尉祐秀ハ年若ケレハ、祐忠相越可然ト太守御留守故、伊東左門祐壽・伊東内膳正祐正モ仰ニヨリ則府内ニ参上、平部茂左衛門ヲ同道アリシト云。

一 祐忠ノ舍弟、高麗陣ノ時彼地ニテ河ニ溺死去アリシ故、祐忠七月ハ明松二火ヲトホシ、藁ノ作物二乗セ、川ニ流テ石ヲ重テ水祭シト也。扱祐忠ノ遺言ニヨリ松浦茂左衛門一生ハ右通ニ祭シナリ、然シ高麗引陣ハ祐忠十三歳ナレハ、其舍弟ノ高麗ニ渡海モイブカシ、若シ祐將ノ舍弟ニテハアルマシキカト思ヘリ。

一 祐忠、薩州在居ノ時、山伏ヲ切害、其怨念ノ深ケレハトテ飢肥長持寺ニ小石ヲ建ヲキ、七月毎ニ祭り玉フ事、今ニ止メサリキ、但霧嶋ノ神主ノ事ヲカク云ヒ誤リタルカトヲモヘリ。

一 祐忠ハ俗山伏ナル故、薩州ヨリ供シタル山本氏ノ一家ヲ山伏ニシ、名ヲ大徳院ト号シ名代ニシ玉フト云リ、是山本眞如院父ナリト云説聞傳タリ、虚實分明ナラス。

一 祐忠之建立トテ、飢肥報恩寺ニ石塔二基アリ、誰人ノ法号ナルヤ、一向知スト云ヒ、今ニ祭り來レリ、其圖コゝニ記。

家老祐忠の日常

祐忠、五十石加増

山本氏・河野氏が塩硝

（火薬の材料・硝石）

煮を行い藩より扶持を得る

●伊東祐英

大聖（仏道の悟りを開いた人の尊称）。仲尼

（孔子の字）

祐英の二十四歳は寛永十二年（一六三五）

喚山汝上座

如電妙觀大姉

幻光童子

月圓妙心大姉

安雙了心禪定門

雪深妙好大姉

月宗妙大姉

死去

一 祐忠ハ朝暮忠義ヲ忘レスシテ、唯君ノ御爲ナラシ事ヲノミ思ヒ□退出、或會所ヨリ歸リテモ衣服ヲモ脱ズシテ、直ニ書院ニ入算盤、又ハ紙墨筆ヲ弄玉フ、サリナカラ後年、兩子ヲ失ルト氣力共ニ衰タルカ、算盤ノ業ヲ止、囲碁ヲナクサムト云ヒ、諸用ノ客アレハ、勝負ニカマワス、其囲碁ヲ亂シ客對有シト云リ。

一 祐久公御代、祐忠五十石御加恩アリテ、三百五十石ニ成玉ヘリ、何レノ時ト云事、云傳ヘサルナリ。

一 薩州ヨリ召ツレシ山本氏并河野氏共ニ、祐忠ノ思慮ニテ塩硝煮事ヲ執行シ、太守ノ御用ニナシ玉フ、仍兩人共ニ太守ノ御扶持ヲ頂ケル。

嫡正左衛門尉祐英、小字傳次、高嶋腹、無妻。元來大聖仲尼ノ流レヲ扱事、月夜ニ忘レス朝暮ニ怠ラサレハ、學力モ漸ク長シテ、飢肥中ニテハ學師モ祐英ハアナトリ難ト云ル程ナリ。加之詩文ヲ作、第一風流ノ人ナリケルカ、廿四歳ノ時、肥田木又右衛門宅ニテ□道ノ儀ニ付終ニ喧嘩トナリ、相手ノ族脇指ヲ拔シ故、祐英疊ヲ蹴上ケ、其下ヲクゝルトテ腰ヲ切ラレシカ、則中村藤左

釈迦尾ヶ野（県立日南
高校の東南）

●伊東清兵衛尉祐由

寛永一五年（一六三八）

アテノ木（現在の飢肥
城觀光駐車場附近）
槍術の無辺流（大内流）、
山本加兵衛はしばしば
將軍の面前で武芸を披
露した

衛門立寄取鎮ケレハ、爲方ナク互ニ販宅アリシ
トナリ、祐英腰疵甚痛、後ニ瘡トナリケレハ、
療養殘事ナク盡シ、凡九年程経テ快氣有、或時
火罪ノアルトテ一覽ニ往キ販ル道、同友ト釈迦
尾ヶ野ニテ岸ヨリ飛シカ本ノ疵再發シ、程ナク
死シ給フ皆寛永二十戊子九月十六日、星霜三十
二歳、飢肥報恩寺ニ葬、諡 大通宗雄居士

二清兵衛尉祐由、始半之丞、小字宮内、後改祐尚。
母祐英二同、妻者長倉又左衛門尉祐者娘於カナ、
大和守祐久公御部屋住ニテ御定江戸ノ時、御小
性仰付ラレ、十一歳ヨリ十年在府シ、祐久公御
家督以後、飢肥御入謁ノ時、新規知行高百石拝
領、其状云。

爲扶助百石宛行畢

全可令知行者也、仍如件

寛永十七年
十二月廿三日 祐久御判

伊東半之丞殿

カクテ祐久公ノ御意ニ叶、屋敷ヲハアテノ木ニ
拝受、則家ヲ營住居セリ。江府供奉モ毎度ナレ
ハ、山本加兵衛殿ノ門弟トナリテ無邊流ノ鎗執
行シ、且又、連歌ヲスキ好タルト云リ、扱舎兄
祐英早世ノ後ハ、祐忠ノ家嫡ニ相定ル、生質美
才ニシテ智義モ兼タレハ、諸人ノ尊敬モ輕カラ
スト云リ、祐久公供奉ニテ江戸往旅ノ時、祐忠
ヘ口恩附ノ地三百五十石二百石ヲ加ヘ高四百五
十石相續仰付ラレケル。祐忠ハ祐久公御下國ノ
節、隠居ノ筈ナリシカ、祐久公江府御發駕ノ少
前ヨリ、祐由應ヲ病テ種々加療スル故、快氣ニ

伊東祐葉、家老として
權勢を振るう。後に失
脚

正保三年（一六四七）

元禄元年（一六八八）

祐忠が加増を辞退

南郷の無量寺、贊波村

付退府セントテ目ヲ定シカ、腹中瀉シ、延引少
快トテ發足ノ日ヲ定レハ、又瀉シ、幾度トナク
カクノ如ニテ、全快ヲ得サレハ、祐忠氣ツカヒ
ノ餘リニ小坂丹哲ヲ頼、熊本治左衛門ヲ相副、
祐由見マイノ爲ニ江府ニ遣シ看病アレト、其詮
ナク慶安元戊子年八月九日、三十三歳ニテ空ク
成玉ヒケレハ、麻布春桃院ニテ火葬シ、齒骨ヲ
拾ヒ飢肥ニ持下リ、楠原報恩寺ニ納テ廟所宜シ
ク取ツクロヒケリ、尤春桃院ニモ石塔有ケルカ、
後年寺地他ニ移、今ニハ分明ナラス、諡眞源宗
性居士。右腹瀉ノ根元ハ伊東勘解由祐葉毒害シ
玉フト諸人嘲弄シタルトナリ、扱祐由ノ甲冑別
テ秘藏シ玉ヒ、病中ニモ嚙ノミ有ケルカ、若シ
死タル共娘ニ取セ、他人ニ渡サズレト遺言アレ
ト、祐忠此甲冑ヲ見ルモ心思シトテ、頓テ家ヲ
出シタルト云傳リ。

嫡女三歳ノ時、痘瘡ニテ早世也。二女カナ靄正
保三丙戌年十一月廿八日降誕、後年祐忠ノ娘ト
シ、祐秋ヲ簪養子ニシケリ、兩女共長倉腹。祐
由内室於カナ五十一歳ヨリ中風ヲ病、平日寢席
二日ヲ送シカ、元禄元年戊辰霜月七日遠行、齡
數六十一歳、飢肥報恩寺ニ送り葬リケル。諡福
昌院切用妙德尼大姉

一祐忠ヘ四百五十石給ント、祐久公再三上意アレ
ト受納ナク、祐忠ニヨイテハ知行ニ不足ナシ、
誰ソ知行ノタラヌ人ニ下タサレヨト言上アリシ
ト也。

一祐忠兩子早世故、菩提ノタメニ家人ヲ僧ニナシ
ケル、是全律也、後ハ全齡首座トテ南郷之内無

にあり飢肥の禪宗報恩寺の末寺、

量寺住職アリ。

一 祐忠家嫡ナキ故、伊東勘解由次男十左衛門祐知ヲ養子ニ願ヘ氏、祐久公御心ニカナワス、仍長倉半左衛門祐茂ノ男喜内ヲ願ヒケレ氏、是モ祐久公御承引ナケレハ、祐忠ノ好ミ餘ニナシ、所詮御意ニ任ル外ナシトテ、養子ノ沙汰止タリ、然ニ祐久公ノ上意ニ河崎大學助四男左平次ヲ養子ニ然ヘシトアリケレハ、祐忠何レニモ御意次第ニ仕ルヘシト御請ニテ、則祐忠左平次ヲ子トシ養育シ玉フ、祐忠慶安五年壬辰四月十日六十七歳ニテ卒去、飢肥報恩寺ニ葬ル。

諡妙庵全覺居士

一 祐忠ノ内室、寛文十一年辛亥四月三日遠行、壽量八十三歳、飢肥天徳山報恩寺ニ葬、諡松齡院殿仙洞貞壽太姉

●伊東祐秋伝

祐秋傳

川崎祐宣は家老・清武地頭を歴任
寛永十四年（一六三七）
文永寺（飢肥報恩寺）未

慶安三年（一六五〇）

一 權左衛門尉祐秋、小字左平次、始祐雪、其始祐重、實者河崎大學助祐宜之四男、母者矢野河内入道侃世女也。寛永十四丁丑年六月十九日辰之刻降誕、四男ナレハ清武中野文永寺ニ登山サセ、僧ニナスヘシト祐宜兼々玉ヒシトナリ。

一 大和守祐久公、慶安三庚寅年十月十八日清武ニ御越山ノ時、御小性役仰ヲ蒙、十四歳ニテ同十九日ヨリ勤仕、飢肥還御ノ供奉シテ弥相勤ケルカ、祐久公ノ上意ヲ以、慶安三庚寅年十二月廿四日祐忠ノ養子ニナリ、御禮終テ即日ヨリ祐忠ノ宅ニ養レケル、尤孫女ニ嫁シケル。

一 慶安五壬辰年四月十日祐忠遠行、家督違ナク拜

慶安五年（一六五二）

領其状云

爲扶助知行三百五拾石

宛行畢全可令知行者也

慶安五年壬辰
八月廿四日祐久御判

伊東左平次殿

一 御小性ニテ祐久公ノ江戸供奉三度有ケルカ、其内明暦三丁酉年十月廿七日御逝去ノ時、直ニ江戸ニテ左京亮祐由公へ相勤、都合三年在府有リ、元服シテ中小性ヲモ勉ケルト云云。

一 祐由公御代替リニ依テ、下シ賜ル状ニ曰

爲扶助三百五十石宛行訖

全可令知行者也

萬治三年庚子
正月廿四日祐由御判

伊東權左衛門殿

一 寛文元辛丑年六月十三日祐由公御逝去、御男子ナキ故、監物祐實公ヲ御養子ニ御願ノ如仰出サレ、祐實公御政□アリ

一 寛文元辛丑年、鐵炮組頭仰ヲ蒙リ貞享四丁卯年六月迄勤リ口鐵炮組ノ内ニテ、以後兩度別組仰付ラル。

一 寛文二年壬寅五月、口事聞役仰ヲ蒙リ、同三年癸卯二月御宥免

一 寛文三癸卯二月會所相談役仰ヲ蒙リ、翌甲辰十月迄勉リ

一出雲守祐實公御代替ニ依リ下シ賜ル、其文ニ云

爲扶助高三百五十石遣之畢

全可令知行者也

寛文四年申辰
極月十五日祐實御判

寛文四年（一六六四）
極月（十二月）

伊東権左衛門とのへ

高力右近大夫は左近大

夫の誤り。高力隆長

飢肥藩が島原在番

寛文八年（一六六八）

稲葉能登守・白杵藩主

稲葉信通。

深溝松平氏が島原入部

足輕鉄砲組の編成改革

寛文一〇年（一六七〇）

寛文一一年（一六七二）

延宝二年（一六七四）

晦↓暇

若奏者役

長倉祐容は後の家老・
長倉善左衛門祐容

一 肥前嶋原之城主高力右近大夫退去ノ後、近國ノ諸侯公方ノ命ヲ蒙リ在番也、祐實公モ公方ノ仰ニ依リ寛文八戊申年十一月四日飢肥御發駕、嶋原ニ於テ稲葉能登守殿へ御交替ニテ御勤番アリ、此時祐秋鉄砲組頭ニテ供奉有、嶋原城三丸御廣間ノ番頭ヲ勤ル處、松平主殿頭忠房拝領故、同九年己酉八月十八日御引渡、九月二十四日御歸國ナサレケル、但此度ノ鉄砲組ハ當時ノ組ト違ヒ、所々村々ヨリ或一兩人、或三四人ツ々組合テ、人數高ヲ結リ、其以後組ノ法改リ、所組ニ成テモ又組ヲアツカリケル

一 寛文十庚戌年五月ヨリ江戸御供二百五十石役高 翌辛亥六月御下向

一 御城詰知行半役 寛文十一辛亥七月仰ヲ蒙相勉ケル

一 延寶二甲寅年二月ヨリ江戸供奉、表取次役也、翌乙卯年御下向ノ時、大坂ヨリ御晦ニテ有馬入湯、御跡ヨリ七月三日下着

一 若奏者役、延寶三乙卯年七月仰ヲ蒙リ、同五年丁巳十一月迄勤仕

一 御側鐵砲組頭、延寶三乙卯年十月廿四日仰付ラル、是ハ長倉左近祐容ノ本組也、祐秋初ノ組ハ平舘小左衛門俊恒ニ仰付ラレケルナリ

一 御城詰取若奏者兼役 延寶四丙辰正月仰ヲ蒙、天和二壬

鍋島光茂・佐賀藩二代

藩主

延宝五年（一六七七）

奏者役は後の用人

天和二年（一六八二）

朝鮮通信使接待役

貞享四年（一六八七）
伊東祐秋が家老に就任

元禄二年（一六八九）

元禄五年（一六九二）

五代祐実が甥の伊東祐
崇を養継子とする

元禄八年（一六九五）

戊正月迄勤リ

一 祐實公御縁組、鍋嶋丹後守光茂公ノ御息女ニ仰出タサレシ故、公方へ御禮トシテ使者仰ヲ蒙リ、延寶五丁巳年八月十日發足、江府首尾能相勉、同年十月十八日下着

一 奏者役常時用人役 延寶五丁巳年十二月君命ヲ蒙リ貞享四年六月迄勤リ

一 江戸供奉奏者役 天和二壬戌年二月發足、干時朝鮮人御馳走御當リ、八月十六日ヨリ金川宿ニ御越、同二十日・廿一日兩日御勤、廿一日ニ御歸府、亦朝鮮人退府故、九月十一日金川ニ御越、十二日・十三日御馳走有テ早速御飯府アリ、此兩度共ニ供奉シテ勤玉ヘリ、翌三癸亥年潤五月御下
國御供

一 御城請取奏者兼役 天和三癸亥十二月仰ヲ蒙リ、貞享四年六月迄勤リ

一 御家老役、貞享四丁卯年六月廿九日川崎大膳祐身・松岡八郎右衛門信允ヲ以仰付ラレ、寶永三

丙戌年五月迄勤リ

一 江戸御留守番仰ヲ蒙リ元禄二己巳年三月發足翌庚午四月下着

一 江戸供奉仰ヲ蒙リ、元禄五壬申年二月御發駕也、祐實公御男子ナキ故、式舘祐崇公ヲ御養君ニ御願アリケレハ、癸酉三月廿八日御願ノ如仰出サレ、四月朔日御養子ノ御禮相濟シ、當日祐實公ヨリ御脇指肥前正廣 棒鞘并御肴一折、御樽代金子五百足上使ヲ以拝受、御前様ヨリ御小袖一重下サレケル、同癸酉五月供奉ニテ下國也

一 御留守番仰ヲ蒙、元禄八乙亥年正月發足アリ、

伊東祐崇が分部信政の
息女と縁組

長倉祐容（家老職）

祐秋、藩主より脇差を
拜領

元禄十六年（一七〇三）
祐秋が病を理由に家老
職の辞任を願うが認め
られず。

宝永三年（一七〇六）
祐秋が隠居、祐周が家
督を継ぐ

祐秋の屋敷を拡張

是は八分罷隼人正信政公ノ御息女ニ祐崇公御縁組
相濟、正月十八日祐崇公ヨリ御緑女様ニ御結納
ノ御祝儀進セラレシ時、長倉善左衛門祐容在府
故、御使者相勤ル筈ト云_レ氏、病身故、若シ勤ラ
ヌ事モヤアラントテ、祐秋ヲ早ク出府仰付ラレ
シ也、然_レ長倉祐容相勤ケル、扱同年四月六日
御婚禮、卯ノ刻信政公ノ宅ヲ御出興アリテ、御
入興ノ時、御具桶請取祐秋勤リ、御輿請取ハ長
倉祐容也、御新曹様ヨリ白銀二枚下シ賜ル、三
ツ目御祝儀トシテ、信政公ノ宅ニ祐實公・祐崇
公出御ノ時、長倉祐容ト同ク祐秋モ参上アリケ
ルカ、信政公ヨリ御道具代白銀十枚拝受シ玉ヒ
ケル、五ツ目御祝儀トシ、信政公并御奥方系松
御出ノ時、信政公ヨリ白銀二枚、御奥方ヨリ金
子五百疋拝賜、翌丙子五月御下國御供

一祐秋多年首尾能相勉、御感ノ中ニテ祐實公ヨリ
御指和泉寺藤原國貞拵アリ御直ニ下タサレケル。

一元禄十六癸未年正月六日ノ夜ヨリ痢病ヲ煩ヒ、
夫ヨリ歩行力ナワス、出勤必トナラサレハ、御
家老役御免ノ願ヒ再三訴ヘケレ_レ氏、療養セヨト
テ御免モナカリケ

一祐秋七十歳ニ滿タル故、寶永三丙戌年隠居ヲ五
月五日川崎大膳祐昌ヲ以、願ノ如隠居仰付ラレ、
紗綾三巻拝賜シ、祐實公御前ニ召出サレ、御懇
意不淺目出度事共也、祐周家督、江戸ニテ仰付
ラル筈ト也

一祐秋居屋敷、大手通り後町ノ上ミノ角屋敷セバ
ケレハ、左隣ノ川崎宮内良寛ノ跡屋敷ヲ副エテ
下タサレ、二屋敷ヲ一ツニシテ住シキタレリ。

宝永六年（一七〇九）
祐秋死去

鰲山、飢肥報恩寺七世

●祐秋の妻カナツル

享保六年（一七二四）
死去

●祐周の母

●祐秋の娘

寛文七年（一六六七）
吹田氏は飢肥藩給人

貞享元年（一六八四）

貞享四年（一六八七）

元禄二年（一六八九）

元禄九年（一六九六）

一祐秋隠居後三年安泰ニシテ、寶永六己丑年二月
十一日午刻ヨリ俄痰差起、左ノ手叶ズ容躰難儀
ナレハ、種々療養スト云_レ氏シルシナク、四月十
四日戌刻遠去也。飢肥楠原報恩寺ニ葬リ、鰲山
和尚懇二引導有リ。

諡 泰道義伯居士 長興院

一祐秋内室ハ祐尚之娘カナツル一身健ナラサル故、
攝州大坂ヘ兩度上リ、有馬湯治シ玉フ。扱兩度
ナカラ伊勢参宮シ、又上京モシ玉フ。享保六辛
丑年二月十三日遠玄壽算七十六歳、飢肥報恩寺
ニ葬、鰲山大和尚焼香アリケル。法名惠照院慈
徳英・心大姉

一祐周 母惠照院

二女子於益祐周同腹、寛文七丁未年六月二十日出
誕吹田勘兵衛尉重賢二天和三癸亥年七月二十日
婚禮有リ、此時重賢二脇指一腰_{法城寺正}□誘有リ祐秋ヨリ
送りケル。貞享元甲子年九月六日一子ヲ生リ茂
七郎ト云、後改勘兵衛尉重好ト号。祖父茂右衛
門尉重政ノ養子ニナル。

貞享四丁卯年七月廿六日二男ヲ出生ス、茂三郎
ト云、後年壹岐武兵衛尉幸充ノ養子ニナリ壹岐
分左衛門尉幸昭ト号。夫重賢元禄二年己巳正月
五日東武之府ニテ死去。其到来頓テ日州二聞ヘ
ケレハ、則姿ヲ引カヘテ靜然トシテ暮シ玉フ。
扱二月ヨリ父祐秋ノ宅ニ返リテ兩子ヲ養育シ玉
ヒケルカ、元禄九丙子年臘月晦日再ヒ舅ノ家ニ
至テ孝ノ道ヲ盡シケル時、元禄十二己卯年伊東

元禄十二年、伊東左門
祐信は飢肥伊東一門三
家の筆頭左門家の二
代、六代藩主祐永の実
父。祐隆は後の八代藩
主
享保五年（一七二〇）
祐信が死去

●伊東祐周伝

寛文二年（一六六二）

天和二年（一六八二）

伊東主水正美は伊東一
門三家の一人

延宝三年（一六七五）

延宝四年（一六七六）
同五年、勅使接待役

延宝八年、祐周が名を
久左衛門と改名
天和元年（一六八一）
門主接待役。感応寺は
後の天王寺

左門佐祐信強テ所望有ケレハ、遁ニ辭ナク四月
二十五日祐信ニ嫁玉フ。扱祐信ノ家嫡祐永公ハ
太守ノ養君トナラセ玉ヒ、繼子ナカリシカ、修
理亮祐永公ノ妾腹ノ男子ヲ下タサレ、祐信并貞
俊院養子ニシ玉ヒ左門佐祐隆ト号ケル。享保五
年庚子四月十一日祐信遠行ノ後ハ、名ヲ改貞俊
院殿松岩善榮大姉ト申シケリ。

祐周傳

一久左衛門尉祐周、初權三郎、小字左平次、寛文
二壬寅年正月廿五日日州飢肥ニテ誕生。墓目ハ
佐土原久助祐三也。母ハ祐由女也。

一妻ハ伊東主水正美入道宗昌女。天和二甲子年十
二月廿三日婚禮有、此時正美ヨリ脇指^{平安城長}一
腰賜リケル。

一祐實公ヨリ御小性、延寶三乙卯年六月十一日仰
ヲ蒙リ同十九日出勤、名權三郎ト改、干時十四
歳也

一延寶四丙辰二月廿一日御發駕、江戸供奉、翌五
丁巳三月三日ヨリ傳奏屋敷ニテ、華山院大納言
殿・千種大納言殿御馳走御勤役ノ時、同十五日
迄手長役勤、同年六月廿九日御下國御供也。

一延寶五丁巳年閏臘月六日御發駕江戸供奉、翌七
己未年六月廿二日御下國御供也

一延寶八庚申年三月朔日御發駕江戸供奉、八月十
六日前髪ヲ取、名ヲ久左衛門尉ト改、翌天和元
辛酉年四月十七日ヨリ五月十八日迄妙法院御門
主御馳走、谷中感應寺ニテ御勉ノ時毛勤玉ヘリ、
同年七月五日御下國御供也

天和二年（一六八二）、
朝鮮通信使接待役
金川（横浜市神奈川区）

天和三年、祐周が小姓
から近習詰となる

貞享三年（一六八六）

祐周が江戸広間取次役
弘前藩主・津輕信政

伊東祐実が急遽門跡接
待役を務める

会津藩三代藩主・保科

正容、正之の六男

延享四（一七四七）は

貞享四丁卯年の誤りか
貞享五年（一六八八）

元禄二年（一六八九）

一天和二壬戌年三月朔日御發駕江戸供奉、八月十
六日ヨリ金川ノ駅ニ御越、同廿日・廿一日朝鮮
御馳走御勉、廿一日則御歸府、朝鮮人退府故、
九月十一日又金川ニ御越、十二日・十三日御馳
走有テ則御歸府、此時毛兩度共ニ供奉シテ近仕
シ玉ヘルナリ、翌癸亥五月廿日御下國御供也

一天和三癸亥年閏五月十七日御小性御赦免、御近
習詰仰付ラル旨、川崎内記良寛ヲ以君命ヲ蒙ル。

一貞享三丙寅年二月、川崎内記良寛ヲ以御近習詰
御宥免、江戸御廣間取次役仰ヲ蒙リ、丙寅年閏
三月朔日供奉ニテ發足アリ毘沙門堂御門跡御馳
走、谷中隨輪寺ニテ津輕越中守殿御勤アレヒ忌
中故、俄祐實公仰ヲ蒙ラレ四月廿八日ヨリ五月
十六日迄御馳走御勤アリ。此時御門主ノ御廣間
二勤仕、御跡乗ヲモ勤リ。翌四丁卯年皇帝御即
位ニ付、太守ノ御名代トシテ使者仰付ラレ、江
戸四月三日發足上京ス。同廿八日御即位有テ、
五月朔日上使保科肥後守正容参内、同三日諸侯
ノ使相勤ル故、祐周参内シテ献上ノ御太刀奉納、
首尾能相濟。直二日州下向、五月廿三日下着、
太守ハ六月十三日御下國也。

一御用人役、延享四丁卯年六月廿九日執權衆御取
次ヲ以仰付ラル。

一貞享五戊辰年三月朔日御發駕江戸供奉御用人役
翌元禄二己巳年五月三十日御下國御供也

一御城請取^{御用人}元禄二己巳七月二日大田原作左衛
門歳門ヲ以仰付ラル、川崎内記良寛跡役也、同
年十二月朔日平舘小左衛門俊恒ニテ御赦免、代
ハ金田甚兵衛ニ仰付ラレシナリ。

元禄三年（一六九〇）

一十五人扶持元禄二己巳年八月五日大田原作左衛門歳門ヲ以仰付ラレシ也。

晦ノ暇

元禄五年（一六九二）

一元禄三年庚午三月朔日御發駕、江戸供奉用人役、五月三日ヨリ本庄ノ御蔵火ノ御番御勤、翌四年七月廿八日御免、此時モ供奉ス、但祐實公御大病ニテ御晦遅キ故、長ク御勤也。四年辛未閏八月廿日御下國御供也。

藩主伊東祐実室・ハルは佐賀藩主鍋島光茂の娘

元禄七年（一六九四）

一祐實公ノ御奥方於ハル様御大病依、祐實公御退府ノ時、御看病ノ為大田原源藏歳門ヲ急ニ残シ置レシ故、代リトシテ御使者五月廿六日河崎大膳祐身・長倉善左衛門祐容ニテ仰付ラレ、金田甚兵衛ニテ御帷子拝賜、同月二十八日發足アリケル處、同廿三日御逝去ノ由ナレト、江戸二至リテ槐巖院殿於ハル様ノ御齒骨ノ供奉シ、海陸滞ナク九月十一日下着、飢肥楠原報恩寺ニ納玉フ。

元禄八年、伊東祐周が家老に任命された

元禄十年（一六九七）

一會所相談役、元禄七甲戌年二月四日大田原源藏歳門ニテ仰付ル、是者長倉八郎左衛門祐富ノ代也、翌乙亥年六月迄勤リ。
一御家老役、元禄八乙亥年七月朔日河崎大膳祐身・長倉善左衛門祐容・山田次郎左衛門宗武列座、大膳祐身口達仰付ラル、扱限米三十石ツ々賜ルヨシ仰付ラレ、最前ノ十五人扶持ハ上リシ也、則御請アリテ、翌二日ヨリ出勤セリ
一江戸供奉仰ヲ蒙リ、元禄九丙子年三月朔日發足、同十丁丑年傳奏御馳走御勤ニ付、三月三日ヨリ

勅使接待役

元禄十一年、祐崇の室稲姫（松平氏）が女子（那珂）を出産

元禄十四年（一七〇二）

宝永三年（一七〇五）祐崇の室稲姫が女子を出産

傳奏屋敷へ御引移、翌四日正親町前大納言殿・中御門大納言殿御着、同十六日迄御馳走アリ。此時モ供奉シテ勤玉ヘリ。同年五月廿五日御下國御供也。

一江戸供奉仰ヲ蒙リ、元禄十一戊寅年三月朔日御發駕。五月二十四日祐崇公之御奥方信政公御於エツ様御安産、御娘於彦様御出誕ノ時、御墓目相勤玉ヘリ、翌十二己卯年五月二十四日御下國御供也。

一江戸御留主番、君命ヲ蒙リ元禄十四辛巳年三月五日發足、同年十二月三日祐崇公之奥方義昌公御女稲姫様御安産御娘於那珂様御出生ノ御墓目相勤、翌十五年壬午五月五日下着、此旅吹田茂三郎ヲ見物ノ爲ニ同道ナリ

一江戸御留主番仰ヲ蒙リ、寶永二乙酉年三月五日發足、翌三年丙戌六月二十五日祐崇公之御奥方稲姫様御安産御娘於嘉久様御出生ノ時御墓目相 勉、同七月五日山田次郎左衛門宗武ヲ以、祐秋二下シ置レシ知行三百五十石并世繼中ノ切米ヲ引、加高四百石相續仰付ラレケル、其時大田原源藏ニテ願ヒ賜ル文ニ云
高四百石令扶助之訖
全可令知行者也仍
如件

寶永三戌年七月十月 祐実御判
伊東久左衛門殿

カクテ退府、八月三日飢肥へ下着
一江戸供奉仰ヲ蒙リ、寶永七年庚寅三月朔日御發駕、翌正徳元辛卯年五月二十三日御下國御供也

正徳二年（一七一二）
一〇月より火消役

正徳三年、勅使接待役

五代藩主伊東祐実隠居
祐永が六代藩主に就任

正徳三年（一七一三）
城代に就任

後任は伊東祐全

正徳四年（一七一四）
五代藩主祐実が隠居

甲午（正徳四年） 祐永
が出府、家督相続

一江戸供奉仰ヲ蒙リ正徳二壬辰年三月朔日御發駕、江戸ニテ五月十六日長倉太右衛門祐應ヲ以江戸徘徊ノ時、駕籠ヲ仰付ラルヘシト君命アレヒ、祐周有難事ナカラ御免ナサレ道中計仰付ラレヨト相願、仍其通ニ仰付ラレケル也。十月二十五日ヨリ翌年二月十六日迄火消御勤有、但南方御請取也。其時火災ノ時毎ニ祐周御供アリ。同三年癸巳三月二十四日ヨリ傳奏屋敷へ御引移、廿五日ヨリ四月十一日迄、兩傳奏徳大寺大納言殿并庭田前大納言殿御馳走ノ時モ供奉シテ勤ム。同癸巳年五月十九日御下國御供。

一江戸勤、癸巳七月七日佐土原久助祐三・荒武十右衛門宗政ヲ以仰付ラル時、近年旅勤ツ々キシ故、銀子二十枚拝受シ玉フ、扨來年江戸ニテ祐實公御隠居、祐永公御家督御濟以後、御下知ニ依テ發足仕レト也。

一祐實公御自筆ノ御書ヲ以、正徳三癸巳年七月九日御城代仰付ラレ同年極月廿八日御宥免、代ハ伊東織部祐全ニ仰付ラレケリ

一祐實公御隠居、修理亮祐永公御家督、正徳四甲午年四月二十九日相濟シ故、祐實公ヨリ御刀肥前住正廣誘有一腰、佐土原市右衛門御使ニテ六月二十八日拝受シケル。

一祐實公御下向以後、祐永公ヨリ祐周出府有リ近務アルヘキ旨、仰ニ依リ甲午年八月廿四日飫肥發足シ霜月二十二日出府也、祐永公モ賢ノ名アリト云ヒ、諸事ニ付祐周ヲ召テ密談シ玉フ、臘月朔日山田次兵衛宗盈ヲ以江戸ニテ乘輿仕レト仰アリ、聊辭レヒ却テ恐アレハトテ御受アリシ

乙未（正徳五年）

正徳六年（一七一六）
享保元年 勅使接待役

藩主代替後の知行宛行

享保二年（一七一七）

享保三年（一七一八）
飫肥城下大火

故、太守ヨリ御願仰上ラレ御免アリケレハ、十二月十二日御老中松平紀伊守信庸公ニ御禮トシテ祐周参上。扨又御目付木下清兵衛殿ニテ、病身偽ナキヨシ誓紙仕ル。且翌年乙未三月二十五日尾張宰相繼友公ニ御目見、御料理迄下サレケル。同年五月十六日飫肥城ニ御入謁、此時祐周供奉シケリ。

一江戸來年ノ供奉仰付ラルニ依、正徳五年乙未七月八日白銀三十枚拝賜シ玉フ、執達 八山田次兵衛宗盈・木脇六左衛門祐定也。翌六年丙申三月朔日御發駕供奉。祐永公傳 奏屋敷ニテ、五月二十一日ヨリ正親町一位 殿御馳走御勉、同月二十八日相濟シ時モ、御供ニテ相勤ケル。翌享保二年丁酉四月三日尾張繼友卿御發駕故、祐周モ参上、御通 カケ御目見。同年五月十九日御下國御供也。

一祐永公小書院ニ出御アリテ、御家督以後ノ先例ニ依リ、御直ニ下シ賜ル御扶助書ノ文ニ曰

高四百石之事

令扶助之状如件

可有所務之状如件

享保三年
正月廿八日 祐永御判

伊東久左衛門殿

一享保三年戊戌二月廿八日長倉亦兵衛、大手後町屋敷ヨリ出火ニテ、飫肥城下諸士及ヒ市廓ノ屋惣テ百軒餘リ焼也。此時祐周モ類火ニ逢一字モ残ス炎跡トナル、然シ二ノ藏、其難ヲ遁シナリ

享保四年（一七一九）
祐周発病

記録奉行

祐周に加増

享保五年（一七二〇）

大龍寺（飢肥板敷）で
連歌の会

一 享保四己亥年二月十五日ノ晩ヨリ病氣少シ差起リ、中風ノ如キ故、療用懈怠ナクシ玉ヘ^ヒ、或少シ快、或亦不快ニアレハ、登城モ折節ヲコタリケリ。

一 御記録奉行、享保四年八月十四日木脇六左衛門祐定ヲ以仰付ラル、是山田次郎左衛門 宗武死去故也。

一 享保四己亥年十二月二十二日松岡八郎右衛門信伴ヲ以、祐周多年宜相勤御感不淺故、五十石御加恩給ルノ由上意アレ^ヒ、祐周病身トナリ出仕モ心ニ任セサレハ、此度ハ御免蒙ント、強テ言上スレ^ヒ、祐實公コレヲ聞召、祐周ヲ呼テ是非拝領シ玉ヘト、上意嚴重ナレハ爲方ナク同月廿八日登城、御加恩ノ御請在リ御禮モウシケル。其時大田原久兵衛歳堅ニテ願ヒ奉リ賜ル其状ニ云。

高四百五拾石之事

令扶助之訖全可有所務

之状如件

享保五年
二月十五日 祐永御判

伊東久左衛門殿

一 享保五庚子年四月十九日ヨリ、祐周言語モ通シ難クナリケル故、會所出座モナラス、唯保養ノミニテ暮シケル、勿論病根モ彌長シケル也。仍連歌ヲ弄衆、祐周ノ祈禱ニ四月廿八日大龍寺ニテ一會メサレケル、其發句

氣晴て盤

宮河甚右衛門

身も春かるし桜乃雨

満致

享保六年（一七二一）
祐周の次男祐允が分家西丸（祐実の隠居所）下屋敷

享保八年（一七二三）
祐周死去
鰲山、報恩寺七世

● 祐周の妻イン、伊東正美の娘
正美は成瀬正武の孫
將軍家綱は秀忠の誤り
正武の切腹は元和元年（一六一六）

右之興行ヲ祐周傳聞テ、大龍寺ノ連衆ヲ即日招請シテ

祢宜悲越

神も受引希御祓川

祐周

此發句シテ、暫參會シ玉フ。祐周一生歌道ヲ好ケル力、是ヲカキリニテ、以後ハ連歌モナカリキ。扨四月以來ハ執權衆并相談中宅ニ入来ニテ御用ヲ辨シラル。翌六年七月四日二男祐允ニ新恩給リケレハ御禮ニ登城、直ニ西丸ニモ參上。其後ハ病氣弥不快ニテ出勤モナカリケル處、九月廿日下屋敷庚申祭ニ參詣シケル。十月始リ病痾彌増テ手足漸々カナワサレハ寢席ヲ離ス、保養スレトモ、享保七壬寅年八月十六日ノ夜ヨリ、甚重病トナリ言舌不通ニテ、手ヲ盡シ加療スレ^ヒ、詮ナク享保八癸卯年三月二日午刻卒去、齡數六十二歳。同日ノ夜飢肥楠原報恩寺ニ送葬シテ、鰲山大和尚焼香シケルト云々

諡嚴雄宗忠居士 眞定院

一 祐實公右祐周死去ヲ聞召テ追善ノ御發句

夢の間乃

臺世や阿たる花能雨

此御發句ト御香奠、御代參ニテ報恩寺牌前ニ備サセ玉フ。

一 祐周室於イン初二云如伊東主水正美之女也。正美ハ古太守豊後守祐兵公之御曾成瀬豊後守正武嫡孫也。正武ハ將軍家康公ノ寵臣タリシ力、將軍家綱公之御治世ニ至リ、嚴科ニ依リテ切腹シケル故、妻子共ニ飢肥ニ參上。修理大夫祐慶公ノ臣トナル。扨此縁モ組ケル也。祐周遠行ノ後ハ、

●祐周の娘イヨ、貞享五年（一六八八）外祖父伊東正美の家で誕生
宝永元年（一七〇四）
伊東祐次と結婚
瀬戸尾村は瀬田尾（吉野方）の誤りか

享保五年（一七二〇）
夫の伊東祐次が早世

●祐周の娘コマ
三家筆頭の伊東祐信が伊東正恭を介して、嫡子祐永との縁組を申し込む

五代祐実の養子祐崇が病
祐永が祐実の世継ぎ（養子）となり、コマとの婚約を解消

名瀬慶祥院本然榮光大姉

一女子於伊豫貞享五戊辰年九月十三日戌刻正美之宅ニテ降誕ス、母者慶祥院也。伊東頼母祐次ニ縁ヲ結、寶永元甲申年十一月二十四日婚姻アリ。此時祐周ヨリ脇指誘有□□康重 祐次ニ送進ス。扱祐次之親父伊東帶刀祐定瀬戸尾村ニ閑居ナレハ、祐次モ婚禮前ヨリ祐周ノ家ニ來リテ、正徳三癸巳年四月廿八日昴星霜爰二十年暮シケリ。寶永四丁亥年十月六日巳刻平産、男子ヲ出生ス。名ヲ久公ト云、後二祖父祐定ノ養子ニナリ一學祐雄ト号。正徳六丙申十二月二十五日二男出産ス、名ヲ峯千代ト云カカリケル處、祐次享保五年庚子八月三日早世故、於伊豫八月十日ヨリ祐周ノ家ニ販テ、兩子モ列レ來テ介抱シ玉フ。

二女子於駒元禄五壬申年九月廿四日巳ノ刻出誕、母ハ慶祥院也。元禄十四辛巳年二月二日伊東左門祐信ヨリ伊東民韻正恭ニテ、御嫡子求馬祐永公ニ御縁組ナサレ度ト、内證ニテ御所望アリ。祐周怡慶不斜シテ、祐秋及ヒ一家不淺伊東正美ニモ内談アリケレハ、聊同意故、即日正恭迄祐信ノ仰忝シ、何ソ此方二障ナキ條、祐信ノ御心ニ任ルヨシ、御答申リケル故、彌首尾能内證相濟。イマタ披露ハナカリケル處、祐實公ノ御嫡駿河守祐崇公御病氣御起。御出勤ナラサル故、寶永四丁亥年祐永公ヲ御養子ニナサレシトテ、江戸ヨリ大田原藏藏門ヲ使トシ、祐信ニ仰ツカワサル時ニ、祐周二モ歳門ニテ仰ケルハ、娘以前ヨリノ縁組ヲ離別セヨトナリ。仍御口上書并御書ノ寫左ニ記

鞠負（伊東祐惠）は祐崇の弟、旗本
志摩守（伊東祐賢）旗本交代寄合

コマを祐実の養女とする

伊東権左衛門（祐秋）

伊東久左衛門江可申渡口上覽

今度、駿河守難病在之候付、先達而申談候也。急渡御願申上、前二養子可達願と存候。依之養子之義、様々工夫申候得共、鞠負殿并伊東志摩守殿息双方共二支有之候。此段者大田原藏口達可被聞届候。夫二付左門殿於同意者、求馬養子可奉願と存し、其方娘兼而縁組被致置候。求馬儀養子之願相調、当地江引越候ハ々、近年之御沙汰、從家中被仰付候。養子ハ存所江妻有之候而も大名方江縁組仕、婚禮相調候。然時者求馬儀も其通不致候ハ而ハ難成事候。左候得者、其方儀名代役とも為申付置事候得者、婚禮規式茂無之、其方娘者妾二召置候儀も難成事二候。家之為と被存、此縁組可被致相違候義理之、当然無心事相違致させ申事候間、娘儀ハ我等もらい子分ニ致し、扶持方遣、家中侍分之内江縁組婚禮調させ可申候。其方儀政事をも委可申事候間、旁右通被致可然存候以上。

月日

右之段、伊東権左衛門方江も久左衛門同然二可申被聞候也。

追而申入候、今度駿河守病氣付、養子乃儀伊東求馬方へ相極可申と存し置、首尾致候ハ々其方娘縁組被致置候、此縁組相違之誤、委細大田原藏へ申□□遣候間、口達可致聞届候、誠無□儀事共不宜

三月三日 祐実御判

伊東久左衛門殿

右ハ四月朔日、飫肥御城ニテ左門佐祐信へ祐永公ヲ御養君ニナサルヘキ旨仰渡サレ、其以後右旨傳達アリケレハ、祐周・祐秋モ上意ヲ違犯スヘキニアラサレハ、則祐周ヨリ差上シ尊書ノ御請并ニ誓紙ヲ以言上シケル案文ノ寫、但誓紙案文歳門江戸ヨリ持來

宝永四（一七〇七）

大田原源藏を以、御自筆之被成下、御書謹而頂戴仕候、今度

駿州様御病氣ニ付、御養子之儀伊東求馬殿江御極可被遊候、弥致御首尾候者、私娘縁組仕置候、此縁組相違可仕之旨畏候、委細源藏江被仰含候趣口達承、段々御尤至極奉存候、極而娘儀末々被為添御心可被下之旨、誠以宜加至極、難有仕合奉存候、右之趣宜願御披露候、恐慌謹言

伊東久左衛門

四月五日

祐周判

荒武十右衛門殿

起請文前書之事

一今度、伊東求馬殿御養子ニ御極被成候間、私娘兼而縁組仕置候。此縁組相違仕候様被仰付、娘儀者御子分ニ被遊、御有付可被下旨被仰付候上者、少モ不足奉存間敷事

一右段々ニ付、役人中江不足ヲ存意趣ヲ構へ申間敷事。

一此度之儀、肝要之時節御座候、兼而御名代役ヲモ為被仰付置者之儀御座候間、私ヲ捨勘身命御爲之儀、一方ニ御奉公可仕事

右之條々於相背者

神文無別儀

寶永四丁亥年

伊東久左衛門

卯月三日

祐周血判

カクテ祐永公ノ御縁ハ彌違變ニナリケル處、寶永四丁亥年九月十八日祐實公ヨリ大田原源藏歳門・津田五左衛門幸長ヲ以、荒武彦左衛門尉宗庸ニ縁組仰付ラレ、以後婚禮支度料トシテ白銀二十枚拝受シ、翌五年戊子臘月廿二日婚禮アリ、其前臘十八日祐周ノ館ニ荒武十右衛門宗政・同彦兵衛尉宗庸并ニ宗政ノ親類招請シケル時、宗庸ニ脇指（備州三原住人）一腰送ケリ、寶永六年己丑正月十日會所ニテ河崎權助祐清奏達ニテ祐周二命セラレケルハ、於駒事祐實公御娘分ニナサレ、末々御扶持ヲモ下タサレヘシト御物語アリシ故、十人扶持仰付ラル由也。祐實公御在府故、會所ニテ有シト云々。扨舊冬婚禮アリケル、御嘉儀トシテ忝モ、祐實公ヨリ大田原源藏上使ニテ御樽一荷御有二種於駒ニ下タサレケルナリ。正徳六年丙申九月六日平産、娘出誕於シマ。享保七年壬寅三月五日安産娘於サイ降誕。

三大藏丞祐興

四内藏助祐允、小字傳五郎。母慶祥院也。元禄十三庚辰年十月十四日寅刻出誕。正徳四甲午年八月祐周東旅ノ時、見物トシテ隨身アリ。翌五年乙未六月十四日祐永公ヨリ御小性仰ヲ蒙リ、同廿四日ヨリ勤務。江府供奉モ兩度ナリ。然處隱

正徳六年（一七一六・享保元年）
享保七年（一七七二）
●伊東祐興

●祐周の次男祐允

西丸（祐実の隠居場）
城詰

享保六年（一七七二）
祐允に百石、用人とな
る。分家

享保八年（一七七三）
祐允が十文字に屋敷を
拜領

君祐實公ノ御小性、享保四年己亥七月四日仰ヲ
蒙リ西丸ニ勤仕アリケルカ、西丸御小性ヲ減シ
ラル故、同年十二月廿一日御免、御城詰仰ヲ蒙
ル。翌五庚子年正月廿一日松岡八郎右衛門信伴
ヲ以三人扶持・白銀五枚ツ々年々下タサルハ旨
仰付ラル。享保六辛丑年七月四日伊東織部祐全
ヲ以仰ニハ祐周若年ヨリ老年ニ至リ□勤仕、御
感之由、仍祐允ニ新知高百石下タサレ、御用人
並相詰ヘキ旨□、干時祐周病身登城ナラサル故、
名代トシテ祐興ニモ仰付ラル。且願ニヨリ下タ
サル文云

高百石之事令

扶助之訖全知行〔者也〕

享保六年
七月廿八日祐永御判

伊東内蔵助とのへ

會所詰、享保七年壬寅正月二十四日仰ヲ蒙リ三
月朔日ヨリ出座、且享保八年癸卯四月十六日御
城□取矢野要人周儀ノ代ヲ仰付ラル。享保八癸
卯六月六日十文字屋敷拜領、同十年乙巳臘月四
日二引移、其内ハ祐興ト一所二居レリ。同九年
甲辰江戸御廣間ノ取次役勤ケルナリ

五亀之助、母慶祥院也。元禄廿六癸未年三月十七
日卯之刻降誕。同年四月六日申刻早世

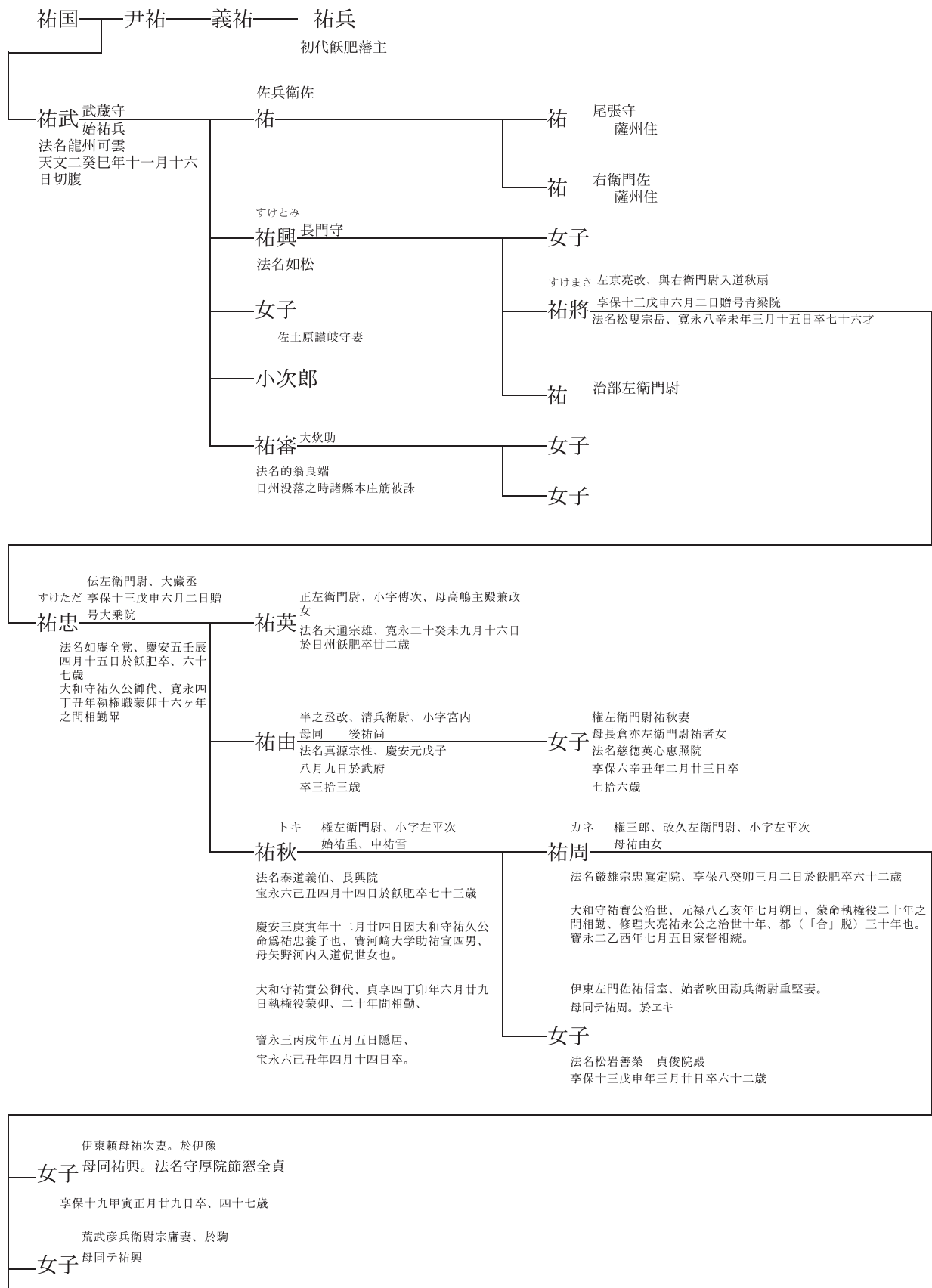
祐周歳且之發句、但天和三癸亥年ヨリ享保六辛
丑年迄也、其外發句ハ多シト云_此記ニ違アラス

明て今朝
若みとり
松毛此
きのふさへ
けふといへは
二とせや
君か世や
君のふる
鶯も
今年生の
行末盤_ハ
今朝立や
初春や_⑤
来る春越_⑤
春立や
千代を経ん
武隈や
春を今朝
取筆や
武蔵野の
鶯や
むへし社
若松の
世永か連
出て世に
祝言の
行春や
齒固や
松竹乃

酌る露や千々乃春
立や相生つの松
時や栄ん御代乃春
今日ハ去年なる朝哉
片津田舎も花の春
一夜の滴今朝の春
千年の始今日の春
千年の友よつの松
うたへとたつ今日の春
松の齢ひよ君の春
いくら計か御代の春
物忘連ぬ春露
目にもさやかに朝露
満川霞の関もなし
唯誠より朝露
松柏かは君か春
爰にも二木つ松
をしへか本なり薄霞
書も尽さし千々の春
末いく者へそ君か春
首途時得し今朝の春
屋を人遣ふより春の風
二葉も千代の根さし哉
むかしハ近し君が春
仕ん年の始哉
年に増るや君の春
千里の外も今朝の色
千世毛動かぬ君が春
千世や事あふ君が春

高砂や	住の江いく世つの松
岩松の	根さしや固起國の春
安国や	民な徒くさふ君が春
生そへハ	万がへりよ松の春
立年や	百喜ひの鳥の志多
代ハ永し	竹の花さけ君が春
慈み	廣二流国や君の春
老の浪	今朝や五十年に之川の春
君か代や	長く年有国の春
身ハ老を	重ん之川乃始哉
七十年や	千代の山口君乃春
若水や	名において見や走の浪
いろ越し	四方の海もや御代の春
年越て	身の走志るし朝鐘
物模り	年移り行始哉
む川といひて	九川そ経し年の春
春幾世	実越待て経し年の春
千代満津そ	我心なる君の春
若松や	老木に慣へ千々
此殿や	幾世老をぬつの松
新なり	年毛心も宿乃春
松盤世乃	好速也千々乃春
齡ひなを	永く年立あら多哉
鶯乃	音も快し宿の春

三 飢肥藩家老伊東氏系図 (伊東祐誠文書「伊東系図」より家老伊東家のみ掲載)



	傳左衛門尉改、大藏丞、小字左平次 祐興 母伊東主水正美女。始祐相、後祐從 法名古月淨觀圓乘院 妻駿河守祐崇公女也。大和守祐實公爲養女、令嫁祐興、仍自祐實公御腰物武・自祐崇公御腰物國貞拝領之。享保八癸卯年四月廿八日家督相続也。同癸卯年六月十五日、修理亮祐永公家老役蒙仰 祐永公御代十七年相勤。大和守祐之公、元文四己未年三月九日御家督御相続ニテ相替ラス勤役ス。寛保二壬戌年荒川通り武州大里郡万吉村ヨリ、横見郡久保田村迄凡十二里程之間川除堤御善請御手當仰ヲ蒙ラレ十一月廿三日ヨリ癸亥三月廿六日迄御勤ナサレシ時依 君命祐從總奉行相勤ム。首尾能御成就二付、同年四月十三日於武城老中松平左近将監乗邑公ヲ以、上意ヲ蒙リ、時服三并羽織一白銀三十枚頂戴ス。同癸亥十一月十五日於日州城家老役赦免也。尤祐之公御代モ五年相勤、前後廿一年在役也。
	祐充 (分家)

	女子 母祐繇同腹、元文二丁巳七月十七日降誕、同四己未八月廿八日早世、葬報恩寺、法名空觀幻心童女
	伝太 母同、元文四己未九月八日早世、葬報恩寺、法名仁嶽義賢童子
	權左右衛門改、權太左衛門尉、小字壽平次 祐繇 母土御門姫君、始祐繇、後祐張 法名知光院、寛政七乙卯五月十七日於軼肥卒、葬報恩寺 寶曆七丁丑 從祐隆公小性役蒙仰、江戸供奉三度勤仕、同十二壬午五月十二日小性役赦免、同十三癸未二月六日長柄組頭蒙仰、明和五戊子八月廿三日會所相談役、明和七年十一月廿三日用人役、安永九庚子十一月清武地頭蒙仰十ヶ年勤仕二而、天明九己酉三月廿一日從祐福公家老役蒙仰祐肅公御代二モ十六年勤仕、寛政七乙卯年四月五日数年之從勤功高五拾石御加恩頂戴
	祐 善大夫、幼名久馬五郎 母祐繇同、川崎角大夫 爲養子 法名

	祐寛 直記、權右衛門、後改久左衛門尉、小字寿平次 母大和春日社家辰市氏女、 始祐亮 法名實心院、天保二辛卯年五月廿六日於軼肥卒葬報恩寺、六拾歳 天明二壬寅七月朔日從 祐肅公小性役蒙仰、江戸二度相勤、寛政六甲寅年八月十五日用人役、寛政七乙卯年十一月十五日家老役蒙仰、 祐肅公・祐民公・祐丕公・祐相公ヨリ御代三拾二年勤仕、文化十二乙亥年十二月廿八日祐相公ヨリ数年之勤功ニヨリ高五拾石御加恩頂戴、高四百石之御扶助ヲ給フ、文政六癸未年中症煩止仕口成故二、再三役義赦免雖願不得免、同十二己丑年隠居役義赦免三人扶持頂戴
	三作、太左衛門、〔 〕、 權之助、小字選、浅五郎 祐張 母祐寛同腹
	安永七戊戌年正月十日河崎權之助祐 死去爲急養子、妻八權之助女
	女子 母祐寛同腹、川崎左馬助妻
	市次、卯兵衛 祐寧 母祐寛同腹
	後調傳 玄桂 母祐寛同腹 報恩寺住職後上京之嗣卒
	文化二乙丑年十一月八日誕生、文化三庚辰年八月六日從 祐相公小性役、来三月立蒙仰、文政八乙酉七月用人並、同十二月廿八日城請取、文政十戊子年七月朔日用人役、文政十二己丑年二月朔日四百石家督、即日家老役蒙仰、天保十己亥年迄十一ヶ年執權職勤仕、同年八月ヨリ閉居、文久三癸亥年九月廿一日家老役帰役、祐相公ヨリ伊東織人・赦免、即日拾人扶持ヲ給フ
	女子 母祐受同腹、大田原和門妻
	母後室米良主膳殿息女、但前妻妹川崎一学祐 爲養子 祐受

	直太郎・直記 母京鳥飛井殿家臣安田監物貞啓女、文政九丙戌七月朔日下向、文久三癸亥年十一月廿六日午刻卒、年六拾一歳、軼肥葬報恩寺、法名清林院 天保八丁酉五月九日降誕、同己亥年家督、嘉永五壬子十月十七日祐相公小性役蒙仰、江戸三度勤仕、安政二乙卯十月三日大地震桜田邸焼失シケレハ、千駄ヶ谷邸ニ祐相公立退レケレハ、祐侃モ奉供シテ勤仕、安政六己未年江戸表役老年勤仕、万延二辛酉年十二月二日近習詰用聞・城請取、文久三亥年八月廿九日用人役、同十月十六日番頭役蒙仰
	母同 義三郎、健雄 祐重
	母同 久五郎 祐幸
	女子 母葉室大納言顯老□□息女、安政二乙卯九月十三日下向

日向諸藩と薩摩藩における六十六部対応の相違について

宮崎県民俗学会事務局長

前田博仁

目次

はじめに

一 日向諸藩における六十六部・巡礼等の対応

(一) 延岡藩

(二) 高鍋藩

(三) 佐土原藩

(四) 飫肥藩

二 薩摩藩における六十六部・巡礼の対応

三 六十六部に対する薩摩藩の諸規制

四 一向宗禁制と六十六部

結びとして

はじめに

六十六部とは日本廻国大乘妙典六十六部経聖といい、江戸時代には六十六部（六部とも）と略称され、法華経（大乘妙典）を六十六部書写し、全国を巡って六十六か所の霊社霊仏（一宮・国分寺など）に一部ずつ納経する廻国の修行者を言った。

その源は奈良から平安時代にかけての法華経の法力による滅罪信仰で、法華経書写と読誦をしながら山岳修行や全国六十六か国を巡る苦行とによって滅罪の功德を得ようとしたものであった。しかし、江戸時代になると信心で廻国するというよりは、他人を殺めたとかあるいは不治の病のために村に居られない者が廻国する例も多く、廻国途中に行き倒れることもあった。そして、死ぬときに頭痛や瘡を治すという誓願を立てるなど、流行神的性格を帯び、旅先で信者ができ庵や堂に住みつき、祈禱や予言をこととして身を過ごす者もいた。そのとき信者によって、「日月清明・五穀豊穰・大乘妙典六十六部廻国供養塔」なる石碑を建てたものを各地に見ることができる。

宮崎県内では諸国から延べ一八八人が訪れ、廻国中供養塔・廻国満願供養塔・石橋石段供養塔・行倒れ供養塔などを建立しており、県内で七六基確認^{＊1}している。

地域別に示すと高千穂町五基、日之影町一基、旧北川町一基、旧北浦町二基、旧西郷村一基、旧東郷町二基、門川町一基、新富町一基、西都市一基、国富町一五基、高岡町一基、清武町三基、宮崎市三九基、串間市三基で、都城市や小林市などでは確認できない。

これを旧藩別にみると延岡藩四〇基、高鍋藩七基、佐土原藩二基、飫肥藩三基、幕府領二二基、薩摩藩二基、これらの所在地を委しくみると、延岡藩四〇基の内飛び地宮崎が二八基、他は高千穂や城下から離れた地域である。城下であった旧延岡市では確認できない。次に多いのが幕府領で二二基、その内本庄（国富町）が一五基、



六十六部『日本風俗図会』

船引（清武町）三基、坪谷（東郷町）二基、穂北（西都市）一基、本郷南方（宮崎市）一基で、富高代官所があった日向市では確認

できない。高鍋藩も飛び地である福嶋（串間市）三基と金崎（宮崎市）二基が主で、城下（高鍋町）では見られない。宮崎県の都城市や小林市、えびの市それに諸県地方は薩摩藩であったが、これらの地域では廻国供養塔の存在を確認していない。各藩の城下であった地域では廻国供養塔を確認できないことから、管理が行き届いている城下では六十六部などの長逗留は難しかったと思われる。

都城・小林辺りに廻国供養塔がないことから薩摩藩は六十六部に對し何らかの制限をしていたのではないかと調査を重ねる内に禁制であった一向宗との関連を考えるようになった。

一 日向諸藩における六十六部・巡礼等の対応

まず、延岡・高鍋・佐土原・飫肥の四藩では、六十六部や巡拝者、旅人などに対し、宿泊とか行倒れなどにどう対処していたのか、元禄四年（一六九一）十一月、病氣になった順礼が村継で送ってきたのをどのように対処したのか高鍋藩の例を紹介する。

元禄四年十一月

一、十五日西国順礼禪門円路と申者、出雲国松平出羽守（綱近）様御領内二而病氣、同人本国詮議在之候処、日向国本庄村之者□書証文差添順々二送り来、本庄へ送届相渡候処本庄之者二而無之由送り返し延岡領河内村より肥後之内へ相送候処、岩神御番所二而通し不申、□書証文二日向国之者と在之二付、岩神村より延岡領平岩へ送り来、平岩より美々津江相渡二付禪門高鍋二召寄申分承り候処、飫肥領中嶋田と申所之者二而親類在之候間親類居候所へ参着、如何様二罷成候共不苦と相頼二付、円路竹こし二為乗綾部与五右衛門へ書付為持尻輕二為乗清武へ差遣相渡す

西国順礼中の円路という者が出雲国（島根県）病氣になった。出身地を調べると日向国（宮崎県）本庄村という口書証文があり、順々に送って本庄へ届けたところ、本庄の者ではないということが判明、また送り返し延岡領河内村より肥後国に送ったところ、岩神番所では日向国ということを理由に延岡領平岩へ送り返してきた。平岩より美々津へ渡したとき、円路の親類が飫肥の中嶋田にいたことが分かり、問合せると親類から飫肥へ送ってくれるよう依頼があったので、高鍋藩は円路を竹こしに乗せ、付添として綾部与五右衛門を派遣し飫肥領清武で円路を渡したというものである。

旅の途中病氣になることは珍しくなく、病氣の旅人はどの藩も村継で出身地まで送っていた。竹製の輿に寝かせて担ぎ村境まで送るもので、境で次の村人に引継ぎさらに次の村と送るのである。領内を過ぎると隣藩へ引継ぐという村継のシステムが日本全国に出来上がっていた。この高鍋藩の場合は隣藩である佐土原藩へ村継しないで直接飫肥藩へ送っている。高鍋から飫肥領清武までは凡そ十里、一日の行程であることから佐土原藩を煩わせないで直接送ることにしたのか。病氣の円路を竹輿に乗せて送ることであるから四人の人手が必要、それに綾部与五右衛門（乗馬）を付添いとして派

遣しているので高鍋藩は都合五人で飫肥藩まで送ったことになる。

（一）延岡藩

延岡藩は旅人の通行や宿泊について届けるよう通達を出している。文化十五年（一八一八）五月の「延岡藩在方法度覚^{*3}」と嘉永元年（一八四八）十月の「黒木村村法書上帳扣^{*4}」というものである。

在方法度覚 文化十五年五月

一、旅人之儀、通掛り一宿八村役人江断候上、宿可致、其余逗留之節者、村役人江申出、願之上、差置可申事

黒木村村法書上帳扣 嘉永元年十月

一、旅人逗留之儀、無扨儀ニテ両三日を越し候ハ、往来人品等承合、誰方江罷在候段可申達、其外病氣・故障等ニテ逗留為致候ハ、其段御達、御差図ニ従ひ、逗留為仕可申事

文化十五年の通達は、旅人が一宿を希望する場合、村役人に断って泊めさせること、また、逗留する場合は村役人へ逗留願ひを出し許可を得てから逗留させることとあり、嘉永元年に出されたものは、旅人がやむを得ない事情で三日を過ぎる逗留をする場合は、来た理由を聞き人柄を見極めて泊める家を申し付けること、病氣や怪我などで逗留する場合はそれまでの達しや指図に従って泊めることとある。

元文元年（一七三六）、延岡藩家代村（諸塚村）の五人組手形前書^{*5}には、次のような触れがある。

往還之町者不及申、在々共旅人大切可致候、於途中、人馬煩候時ハ、庄屋・百姓立合、可致助抱候、煩重候ハ、御役所江早速御注進可申上候、若相果候ハ、早速得御下知、其上庄屋・百姓立合、其者之道具改、封を付置可申旨奉畏候事
附、病人存生之内、往来手形致吟味、出所旁々□上書付置可申旨奉畏候事

これは「延岡藩在方法度覚」が出される八十年くらい前の触れである。往還沿いの町のものと言うに及ばず村々でも、旅人が病気で煩ったら介抱すること、若し死亡したら役所の指示を受けて、庄屋や百姓立会いの上で持ち物を検査封印しておき、お上の指示を受けることというものである。

(一) 高鍋藩

高鍋藩も延岡藩と似たような旅人無断泊禁止の触れ^(*)を出している。

正徳二年(一七二二)二月

一、二十一日旅人往還筋二夜泊り候ハ、町奉行并其所役人へ可相断無断及二夜候ハ、御法相背二付急度可被仰付往還筋之外鉢たたき等立宿為致間敷事

旅人が往還筋に二夜泊るときは町奉行ならびにその所役人へその旨断ること、もし無断で二夜宿泊させた場合は、御法に背いたという事で処罰を申し付けられ、家の前で鉢をたたき経文など唱えて、銭を乞い歩く乞食僧などは泊めてはならない、というものである。

旅人の宿泊について一泊は特に問題はなく、二泊する場合は役人に届け出ることを申しつけている。旅の途中で一宿することは通常のことであるが、二泊するということは病気が商いか何か理由があると思われる、藩としてもその辺を把握しておかなくてはならなかったであろう。

文化九年(一八一二)九月、佐土原藩安宮寺第八代住職野田泉光院が日本九峯修行に旅立った日記に次のような記述がある。

三日、佐土原を發つて日向国を南下、九月十三日に榎原(南郷町)を出立し、高鍋領の飛び地福嶋(串間市)に入り、瀧の権現を参拝、麓に下りると八ヶ谷という村に出た。

日も西山に落つる故一宿を求むる所、当所は旅人一宿も成らず



六十六部日本廻国供養塔(串間市)

る折から、鬼

瓦見る様な面付きの大男来たり、不忽(無骨)なる言葉にて、各々は宿なき由、当所は御上より厳敷御触れにて、勝手に旅人を宿いたす事不出来、故に難儀に及ばれん。私宅は狭くむさくあれ共、一夜の事なれば堪忍して内分にて宿し玉へと云ふに付、恐ろしき面体なれども行きて一宿す、休助と云ふ。

高鍋藩も旅人を泊めること禁じていたが、実際には泊めていたことが分かる。「内分にて宿し玉へ」、泊めたことを表に出さないということで泊めている。

また、享保十五年(一七三〇)七月の『高鍋藩拾遺本藩実録』には次のような記載がある。

八日、長門国六部僧人高城二而相煩竹こし二載宿送立候病人送遣候義無慈悲之致方二付病氣介抱候様被仰出候処既送立黒岩之庄屋受取送繼豊後国浜脇と申所庄屋不受取又々送り帰美々津へ来依之高城へ送届彼所二而養生くれ候様申達

長門国(山口県)の六部僧一人が高城(木城町)で病気になるので、竹製の輿に乗せて宿送りしたが、病人を送り返すことは

無慈悲の仕方であるので、病氣介抱をするようにいわれた。しかし、すでに黒岩の庄屋が受取りさらに豊後国浜脇へ継送りした。浜脇の庄屋は受取らずまた送り返して美々津（日向市）へ来た。それで高城へ送りそこで養生するよう申し達した。他にも延享四年（二七四七^{*8}）、寛延元年（一七四八^{*9}）、天保元年（一八三〇^{*10}）にも次のような記録がある。

延享四年七月

八日、六十六部坂本へ病氣罷在是迄庄屋賄今日ヨリ十日過候得ハ御賄被下候事初庄屋致方不宜二付

八日、六十六部が坂本で病氣になりこれまで庄屋で賄っていたが、今日から十日過ぎれば藩から賄い料を下そうという事。庄屋の扱いがよくなかったためであった。

寛延元年八月

二十日、回国六部兩人椎木海道二而盜賊力、リ疵付逃去候二付六部八上ヨリ養生被成下也

二十日、回国六部の二人が椎木街道（木城町）で盜賊に襲われて怪我をした。盜賊は逃げたので六部は藩より養生された。

天保元年五月

二十五日、宮崎郡清武中野村喜右衛門、豊後ヨリ病氣宿送り二而来、高松ヨリ心見村送立候処、相果候付中野村身寄之者江為持遣身寄者罷出願二寄高松掛之内へ葬置

宮崎郡清武中野村（清武町）の喜右衛門が病氣になり豊後より宿送りしてきた。高松（日向市）より心見村（都農町）に送って来たがそこで果ててしまった。中野村の身寄りの者へ連絡、身寄りの者が来てその者の願により高松掛に葬った。

以上、高鍋藩も旅人を二泊させる場合は町奉行やその所の役人の許可を得ること、無断で二泊させた場合は処罰するという決まりであった。領内で行倒れれば庄屋に養生を命じ、盜賊に襲われて怪我すれば藩で面倒をみている。

（三）佐土原藩

佐土原藩では廻国者や巡拝者、旅人などどう対処していたか文書を見出せないが、恐らく他の藩と同じであったと推察する。宝永七年（一七一〇^{*11}）と天保十二年（一八四一^{*12}）の取り扱いを紹介する。

宝永七年八月五日

宗門奉行飯田慶兵衛より申出候者高月院寺内地蔵堂江信州之六十六部病氣二付罷有候由高月院より申出有之候由申出之依之御法之通見分被申付上田島之庄屋方江申付介抱有之養生可申付由申建之

高月院（藩主菩提寺）の地藏堂で信州（長野県）の六部が病氣になったという申し出が高月院からあった。御法のとおり検分して上田島の庄屋へ介抱養生を申し付けたというものである。

天保十二年一月二十日

肥後国上益郡下名連村宇平并まさと申女諸国神仏順拝として罷出候処日州那珂郡山崎村二而病氣付村継を以塩路村ヨリ村々如例継送来候処上田島名二而右之女致死去候付為検者差越見分致候処病死二紛無御座同道之者ヨリ御当地江葬度旨願出候間如例取計宇平ハ早速村々継立高鍋領三納代江継送候段宗門奉行ヨリ申出之

また、天保十二年一月二十日、肥後国（熊本県）下名連村宇平とまさは諸国神仏順拝の旅に出ていたが、那珂郡山崎村（宮崎市）で二人が病氣になり村継で上田島へ送ってきたが、まさがそこで死去した。藩は検者を送って検分し病死と判断した。宇平からこの地に埋葬して欲しいとの申し出があり、そのように取り計らった。宇平は早速村継で高鍋領三納代（新富町）へ継送りしたなど行倒れの記録が残っている。

(四) 飢肥藩

飢肥藩も他藩と同様と厳しい取り締まりはなかったようである。藩記録を見出せないで、野田泉光院の日記から状況を見てみる。前述野田泉光院は日本九峯修行の旅に出立、飢肥領内を通っている。

九月九日晴天。辰の刻内海立つ。種々饗応ありし故茶代一包遣はし候へども、日本回国行者なれば一銭も不請とて相かへされたり。此所より二里に鶯巣と云ふ浦あり、此所にて飢肥の番所旅人往来を改むる所あり。(略)

雨故滞りになり宮の浦と云ふに宿す、栄吉と云ふ宅。出来合の飯とて出ず、馳走に逢ふ。当時此村庖瘡流行にて、賑々數く庖瘡踊とて老若男女交り合い乱拍子にて面白し。

十日 風雨天。同宅滞在。庖瘡祈祷として仁王經五部誦誦す。今日は休めり。

十一日 曇天。宮の浦已の刻立。当宅にても茶代一銭も取らず、右に付謝礼包み物少々遣す、此村の下に大川あり船渡り也。是れも栄吉無銭にて渡し呉れらる。鵜戸山迄三里の峠あり。(略)内海では知合いの谷口文左衛門宅に泊まる。種々饗応があつたので茶代として一包を出すが廻国行者ということから受取らず返された。午前八時頃内海を発ち、番所がある鶯巣を過ぎると雨になり、鵜戸神宮近くの宮ノ浦で栄吉という者の家に世話になる。栄吉は食事をだし、翌日も雨が上らないため二泊させるが、特に村役に断っている様子はない。また、出立に当たって世話になったお礼として茶代を出す为荣吉は受け取っていない。江戸時代の旅は自炊が基本、泉光院の旅も宿は借りるが食事は自分で賄っているが、内海や宮ノ浦では泊めてくれた家でご馳走になっている。

以上、日向四藩は一応六十六部や巡拝者の宿泊について制限しているが、病氣や怪我などしたときは介抱したり村継で送ったりして

いることが分る。

二 薩摩藩における六十六部・巡礼の対応

薩摩藩は他国者が入国することを厳しく制限していた。他藩との交流を断ち経済的には自給いわば二重鎖国をしていたのであるが、その最大の理由として琉球・中国との密貿易があげられる。外国との貿易は天下の法度であつたため幕府に漏れることを極端に警戒、六十六部を幕府の隠密ではないかと疑っていたというものである。それを物語る去川関所での六十六部扱いが『宮崎縣史蹟調査』にある。

苟くも隠密と疑ふべきものは、敢て一歩だも入国することを許さず。若しすでに入国せる者あれば、国外追放の名の下に、藩境に誘い出して斬り殺すなど、甚しき制裁を加へ来たので、当時の旅人は、皆番所外の門に慙伏して、通行の万一を僥倖した位であつた。斯の如くであつたがゆえに、多くの怨霊屢ば怪をなしたと、今も此の邊の老人が語る所で、現に番所下流の川端にある一石塔は、惨殺されし六十六部の怨霊を鎮め、それを迷信の人々が祀るので、常に参詣が絶えぬと云つて居る。

隠密と疑われた六部が斬殺されそれを祀る石塔が関所の下流にあり、昭和初期までは怨霊を鎮めるために多くが参拝していたことが分かる。去川を訪ねると畑地の一隅に祠があり、そこに六部の霊を慰める石と伝えられる石があつた。昔、役人が関外へ出す六部を渡船上で斬つたら頭が川上に流れたことから、役人らは怨霊を恐れ六部の鎮魂を願ひ祀つたというものであつた。祠には訪ねた日も新しい柴が、関守だつた子孫によつて供えられていた。

都城市及び周辺に一門講という六部殺しに関係する講が十数か所存在する。釣りをしていると六部に川を渡つて来たとか、六部が太刀を跨いだ、御堂に泊まっていた、戦に行つたが終わって



六十六部供養塔（山之口町六十田）

いたので替りに六部を斬ったなど些細な理由で殺害したもので、遺骸を川に捨てると遺体や頭部、血（講によって異なる）が上流へ流れて殺害者を畏怖させ、さらに怨霊が加害者一族に祟り、狂死・行倒れ、悪病罹患、怪我、火災等が次々に起こるという恐ろしいもので、その鎮魂や供養を一族で毎年定期的に行なう行事である。

一門講のように些細な理由で六部や順礼を殺し、その祟りを恐れて墓石を建てて祀った巡礼墓というのが鹿児島県内各所にある。

牧園町と霧島町の間に聖原という所では、六部が歩いていると子供が六部の鈴を欲しがったが六部はやらなかった。すると大人まで出てきて争いとなり六部は殺された。後に高野山の高僧と知れ、墓を作り神社に祀ったという。薩摩町永野では医者が山伏を殺したところ不幸が続いたので石仏を建てて祀った、財部町古井には親子の六部が留守宅に入ったので殺し石塔を建てた、市来町のみつが瀬は殺された六部が亡霊となって宿の妻みつを瀬に引き入れた等々の伝説がある。

一門講や巡礼墓伝説は薩摩において六十六部や巡礼が犬猫の如き扱いを受けたことを物語るが、それは六部幕府隠密説に加えて筆者は薩摩藩禁制の一向宗との関連があるのではないかと思っている。

三 六十六部に対する薩摩藩の諸規制

廻国六十六部や巡礼者に対する薩摩入国制限がいつから行われたか分からないが、寛文十二年（一六七二）三月、都城役人へ旅人取扱い^{（*15）}覚^{（*16）}が出されている。

覚

廻国之順礼行脚体之者、今程御領内へ入来候儀令停止之候間、其元番所へ入来候者、早速御領内可追払旨、堅固に可被申渡候、若緩之儀於有之は、稠可及沙汰之条可被得其意者也

寛文十二年子三月二十一日 勘解由 印

市正 印（藩家老島津忠広）

都之城役人中

廻国順礼や行脚の者が薩摩領内へ入ることを禁止する、番所へ来ても追い払うことを厳しく申し渡し、この決まりを緩める者がいる場合は嚴重に評定するというものである。薩摩藩家老名で都城役人へ出されているが、これは藩内各外城全てに出されたものであろう。延宝六年（一六七八）四月にも行脚の者取扱い^{（*17）}について覚が出されている。

覚

境目番所近辺に行脚之者致徘徊儀、向後に令禁止之旨堅可申渡、聊緩疎有間敷者也

延宝六年四月二日 評定所 印

都之城役人中

寺柱番所

境目番所近辺に行脚体の者が徘徊することを禁止することを堅く申し渡し、少しも緩めてはいけないというものである。

次は貞享元年（一六八四）四月に出されたものである。

他国出家・山伏・医者之類当国え入来時分、改所より付状にて取次・宰領相付、宿次に外城より宰領迄にて次書無之、直に爰

元へ差越者も有之候、尤次第之外城より次書いたし、宰領相付者も有之、致両様不可然候、已後八改所より次第宿次之外城へ銘々宛書にて、銘々之外城より次書いたし、其上宰領相付、爰元へ可差遣候、尤往還共右之通に有之候様に、宿次之外城へ可引合候、各為心得如此に候、以上

(貞享元年甲子四月二十一日)

町奉行所 印

都之城寺柱改所

他国からの出家・山伏・医者の類が薩摩国へ入ってくるときは、改所(番所)より付状をもつて取次ぎ、そして宰領を付けるようになつてゐるが、付状も宰領を付けることもなく、直ちに鹿児島へ来る者がいる。以後は改所より外城へ銘々宛書にて、銘々の外城より次書いたし、その上宰領を付け、爰元へ差し遣わすようにというもので、町奉行所から三股の寺柱番所へ出されたものである。

宝永五年(一七〇八)三月二十三日に家老座から諸所[＊]噺中、役人中に出された「旅人御領内差通候付て於諸所申付様之覚」という六十六部取扱いは十数目、微に入り細にわたるものである。誌面の都合で概要を挙げる。

旅人御領内差通候付て於諸所申付様之覚

一、六十六部経納または札納として寺社参詣で他国から来る行脚の者を入国させるに当たつては、境目番所で参詣する寺社を決めて通すこと。番所では何月何日何時に通したこと、通した理由書をつけ、そしてその旅人に持せ噺・役人へ行かせること。噺・役人は右の書付を見届け、着いた時刻を書きつけて旅人へ渡し、それより次の外城と順々に次書に時刻をつけ、鹿児島問屋へ旅人を行かせること。

一、六十六部に野宿させず同一場所には一宿しかさせないこと。そのため時刻を記入すること。

一、六十六部の参詣所は、庄内高城東霧島・曾於郡霧嶋山・大隅正八幡・鹿児島福昌寺・水引新田宮と決め、それ以外の参詣は堅く禁止、脇道に立ち寄りことも禁止ということで差し通すこと。



隠れ念仏洞 (高城町田辺)

一、風雨洪水等で滞在させる場合はその理由を次書に書き記すこと。

一、六十六部は明るいうちに目的地に着くようにすること。次の外城まで行きたいと申し出てもその所に着くのが夜にならないかどうか判断して出立させること。

一、旅人問屋へ着いた場合は、問屋でも次書に時刻を記入して行かせること。順路の諸所においても次書を旅人に渡し、滞留しないように申し聞かせ、経納・参詣が済んだら少しも領内に滞まらせず最寄の境目番所より帰国(出国)させること。但し、入国した番所から出国したいと言った場合は入つてきた道筋をその通りに戻すこと。

一、六十六部を気ままに行動させないこと。途中で逗留している場合は参詣希望寺院の参拝が済んでいなくても、留まつている在所から直ちに最寄の境目番所へ行かせること。切支丹信者の疑いがある場合は捕えて長崎御奉行所へ送るなど、旅人を厳しく取り調べ少しも御領内へ滞まらせないことを委しく申し聞かること。

一、路銀所持状況を番所で見届け、その旨を書付に記すこと。路銀を隠し持つこと、托鉢しながら旅することは禁止であることを申し付けること。

一、順礼・行脚の躰の者が信心の奇特を申し、町人や百姓などが銀錢・米穀の類を差し出すことを聞いたら、それは不届きなことであるので止めさせること。

一、板行の書籍や延喜式に見える日向国庄内高城東霧嶋山や大隅国分正八幡、大穴持韓国大明神、福山宮浦大明神、薩摩国穎娃開聞、出水加志久利大明神に参詣したいと申し出る者がいた場合は、国所証文や路銀等番所で検分し別条無い場合は差し通してよい。

一、外城一か所に旅人定宿二か所づつを申し付け、堂宮に一宿させること堅く禁止すること。但し、旅人問屋がある外城は旅人宿を定めるに及ばない。

一、定められた旅人宿以外で旅人を宿泊させた者がある場合は、宿主へ科料青銅百疋を申し付ける。程度によっては籠舎（入牢）をも申し付けること。

一、六十六部が参詣寺社に滞留することは堅く禁止し、もし病氣と言えはすぐに医者に見せ、病氣であれば快氣するまで留めること。病氣を口実に留まる者が多いということであるので十分気をつけること。

一、地方の役人には右のようなことを知らないかもしれないが、病氣を口実に留まる者を見逃すと処罰を申し付ける。

一、経納、大社参詣、札納順礼、行脚の者は当五月十五日から規則を改め、参詣祈願が済まなくても同二十日まで、少しも延ばすことなくその所より衆中宰領を付け、最寄りの境目番所より出国させること。そのとき旅人どもへ薩摩領内は田畑が少なく米穀が不足し、日頃から国中の者が飢えている。そういうところに数百人の六十六部が托鉢して廻ることは、領内の者にとって迷惑なことであることを言い聞かせること。また、切支丹宗門の疑いがある者を近頃捕え長崎御奉行所へ送った、どのみち藩政の妨げになる旅人は残らず帰国を申し付けることを言い聞かせ、托鉢の旅人は衆中宰領を付けて帰国させること。それでも逗留する者があれば出身地や名前を書きとめ、殴ったりせず丁寧な言葉を言い聞かせて留めて置き、鹿児島島の指図を得ること。

以上のことを守り、所の役人関係者周知すること。

宝永五年子三月二十三日

御家老座 印

諸所喫中

役人中

これにある喫^{あつかい}とは薩摩藩外城における最高の郡役人ことで、大郷は六人、中・小郷は五二人任命されて郡の政事・人心などを掌握、外城役場の庶務を分掌した。外城の門閥の家柄から任命され、合議制で郡政を決し地頭の指揮を仰いだ。また、旅人問屋はもともと物品の買い付け卸しの業務であったが、荷物預かり所となりさらに旅館業を営むようになり、最終的には旅宿人を管理する機能に変わった。宰領は旅人に付添って監視する者である。

これまでは支配者側の取締りをみたが入国した六十六部側の記録をみてみる。

天明三年（一七八三）、古河古松軒が薩摩に入国しているが、薩摩に入るときは浪人体で入国するより六十六部の方が入国しやういという情報を得て、六部の服装・格好で入っている。彼の日記[＊]には次のように記録してある。

覚

一年五拾歳 備中下道郡岡田村修行者 古松軒一人

一 笈一つ内に本尊地藏尊その外何々

右は国所証文路銀持参、水引新田宮・鹿児島福昌寺・国分寺・正八幡・霧島山、六十六部経文奉納のため、昨日当御番所へ入り来たり候につき相改め、ここ元に一宿致し今日午刻（十二時頃）立たせ罷り越し申し候條、御領分中少しも滞りなく差し通り、経文奉納相済み候えは、その最寄り御番所より油断なく帰国申し付けらるべく候、以上

何月何日 何の何がし印

郷士年寄中へ

この書付を止宿せんと思う所にて、年寄（外城役人）宅に差

出せば年寄よりもまた左の通りの書付を渡す事なり。

右書付、予旅人の様子をも見届け別条なきにつき、兼て仰せ渡された趣、委しく申し聞かせた上「宿致させ、今朝巳刻（午前十時頃）ここに元相立ち御方の様に差遣し申し候、以上

何月何日

何村何がし

西方郷士年寄中

以上のような書付を持って行く先々の役人から着いた時刻、出発した時刻を記入して貰って宿泊・通行するのであるが、これはこれまで紹介した諸触れのとおりである。そして番所では往来手形や所持金などを調べられ、三分以上の所持金が無ければ入国させないことが分かった。病氣や死亡したときの費用と古松軒は判断している。行き先は水引新田宮と鹿児島福昌寺など五か寺と決められたが、これは六部に身を変えたからで、薩摩領内ではこれら以外の寺院で納経・納札することを許可していなかった。

しかし、古河古松軒は次のようなことも書いている。

「今にては昔時とは違ひて、他国者の薩州へ入る事六つかし（難し）からず。銅山金山殊外はんじやうして、人数幾人いりても日雇かせき有り。何国にてもかな山へ入りては、其山法ばかりにて人改めも濟事故に、かなほりといふて番所を入れれば無滞御通し有る事なり」

この頃薩摩藩では金や銅の発掘で繁昌していて労働力不足であったようだ。金掘りで入国したいと言えば問題なく番所を通過でき、他国の者が薩摩へ入国するのは難しくないと記し、さらに「薩州侯の領分へ入りては宿などは自由にせし事にて、町場には旅人宿といふ家有りて、門口に旅人宿と記せし大文字の看板を出して有り、六十六部は木銭十二文にて無心気止宿する事なり。宿にとる所は二十四文にて、十二せんは国主より下さる事也」

各外城に藩指定の旅人宿がありそこに宿泊すれば二十四文、さらに六十六部は藩の補助があり木賃宿代二十四文のところを半額にす

るという特別扱いをしている。

元治元年（一八六四）に諸塚村（宮崎県）の塚原岩二郎が伊勢参宮に旅立ち、別府浜脇（大分県）では木賃代六十四文、宇佐近く下阿蘇谷では八十五文を支払っていることから薩摩の二十四文は桁外れに安い。しかも六十六部であればさらに半額にするという、この特例は何なのか。

古松軒の日記では宰領が付いたことは窺えない。「修行者となりて入りこむ時は、野宿といへる事をいひひらきにして行度方へ見めぐりて、幾日にも国中に滞留して、番所有る所にて右の書付を番人へ渡して国を出る事なり」とあり、古松軒が入国した天明の頃は宰領を付けなかったと思われる。宰領を付けないことを触れで指示するのは古松軒薩摩入国から三十一年後の文化十一年であるが、実情はこの頃から宰領を付けないことが分る。しかし、六部には決められた順路で領内を歩き、藩が決めた寺社を巡拝させ、藩指定の宿泊所である旅人宿（旅人問屋）に宿泊させるなど、領内滞在中は六十六部の所在を完全に把握したいという藩の意図が在り在りとみえる。

宝永五年の触れから約百年後の文化十一年（一八一四）には規則が変ってくる。

御領内え入来候六部体之者、往来宿次才領相付候得共、向後不及其儀入来候、於番所国所証文等見届、慥成者ハ無口能差通候、番人よりは是迄之通付状相認当人え相渡、且道案内之者相付来候へ共、此節より不相付候間、付状通順道通行候様、分て可申聞候、尤右証文等不案に有之歟、又は辺路より入来候者ハ、一切差通間敷候

右之通諸所境目番所え申渡、差候て付状・順郷次書、又は御当地諸郷共順路外猥に不致徘徊様、与之儀は去ル子年委曲申渡有之通に候条、町奉行其外可承向え申渡、諸郷・私領えも可申渡候

十一月

安房（藩家老島津久備）

典膳（藩家老鎌田政詮）

別紙之通被仰渡候間、各得其意、所中不漏様申渡、本文無滞郷次に相廻、留より返納可有る候、以上

文化十一年十一月九日

島津 亘

領内へ入ってくる六部体の者は往来宿次ぎ宰領を付けていたが、これからはその必要はない。番所において国所証文等見届け確かな者は通してよい。これまで通り付状を当人に渡し、道案内（監視）の者は付けなくてよいが、付状の道順のとおり通行するよう申し付けること。尤も証文等に虚偽が認められたり辺路番所から入国した者は一切通してはいけない。

右の通り諸所境目番所へ申し渡し、付状・順郷次書または当地諸郷とも順路のほか猥に徘徊させぬこと、組については去ル子年（宝永五年）に委しく申し渡した通り、町奉行その他にも申し渡し、諸郷・私領へも申し渡すこと、というものである。そして、本文は郷次で滞りなく廻し、最後の郷は本文を返納することと島津亘名で指示している。

文化十四年（一八一七）八月十九日、町奉行所から去川改役へ改めて指示している。^{*20} これも要約で示す。

近年、六部ならびに大社参詣廻国の者が、領内諸所辺鄙な所までも猥に徘徊しているというのを聞く。甚だもってよろしくない。第一国政の妨げになる。今後右体の者が諸所境目番所へ来た場合は、別紙定め置かれた参詣所、順路、郷々を指し通すこと。このことに付ては宝永三戌年に申し渡したとおりである。病気の者を除いて一宿の他は堂泊や野宿など一切させてはならない。入国する番所より順郷次書をもつて通し、次書入国者へ渡して次書の趣旨を堅く申し聞かせること。このことは諸所境目番所へ申し渡しているのので諸郷々面々はその通り心得、以後右体の者が来た場合は順路次書して通すこと。もし予め申請していた順路どおり通行しなかったり堂泊



寺柱境目番所址（三股町）

や野宿等で猥に徘徊いたす者があったりした場合、所次で境目番所から追い返し町奉行所へすぐに申し出ることと、家老菱刈隆昌と同額娃久喬名で指示している。

さらに、廻国者等の取締りについては文化元子年に委しく仰せ渡したとおりであることを心得、去々亥年ならびに去子年八月に仰せ渡したので取り違えはないはずであるが、これまで多くの者が入国しその中の過半は留まっている。中には三、四日も逗留しているのにその訳も付状に記さず、野宿したことは書いてあるが病氣怪我のことは記していない。

老体の者や婦人連れ者が野宿や一日程度の滞在を願い出た場合は、托鉢は勿論気まま歩きは堅く禁止、これは国法であることを言い聞かせた上、その所の旅人問屋へ滞在することを申し付けること。なお又問屋にも付状に記すことを厳しく申し付けること。また、右体の者が滞在を申し出ても許してはならない。宿々では自分辺路や辺鄙な所への踏み込み、自俣徘徊とか托鉢等の禁止は国法であることは、これまで通りであることを申し聞かせ手ばかりないようにすること、と繰り返し命令している。

これは六部を含む旅人対策の大きな変化であり、自由な領内廻国を承認したことになる。古松軒も「修行者となりて入りこむ時は、野宿といへる事をいひひらきにして行度方へ見めぐりて、幾日にても国中に滞留して、番所有る所にて右の書付を番人へ渡して国を出

る事なり」と、野宿したといえは領内どこへでも行くことができ、何日も滞在できたことを記している。

古河古松軒が薩摩に入った翌年、文化年間から文化十一年の取扱いが緩やかであったことが分る。

六部は病氣や怪我を除いて一泊と決められていたが、文化十一年（一八一四）^{*23}の規制緩和を受けて同十四年去川改所に次のように指示している。

「廻国者等の取締まりについて、これまで多くの入国した者の過半は留まり、中には三、四日も滞留しているのにその理由を付状に記していない。野宿したことは記しても怪我や病氣のことは書いていない」というものであった。

子年とだけ書いてあるので明確な年代は不明だが、寺社奉行所が真言宗大乗院へ触書^{*24}を出している。六十六部や行脚の者が納経・納札で寺院仏閣へ参詣した場合、暫くいる事は許可するが滞留することとは堅く禁止するというもの。大乗院とか花林寺・錫杖院・勅詔院にも同様の触書を出していることから、藩が決めていた寺院だけでなく他の寺社を自由に巡拝していたことが分かる。花林寺や錫杖院は高原町にある霧島東神社の別当寺であったことから、霧島六所権現などにも巡拝していたのである。

ところが、天保八年（一八三七）伊勢国探検家松浦武四郎の薩摩入国に際しては状況が一変している。僧に扮しての入国であったが、古河古松軒が六十六部に変装すれば薩摩廻国は容易であったという天明三年（一七八三）頃とは違って取締りが厳重であった。

「薩摩侯の領内は国法厳重にして、余この辺へ（宮崎県高岡の月知梅）立入る節も夏井口（鹿児島県志布志）の番所にて往来手形を改め、荷物路用の銀子等微細に帳面にしるし、行く先々まで委細に吟味（を）なし、見物所の外は一切横道へ立入る事を許さず、役人立会いにて琉球の諸品物私に買取り間敷（き）証文を認めさせ、爪印を取りて、人相書を添えたる宿々送り手形を以って、番所より幸

領の者を出し問屋まで送り届け、駄の問屋にて手形を書添え、歴々の郷土宰領にして護り送れば、国中に入りて珍事旧跡数多聞き及べども、最初契約の処よりは一切見物を許さぬゆえ、尋ね行く事かなわず甚だ残念の至りなり」とある。鹿児島では中山・安田・山本などの諸氏を訪問、彼等の努力にも関わらず国禁という理由で僅か三日しか滞在できなかった。

天保十二年（一八四一）二月、飢肥藩家老平部嶠南が二十七歳のとき九州一周の旅に出ている。寺柱番所（三股町）から入国、都城から鹿児島を経て吉松、加久藤から肥後へ出国するが、行く先々で案内者と称する宰領を付け勝手に歩くことを許さなかった。鹿児島では落合双石（飢肥藩学者）の知人で江戸昌平坂学問所で学んだ人物二人から招待され自宅を訪問するが、宿の主人は隣室で嶠南等の談義を聞いているなど、夜の行動まで監視^{*25}している。

文化十一年に緩和された六十六部や廻国者などの取扱いが元に戻っているが、これは天保の大法難という一向宗への弾圧が最も厳しくなった時期と重なる。

四 一向宗禁制と六十六部

六十六部や廻国者などへの一連の取締りを一向宗禁制の側面から考察してみる。

薩摩藩における宗門改めと一向宗取締りは、寛永九年（一六三二）日向国高原（宮崎県）などに門徒がおり郷土・百姓が処分され、同十二年に切支丹改めと一向宗改めを実施した。また、一向宗本尊を出した土は知行を取り上げられて百姓へ下げられ、取り上げられた知行は寺領へ、没収された財産は神社修理へ宛てられた。百姓で一向宗であることが発覚すると財産を没収された。このような取締りはその後も実施され、寛永十七年（一六四〇）には田代新兵衛という者が一向宗の科により衆中を解かれ、火縄兵具衆へ身を売られて

いる。

明暦元年（一六五五）には宗門取締りのため、初めて宗体奉行を置き役所を宗体座とிட்ட。この宗体奉行は元禄十二年（一六九九）に宗体改方と改称、次いで宝永六年（一七〇九）には宗門改方となり、宗体座は宗門改所と改称、安永七年（一七七八）には宗門改方を宗門改役と改称した。

万治三年（一六六〇）には須木（宮崎県）で衆中十九人が、栗野・財部・中郷・福山（以上鹿児島県）等の衆中が一向宗ということ、士籍召放あるいは居屋敷没収等に処せられ、宝永五年（一七〇八）には一向宗門徒に自首を勧め、自首者には誓詞を書かせたがその数は数千人に及んだという。その結果門徒は一時減少したが享保の頃には再び増加した。享保十年（一七二五）には山伏・社人・念仏坊・平家・座頭・地神座向・子安観音守等が筋なき祈禱や占等を行い、一向宗布教をすることを禁止し、また、他領から入ってくる六十六部や行脚等へ祈念・占等を頼むことを禁止した。²⁷

門徒は隠れ念仏として地下に潜り力カヤベなど神道に偽装するなど厳しい弾圧にも関わらず増え、秘密結社の講を組織して信仰を守った。

西本願寺は薩摩藩境に接する日向諸藩や天草・水俣などの真宗寺院へ各念仏講支援を命じ、使僧を薩摩領内へ潜入させ講組織や冥加金上納を促した。

安永年間（一七七二～八〇）には二十八日講が結成され、文化ないし天保頃、諸郷・諸在で盛んに講社が結ばれた。仏飯講・烟草講・椎茸講・御鏡講・開明講・一乗講・燈明講・真影講・冥加講などである。これらは山中や溪流近くにガマという念仏洞を掘り、そこで社頭とか番頭とよばれる講社の指導者から法話を聞いたり念仏を唱えたりして法灯を維持したのであるが、多くの講社は表筋から離れた辺鄙な地域で結成されていた。六十六部や廻国者による辺鄙な所への立ち入りを禁止したのは、一向宗隠れ門徒との接触を恐れたか

一向宗禁制と六十六部取締り			
和 暦	西 暦	一向宗改め	六十六部・旅人取締り
明暦元年	1655	宗体座設置	
寛文 7年	1667	薩摩領内からの欠落取締り	
寛文12年	1672		六十六部・行脚等薩摩入国禁止
延宝 6年	1678		行脚等境目番所近辺徘徊禁止
貞享元年	1684		次書・宰領をつけ入国認める
元禄12年	1699	宗体改と改称	
宝永 5年	1708	門徒へ自首を勧める。その数数千人	六十六部取扱い具体的指示
宝永 6年	1709	宗門改と改称	
享保10年	1725	山伏・念仏坊等一向宗門徒接触禁止	
安永年間	1772～80	西本願寺使僧多数薩摩潜入	
安永 7年	1778	宗門改役と改称	
天明 3年	1783		古河古松軒薩摩廻国緩やかな扱い
寛政 4年	1792		高山彦九郎出水野間関で足止め
寛政10年	1798	薩摩門徒飢餓肥領内欠落2,804人に及ぶ	
文化 9年	1812	文化年間講社本山へ盛んに上納	野田泉光院薩摩廻国緩やかな扱い
文化11年	1814		六十六部に宰領を付けることを止める
文政 3年	1820		安井息軒父親滄洲薩摩廻国緩やか
天保元年	1830	門徒による莫大な懇志金上納発覚	
天保 5年	1834	使僧妙光寺・浄泉寺・安楽寺薩摩潜入	山之口藩境へ新たに番所4か所増設
天保 6年	1835	大法難起こる	
天保 8年	1837		松浦武四郎薩摩廻国厳しい対応
天保12年	1841		平部嶺南薩摩廻国厳しい対応
天保14年	1843	法難により本尊2千幅科人14万人に及ぶ	
弘化元年	1844	薩摩門徒飢餓肥領内欠落多し	
嘉永元年	1848	天保の法難治まり使僧探玄薩摩潜入	嘉永-文久、さらに山之口の番所増設
この頃?		家老新納、一門日置一向宗帰依発覚	
嘉永 2年	1849	日向国福島正国寺僧蘭薩摩潜入	
安政 4年	1857	使僧無涯日向国本庄宗久寺で自害	

表 1 一向宗禁制と六十六部取締り

らである。

天保六年（一八三五）に一向宗弾圧が厳しくなる。それは天保元年（一八三〇）焼香講の上納金を本山へ納める男が聖導寺へ強盗に入り、捕縛された男の自白により各講から莫大な懇志金が本山へ上納されることが発覚したのである。その頃薩摩藩は五百万両とも言

われた藩債のため藩財政は硬直化し、家老調所広郷らが財政改革に取り組んでいた時期で、一向宗門徒から莫大な金が藩外に出ていることを知り厳しい一向宗弾圧に乗り出した。それまで藩は信仰面（反服従・平等性）での理由で禁制にしていたが経済的な面からも一向宗門徒・使僧摘発に躍起になった。

松浦武四郎や平部嶠南が薩摩入国した時期は、最も厳しい一向宗門徒取締りが行われた時代であった。先の古河古松軒は次のようなことを記している。

島津領日向・大隅・薩摩は一向宗禁制で、他国の切支丹信者取締りのごとく厳しく取締っているので、表向きは門徒はいないようにあるが実際はそうではない。心がけの悪い廻国（六十六部）などは一向宗のことは知らぬ顔をして村々に入り、「実は我々は真宗（一向宗）だが、この国は一向宗御法度で薩摩入国が難しいと聞いているので、往来手形には浄土宗と書いて番所を通った」と言えば、ここでもあそこでも御馳走して泊めてくれるという。

その虚実を知るために古松軒もある武家に行つて、噂どおりに話し本願寺の有り難いことを言ったら、家族がうち寄つて奔走したとあり、「くれぐれも宗門におそるべきは門徒なり」と結んでいる。

ここで、六十六部取り扱いと一向宗門徒取締りを時代を追つて整理すると表1のようになり密接な関連が読み取れる。江戸初期は六十六部の薩摩入国を禁止、境目番所近辺を徘徊することまで禁止している。しかし、入国を求める六十六部は後を絶たなかったとみえ、貞享元年（一六八四）には次書を持たせ監視人をつけることを条件に認めている。他方、一向宗門徒の取締りも処罰を行わないうことを条件に自首を勧め誓詞を書かせて許している。そのとき自首した者は数千人に及んだという。自首を勧めたこの年、宝永五年（一七〇八）は六十六部の取り扱いが、例えば参詣寺社を予め決めておきそれ以外は認めないとか、一泊はよいが二泊以上は認めないとか野宿や堂泊は禁止など細かく指示し、役人の取締りを具体的に

している。また、山伏や念仏坊などが一向宗門徒に接触することを禁止するが、西本願寺使僧は盛んに潜入している。この時期、古河古松軒や野田泉光院など薩摩領内を廻国しているが結構自由に動いている。しかし、門徒摘発を緩めたものではなく年に数人は処刑されていることを古松軒は記している。

寛政十年（一七九八）薩摩藩は役人を潜入させ、出奔・欠落して飢肥領内に住み着いた薩摩領民を調べているが、その数は清武郷など二千八百余人に及び、その理由は貧困だけでなく一向宗信仰もあつたことを報告している。文化十一年（一八一四）には六十六部入国に際して宰領をつけないことにした。これは薩摩領内を自由に徘徊すること認めたということになる。しかし、天保六年（一八三五）にそれまでにない大弾圧が始まり、一向宗科で摘発された門徒は十四万人に及んだといひ、天保年間に薩摩入国した松浦武四郎や平部嶠南は厳しい規制と監視を受けている。

江戸後期、諸国のどの藩も関所番所は形式的な検閲で通行は自由であつたが薩摩藩だけは別であつた。寛政四年（一七九二）三月、勤皇家高山彦九郎は肥後から薩摩へ入ろうとして、肥後口の出水郷野間原で足止めされている。彦九郎が手形を持っていなかったことを理由に十日余り入国を阻まれたのであるが、このとき「薩摩人いかにやいかに荏菴の関もとささぬ御代と知らずや」と詠んでいる。

飢肥藩田野に接する山之口には壺之渡（山之口）・日当瀬・飛松・中川内・六頭子・永野・餅ヶ瀬戸・吉野元・宇名目・山神平・天神川原など辺路番所あつた。壺之渡番所は元和年間（一六一五～二三）、日当瀬と飛松番所は寛永十四年（一六三七）と古くから設置されていたが、宇名目・山之神平・吉野元・天神川原の各番所は天保五年（一八三四）、六頭子は嘉永四年（一八六一）以前、餅ヶ瀬戸と永野の番所は万延二年（一八六一）、中川内番所は文久二年（一八六二）と大法難が起つた天保以降に設置され取締りが強化されているが、これは山之口だけでなく藩全体に及んでいたと思わ

れる。大法難から二十年位経過した嘉永の頃になると、西本願寺は使僧を送り込み講社再結成を促しているが、壊滅的となった講社からの上納が途絶えた本山は財政的な建て直しを計る必要があつての行動であつた。

結びとつて

六十六部に対する日向四藩と薩摩藩の対応の違いを見たが、その基は一向宗禁制であつたか否かに集約できる。古河古松軒は江戸後期の地理学者で、諸国の交通や風俗、物産、史跡など調査していたのであるが、薩摩領内には古松軒が見聞きしたとおり、一向宗門徒の心情に付け込んだ不屈きな六十六部が多数横行していたのである。特に六十六部の辺鄙な所への徘徊を厳しく取締つた形跡があるが、鹿児島市中より外城、外城の麓より在郷と監視が不徹底になりがちな辺鄙な地域ほど隠れ門徒との接触が容易になり、一向宗門徒や使僧を騙る不逞な六十六部が横行したのであるが、為政者側は六部体の廻国者が講結成を促し、門徒拡大を図る西本願寺使僧ないし一向宗信者とみて警戒を強めたのではないか、それで六十六部が特別に藩の監視下に置かれたのではないかと考える。

注

* 1 『宮崎県地方史研究紀要第二十四輯』「日向国における廻国僧」宮崎県立図書館 前田博仁

* 2 * 8 『宮崎県史料第二巻高鍋藩拾遺本藩実録』宮崎県立図書館

* 3 * 4 * 5 『宮崎県史料編近世3』宮崎県

* 6 『宮崎県史料第二巻高鍋藩拾遺本藩実録』宮崎県立図書館

* 7 * 13 『日本庶民生活史料集成（日本九峯修行日記）』三二書房

* 9 『宮崎県史料第一巻高鍋藩本藩実録』宮崎県立図書館

* 10 『宮崎県史料第四巻高鍋藩続本藩実録下』宮崎県立図書館

* 11 『宮崎県史料第七巻佐土原藩嶋津家日記三』宮崎県立図書館

* 12 『宮崎県史料第八巻佐土原藩嶋津家日記四』宮崎県立図書館

* 14 『みやざき民俗第五十号』宮崎県民俗学会

* 15 * 16 * 17 * 21 * 22 * 23 『庄内地理志（巻五十三）』都城市

* 18 * 20 『近世社会経済叢書（西遊雜記）』

* 19 高鍋藩の記録に人夫や職人などの賃金があり、それを平成二十年度の宮崎県最低賃金で換算すると三分はおよそ九万九千円、木賃十二文はおよそ四百円である。

* 24 『宮崎県史料編近世五』宮崎県

* 25 『松浦武四郎紀行集』西海雑誌

* 26 『六郷荘日誌』青潮社

* 27 『鹿児島縣史』

* 28 『古今山之口記録』宮崎県地方史研究会

* 境目番所と辺路番所、薩摩藩には二通りの番所を設置し人・物資の出入りを管理をした。境目番所は九か所、その内宮崎県内には加久藤の求麻口、野尻の紙屋、高岡の去川、三股の梶山と寺柱にあつた。高鍋領福岡（串間市）境には志布志の八郎ヶ野と夏井にあり、九か所中六か所が日向諸藩に対する番所であつた。薩摩への出入国は境目番所と決められ、通行手形をはじめ入国目的や所持金、出国では藩外持出禁止の物品の有無など厳しく調べた。辺路番所は藩境に多く置かれ、藩内からの出奔欠落、他領から潜入を監視し、不審な者の逮捕または通報を業務とした。

（日本山岳修験学会会員）

宮崎県文化講座研究紀要 第三十六輯

平成二十二年三月三十一日 発行

編集 宮崎県立図書館
刊行

〒八〇〇〇三

宮崎市船塚三丁目二一〇番地一

TEL 〇九八五―二九―二九一一

印刷 (有) 宮崎出版社

〒八〇〇九三

宮崎市赤江一六〇一番地一

TEL 〇九八五―五三―九九二一

(非売品)

No. _____